

店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債の 取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容及び商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR^(注)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

〔 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〕

電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADR とは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券の契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

この書面は、早期償還条項付 他社株式株価連動 円貨建て債券(以下「本債券」といいます。)のお取引を行っていただくうえでのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

- 本債券のお取引は、主に募集・売出し等や当社が直接の相手方となる等の方法により行います。
- 本債券は、対象株式の株価水準、金利水準の変化や発行体の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失(元本欠損)が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 早期償還された場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のロックイン判定水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象株式の株価に連動するため、損失(元本欠損)が生じるおそれがありますので、ご注意ください。
- 本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び中途売却金額は対象株式の株価に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。
- 本債券にかかわる発行条件(行使価格、早期償還判定水準、ロックイン判定水準)は、本債券の国内受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかわる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性がありますので、ご注意ください。
- 本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

- 本債券を購入する場合は、取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、お客様の投資に関する知識・経験、金融資産、投資目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、ご自身のご判断と責任においてお取引を行って下さい。

手数料など諸費用について

本債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標の変動などにより損失が生じるおそれがあります

(価格変動リスク)

- ・ 本債券の市場価格は、基本的に市場の金利水準及び対象株式の株価水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇する傾向があります。また、対象株式の株価水準が上昇する過程では債券価格は上昇し、逆に対象株式の株価が低下する過程では債券価格は下落することが予想されます。さらに、対象株式の株価の予想変動率（ある期間に予想される株価変動の幅と頻度）の上昇は債券価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は債券価格を上げる方向に作用します。また、評価日の前後で本債券の価格が変動するケースが多いと考えられ、評価日に早期償還されないことが決定した場合は本債券の価格が下落する傾向があるものと予想されます。ただし、対象株式の株価、円金利水準、対象株式の株価の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、これらの傾向が逆転する可能性もあります。償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却できない可能性があります。
- ・ 金利水準は、中央銀行が決定する政策金利、市場金利の水準（例えば、既に発行されている債券の流通利回り）や金融機関の貸出金利等の変化に対応して変動します。
- ・ 本債券は、早期償還した場合を除き、所定の観察期間中のいずれかの時点において、対象株式の終値が所定のノックイン判定水準と等しいか又はそれを下回った場合には、満期償還金額が対象株式の株価に連動するため、損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。また、対象株式の発行体等について、破産手続きが開始された場合等には、本債券が無価値となる場合があります。

債券の発行体又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

(信用リスク)

本債券の発行体や、本債券の元利金の支払いを保証している者の業務、財産又は信用状況に変化が生じた場合、例えば、本債券の元本や利子の支払いの停滞若しくは

支払不能の発生又は特約による元本の削減などの悪影響を生じ、あるいは本債券の価格が下落するなどの可能性があり、その結果、お客様に損失（元本欠損）が生じるおそれがあります。

なお、金融機関が発行する債券は、信用状況が悪化して破綻のおそれがある場合などには、発行体の本拠所在地国の破綻処理制度が適用され、所管の監督官庁の権限で、債権順位に従って元本や利子の削減や株式への転換等が行われる可能性があります。ただし、適用される制度は発行体の本拠所在地国により異なり、また今後変更される可能性があります。

(流動性リスク・中途売却リスク)

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、また満期償還金額及び売却金額は対象株式の株価に連動すること等から、流動性(換金性)が低く、本債券の買手を見つけることが困難であるため、当社は原則として本債券の償還日前の途中売却は受付けておりません。このため、本債券を満期償還日前の、お客様が希望する時期に売却することが困難となるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

(早期償還リスク)

本債券は、一定の条件が満たされた場合、その直後の利払日に早期償還される仕組みであり、それ以降は、早期償還がなされなければ受領するはずであった利金を受領することができなくなります。この場合、その償還金額をもって別の商品に投資した際に、同等の利回りを得られない可能性があります。

(その他のご留意いただきたい事項)

- 本債券は、主に対象株式にかかわるオプションを内包している商品であり、将来の対象株式の株価の水準によっては、満期償還額が対象株式の株価に連動します。ただし、満期償還額が額面金額を上回ることはないため、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。また、本債券所有期間中に、対象株式の配当金等を得ることもできません。
- 本債券にかかわる発行条件（行使価格、早期償還判定水準、ノックイン判定水準）は、本債券の国内受渡日における対象株式の終値によって決定します。このため、発行条件決定時の対象株式の株価は、お客様が本債券にかかわる投資判断を行った時の水準から、大きく乖離する可能性があります。

本債券のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はありません。

本債券に係る金融商品取引契約の概要

当社における本債券のお取引については、以下によります。

- ・ 本債券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- ・ 当社が自己で直接の相手方となる売買
- ・ 本債券の売買の媒介、取次ぎ又は代理

本債券に関する租税の概要

個人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。外国源泉税が課されている場合は、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収されます。この場合には、確定申告により外国税額控除の適用を受けることができます。
- ・ 本債券の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
- ・ 本債券の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。
- ・ 割引債の償還益は、償還時に源泉徴収されることがあります。

法人のお客様に対する課税は、原則として以下によります。

- ・ 本債券の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。なお、お客様が一般社団法人又は一般財団法人など一定の法人の場合は、割引債の償還益は、償還時に源泉徴収が行われます。
- ・ 本債券の利子に現地源泉税が課税された場合には、外国源泉税を控除した後の金額に対して国内で源泉徴収され、申告により外国税額控除の適用を受けることができます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。

詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合わせください。

譲渡の制限

国外で発行される円貨建て債券については、現地の振替制度等により譲渡の制限が課される場合があります。

当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社において有価証券(本債券を含みます。)のお取引や保護預けを行われる場合は、以下の方法によります。

- ・ 国外で発行される円貨建て債券のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。また、国内で発行される外貨建て債券のお取引にあたっては、保護預り口座又は振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部又は一部(前受金等)をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引ができない場合があります。また、確認書をご提出いただく場合があります。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書をお客様にお渡しいたします(郵送又は電磁的方法による場合を含みます。)

当社の概要

商 号	等	株式会社 SBI 証券 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 44 号
本 店 所 在 地		〒106-6019 東京都港区六本木 1-6-1
加 入 協 会		日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関		特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 電話番号：0120-64-5005 受付時間：月曜～金曜 9:00～17:00(祝日等を除く。)
資 本 金		48,323,132,501 円(平成 28 年 10 月 31 日現在)
主 な 事 業		金融商品取引業
設 立 年 月		昭和 19 年 3 月
連 絡 先		カスタマーサービスセンター(0120-104-214)又はお取引のある取扱店 にご連絡ください。

以上

■「証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」のご紹介

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、株式、債券、投資信託等、金融商品取引法の特定第一種金融商品取引業務、及び特定第二種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関として金融庁の指定・認定及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR 促進法）に基づく認証を受け、中立的な立場で苦情・紛争を解決します。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）は、

- （１）お客様からの金融商品取引業に関するご相談・苦情の窓口
- （２）金融商品取引に関するお客様と証券会社との紛争を解決するための窓口

として、金融商品取引業者等の業務に対するお客様からの様々なご相談・苦情や紛争解決あっせん手続きの申立てを受付けています。（あっせんは、損害賠償請求額に応じ２千円から５万円をご負担していただきます。）

あっせん手続き実施者（あっせん委員）は、公正・中立な立場の弁護士が担当し、迅速かつ透明度の高い解決を図ります。

名称	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館
電話番号	0120-64-5005
受付時間	9：00～17：00（土・日・祝日等を除く）

○その他留意事項

日本証券業協会のホームページ（<http://www.jsda.or.jp/shiraberu/foreign/meigara.html>）に掲載している外国の発行体が発行する債券のうち国内で募集・売出しが行われた債券については、金融商品取引法に基づく開示書類が英語により記載されています。

2017 年 11 月

発行登録追補目論見書
(訂 正 事 項 分)

ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNPパリバ銀行)

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 6 月 12 日満期
早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債
(ソニー株式会社)

本書は、「ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 6 月 12 日満期 早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債 (ソニー株式会社)」に関する 2017 年 11 月付発行登録追補目論見書の一部を構成するものであります。

発行登録追補目論見書の訂正理由

発行登録追補目論見書の記載事項の一部に訂正すべき事項が発生したため、関連する事項を下記のとおり訂正するものであります。訂正した箇所には下線を付しております。

第四部【保証会社等の情報】

第 2 保証会社以外の会社の情報

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

(前 略)

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、本訂正発行登録書提出日(平成 29 年 11 月 22 日)までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 1 項および第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を平成 29 年 6 月 20 日に、ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 1 項、同条第 2 項第 1 号および同条同項第 2 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を平成 29 年 10 月 31 日に、関東財務局長に提出

④ 訂正報告書

訂正報告書(平成 29 年 10 月 31 日に関東財務局長に提出した臨時報告書の訂正報告書)を平成 29 年 11 月 21 日に関東財務局長に提出

以上

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

2017 年 11 月

発行登録追補目論見書
（「償還について」および「最悪
シナリオを想定した想定損
失額」と題する書面を含む。）



BNP PARIBAS

ビー・エヌ・ピー・パリバ
（BNP パリバ銀行）

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 6 月 12 日満期
早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債
（ソニー株式会社）

－ 売 出 人 －

株式会社 S B I 証券

ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 6 月 12 日満期 早期償還条項付／他社株式株
価連動 円建社債（ソニー株式会社）（以下「本社債」といいます。）の満期償還金
額および償還時期は、本社債の要項に従い、参照株式の相場の変動により影響を受け
ることがあります。詳細につきましては、「第一部 証券情報、第 2 売出要項、3 売
出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」をご参照
下さい。投資家の皆様におかれましては、株式相場の変動によって本社債の償還金額
に差異が生じることを理解され、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投
資を行われるべきです（リスク要因については「第一部 証券情報、第 2 売出要項、3
売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」をご参照下さい。）。
なお、参照株式の発行会社につきましては、「第四部 保証会社等の情報」をご参照下
さい。

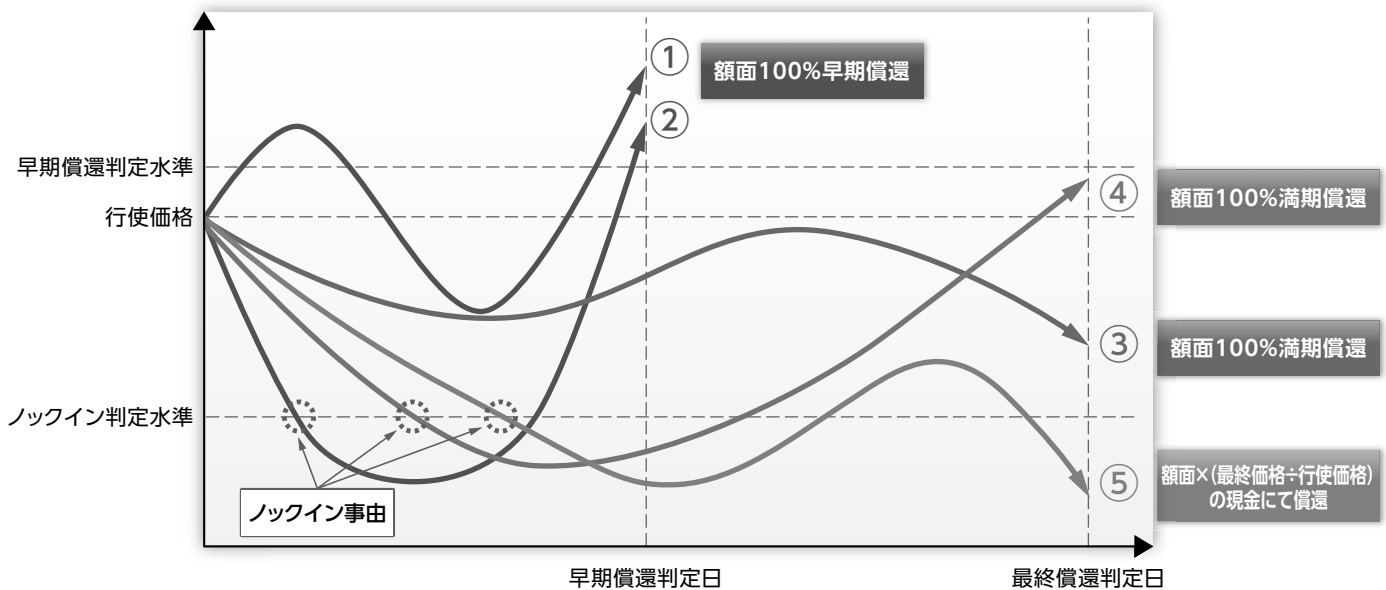
（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出するこ
とがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作
成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

償還について

以下の記載は、本債券の仕組みをご検討いただく際の補足資料として作成したものです。あくまで参考資料としてお読みください。

償還決定方法



①、② 額面100%で早期償還

ノックイン事由の発生の有無にかかわらず、早期償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 早期償還判定水準」の場合、額面100%で早期償還となります。

③ ノックイン事由が発生せず、満期償還を迎える

期中に一度も、対象株式終値がノックイン判定水準以下にならなければ額面100%で満期償還となります。

④ ノックイン事由が発生したが、額面100%で満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $\geq$ 行使価格」の場合、額面100%で満期償還となります。

⑤ ノックイン事由が発生し、額面割れで満期償還

期中に一度でも、対象株式終値がノックイン判定水準と等しいかまたはこれを下回り、最終償還判定日において、「対象株式終値 $<$ 行使価格」の場合、額面金額 $\times$ (最終価格 $\div$ 行使価格)の現金にて満期償還となります。

※詳細については、目論見書の「社債の要項の概要」の「2.償還および買入れ」をご確認ください。

この書面は、目論見書の一部を構成するものではなく、発行会社であるビー・エヌ・ピー・パリバは、この書面の正確性および完全性について、いかなる責任も負いません。

最悪シナリオを想定した想定損失額

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標の変化によって生じる、本債券の想定される損失額（以下「想定損失額」といいます。）のシミュレーションです。将来における実際の損失額を示すものではありません。

1. 2017年5月1日から2017年11月10日までの期間における各金融指標の最大値及び最小値

出所：BloombergのデータよりSBI証券作成

	最大値（日付）	最小値（日付）	期中価格に悪影響を与える下落率又は上昇幅	
			下落率	上昇幅
対象株式の株価	5,410.0円（2017/11/8）	3,853.0円（2017/5/2）	▲28.78%	
対象株式の株価の変動率	29.50%（2017/5/9）	21.72%（2017/8/29）		7.78%
円金利	0.03%（2017/5/9）	▲0.01%（2017/10/5）		0.04%

- 下落率は、期間中の最高値（終値）と最安値（終値）の比較を示したものであり、時間的推移は考慮しておりません。上昇幅は、最小値から最大値への上昇幅を示しております。
- 対象株式の株価の変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）：対象株式の株価の過去の変動から算出した変動率です。期間は、260日間としています。
- 対象株式の株価の変動率（ヒストリカル・ボラティリティ）は、ある期間の対象株式の株価の変動の度合いを表します。一般的に、変動が大きいほど変動率は大きい値に、変動が小さいほど変動率は小さい値となり、変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用します。
- 円金利：期間6ヵ月の円金利（6ヵ月LIBOR）を記載しております。

2. 満期償還時の想定損失額

観察期間中の対象株式の後場終値が所定のノックイン水準と等しいか又はそれを下回り（ノックイン事由の発生）、最終償還判定日における対象株式の株価が行使価格を下回っている場合、満期償還額は投資元本を下回ることになります。また、投資元本の全額が毀損するおそれがあります。

1. で示した過去の市場データにおける対象株式の株価の下落率は▲28.78%でした。最終償還判定日における、対象株式の株価の下落を同率と想定した場合、下表に示す損失がお客様に発生します。なお、最終償還判定日に対象株式の株価が▲28.78%を超えて下落した場合、あるいは、本債券の発行体等の信用リスク要因やその他の要因により、お客様の損失がさらに拡大する可能性があります。

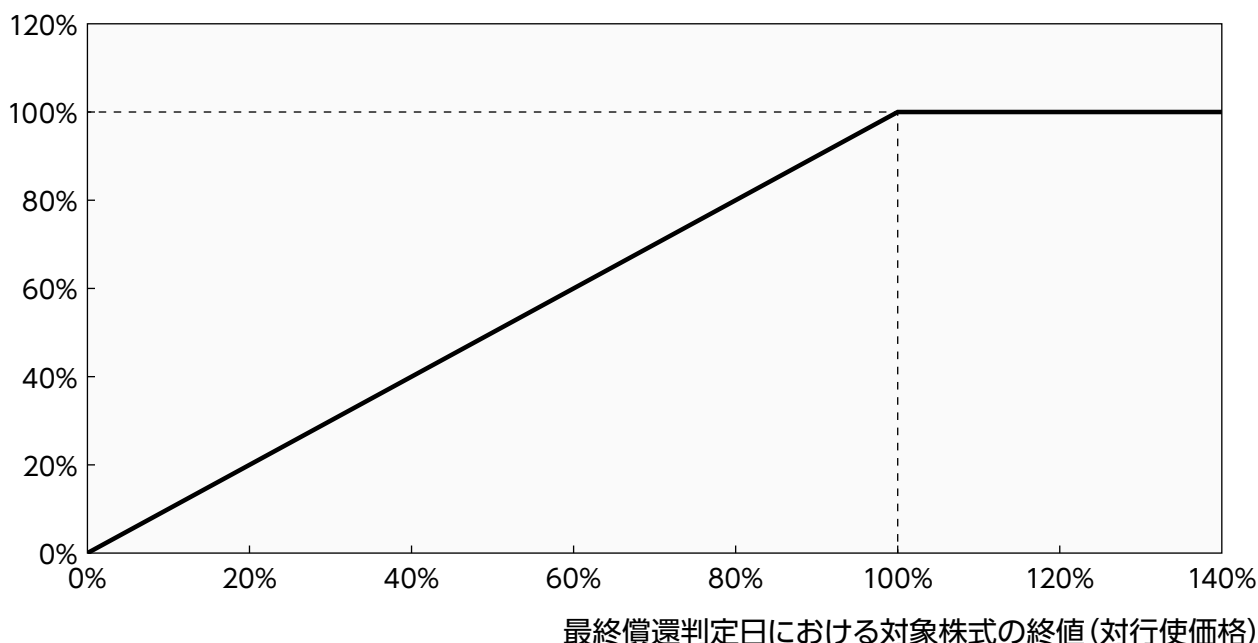
対象株式の株価の行使価格からの下落率	想定損失額（円）	実質償還金額（円）
0.00%	0	500,000
▲10.00%	▲50,000	450,000
▲20.00%	▲100,000	400,000
▲28.78%	▲143,900	356,100
▲30.00%	▲150,000	350,000
▲40.00%	▲200,000	300,000
▲50.00%	▲250,000	250,000
▲60.00%	▲300,000	200,000
▲70.00%	▲350,000	150,000
▲80.00%	▲400,000	100,000
▲90.00%	▲450,000	50,000
▲100.00%	▲500,000	0

※上記の満期償還時の想定損失額については、受取利息、税金及びその他の諸費用等は考慮しておりません。

3. 満期償還時のイメージ図(ノックイン発生時)

観察期間中に対象株式の後場終値が一度でもノックイン水準以下となった場合、満期償還額が額面金額を割り込み、損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。また、本債券の満期償還額は、額面金額の100%を超えることはありませんので、キャピタルゲインを期待して投資すべきではありません。

満期償還額(対額面金額)



4. 流動性リスクについて

本債券は、日本国内外の金融商品取引所に上場されておらず、流動性(換金性)が低いため、お客様が売却を希望される際に換金できるとは限りません。また、中途売却時には、その売却価格が当初購入価格を大きく下回り、著しい損失(元本欠損)が生じるおそれがあります。本債券に投資される際には、満期償還日まで保有されることを前提にご検討下さい。

5. 中途売却時の想定損失額

下表は、1. に記載の過去の市場データを用いて、各金融指標が本債券の期中価格に悪影響を与える方向に同時に変動した場合を想定した、中途売却時の想定損失額を試算日の市場環境に基づいて試算したものです。ただし、発行体(保証者を含む)の信用リスクや債券の流動性等を考慮し算出したものではなく、実際の売却価格とは異なります。

また、実際の中途売却に際し、各金融指標がより大きく変動した場合、お客様の損失はさらに拡大する可能性があります。上記中途売却想定損失額を上回る(額面に対して10%相当以上)可能性があります。

金融指標	金融指標の動き	下落率又は上昇幅	想定売却価格	想定損失率	想定損失額(試算額)
対象株式の株価	下落	▲28.78%	360,500円	▲27.90%	▲139,500円
対象株式の株価の変動率	上昇	+7.78%			
円金利	上昇	+0.04%			

- 本シミュレーションは、簡易な手法により行われたものです。前提条件の異なるもの、より精緻な手法によるものとは結果が異なる場合があります。
- 本シミュレーションは、2017年11月14日の市場環境にて計算しております。
- 試算日における想定損失であり、市場環境が変化した場合や、時間が経過して償還日までの期間が短くなった場合の想定損失額(試算額)とは異なります。
- 各金融指標の状況により、期中価格に悪影響を与える度合いや方向性が変化することがあるため、一般的に悪影響を与えるとされる方向と異なる場合があります。

6. 対象株式 参考株価動向

ソニー株式会社(コード:6758 JT Equity)

参照期間:2010/1/4~2017/11/10



出所:BloombergのデータよりSBI証券作成

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 28－外 4－30

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成 29 年 11 月 20 日

【会社名】 ビー・エヌ・ピー・パリバ
(BNP PARIBAS)

【代表者の役職氏名】 最高財務責任者
(Chief Financial Officer)
ラルス・マシュニル
(Lars Machenil)

投資家向け広報および財務情報の責任者
(Head of Investor Relations and Financial Information)
ステファン・ドウ・マルニャック
(Stéphane de Marnhac)

BNPパリバ証券株式会社
代表取締役CEO
(CEO and Representative Director of
BNP Paribas Securities (Japan) Limited)
フィリップ・アヴリル
(Philippe Avril)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市 9 区イタリア通り 16 番地
(16, boulevard des Italiens, 75009 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 柴 田 弘 典

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1182

【事務連絡者氏名】 弁護士 船 越 輝

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6888-1197

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 3 億円

【発行登録書の内容】

提出日	平成 28 年 3 月 14 日
効力発生日	平成 28 年 3 月 22 日
有効期限	平成 30 年 3 月 21 日
発行登録番号	28－外 4
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
28-外 4-1	平成 28 年 3 月 30 日	1,902,500,000 円	該当事項なし	
28-外 4-2	平成 28 年 4 月 5 日	637,500,000 円	該当事項なし	
28-外 4-3	平成 28 年 4 月 8 日	535,092,000 円	該当事項なし	
28-外 4-4	平成 28 年 4 月 13 日	300,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-5	平成 28 年 5 月 11 日	732,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-6	平成 28 年 5 月 11 日	302,076,250 円	該当事項なし	
28-外 4-7	平成 28 年 6 月 30 日	350,123,200 円	該当事項なし	
28-外 4-8	平成 28 年 7 月 19 日	300,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-9	平成 28 年 8 月 10 日	949,370,300 円	該当事項なし	
28-外 4-10	平成 28 年 8 月 19 日	524,560,000 円	該当事項なし	
28-外 4-11	平成 28 年 8 月 23 日	291,620,000 円	該当事項なし	
28-外 4-12	平成 28 年 8 月 23 日	2,000,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-13	平成 28 年 8 月 30 日	311,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-14	平成 28 年 8 月 31 日	2,523,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-15	平成 28 年 8 月 31 日	353,043,600 円	該当事項なし	
28-外 4-16	平成 28 年 9 月 9 日	1,995,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-17	平成 28 年 9 月 16 日	541,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-18	平成 29 年 2 月 16 日	1,478,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-19	平成 29 年 2 月 16 日	6,755,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-20	平成 29 年 4 月 18 日	522,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-21	平成 29 年 5 月 12 日	2,608,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-22	平成 29 年 9 月 1 日	2,502,680,000 円	該当事項なし	
28-外 4-23	平成 29 年 9 月 1 日	545,200,000 円	該当事項なし	
28-外 4-24	平成 29 年 9 月 1 日	343,363,200 円	該当事項なし	
28-外 4-25	平成 29 年 9 月 8 日	720,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-26	平成 29 年 9 月 19 日	1,170,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-27	平成 29 年 9 月 19 日	870,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-28	平成 29 年 9 月 19 日	1,260,000,000 円	該当事項なし	
28-外 4-29	平成 29 年 11 月 10 日	154,224,000 円	該当事項なし	
実績合計額		33,476,352,550 円	減額総額	0 円

【残額】 466, 523, 647, 450 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額		該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし

【残高】 該当事項なし。
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店
東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
グラントウキョウ ノースタワー

目 次

	頁
第一部【証券情報】	1
第1【募集要項】	1
第2【売出要項】	1
1【売出有価証券】	1
2【売出しの条件】	2
3【売出社債に関するその他の条件等】	3
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	29
第3【第三者割当の場合の特記事項】	33
第二部【公開買付けに関する情報】	33
第三部【参照情報】	34
第1【参照書類】	34
第2【参照書類の補完情報】	34
第3【参照書類を縦覧に供している場所】	34
第四部【保証会社等の情報】	35
 発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項	
各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	37
 有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実の内容を記載した書類	38
 事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	72

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出社債（短期社債を除く。）】

銘 柄	ビー・エヌ・ピー・パリバ 2018 年 6 月 12 日満期 早期償還条項付／他社株式株価連動 円建社債 (ソニー株式会社) (以下「本社債」という。)(注 1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	3 億円(注 2)	売出価額の総額	3 億円(注 2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	50 万円
償還期限	2018 年 6 月 12 日（ロンドン時間）(注 3)		
利 率	額面金額に対して 年 4.80%		
売出しに係る社債 の所有者の住所および 氏名または名称	株式会社 S B I 証券 (以下「売出人」という。) 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号		
摘 要	ビー・エヌ・ピー・パリバ（以下「発行会社」という。）により発行される非劣後 長期社債について下記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・ サービス・インクより「Aa3」、S&P グローバル・レーティングより「A」の格付が それぞれ付与されている。本社債に関するその他の条件等については下記「3 売出 社債に関するその他の条件等」を参照のこと。		

(注 1) 本社債は、発行会社により、発行会社のユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラムおよび下記注 4 に記載の代理人契約に基づき、2017 年 12 月 11 日に発行される予定である。本社債は、ユーロ市場において募集される。本社債が金融商品取引所に上場される予定はない。

(注 2) ユーロ市場で募集される本社債の券面総額は、3 億円である。

(注 3) 本社債は、株価終値が一定の水準を満たした場合、早期償還される。すなわち、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ、(a) 参照株式の株価の水準による期限前償還」に記載のとおり、早期償還判定日における株価終値が早期償還判定価格と同額かそれを上回った場合、額面金額で早期償還日に自動的に早期償還されることになる。

本社債が早期償還されない場合、本社債の償還は、計算代理人が、観測期間中、常に株価終値がノックイン価格を上回っていたと決定した場合は額面金額により、観測期間中のいずれかの日に株価終値がノックイン価格以下となったと決定した場合は以下の計算式に従って計算代理人により決定される金額（ただし、0 円以上 50 万円以下の金額とし、1 円未満を四捨五入する。）により、それぞれなされる。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終価格}}{\text{行使価格}}$$

なお、早期償還および期限前償還については下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」を参照のこと。本注記に使用されている用語は、「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」に定義されている。

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、参照株式の相場（かかる相場には上下動がある。）の変動によって左右される。申込人は、株式相場の変動によるリスクおよび株式相場の変動によって本社債の償還の時期および償還額に差異が生じることを理解し、かかるリスクに耐えうる場合に限り、本社債への投資を行うべきである。

なお、リスクの詳細については、下記「3 売出社債に関するその他の条件等、売出社債に関するリスク要因」を参照のこと。また、参照株式の発行会社については下記「第四部 保証会社等の情報」を参照のこと。

(注4) 本社債は、発行会社としてのビー・エヌ・ピー・パリバ、ルクセンブルクの上場代理人、主支払代理人および名義書換代理人としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「主支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、主支払代理人または名義書換代理人としての承継人を含むものとする。）、登録機関としてのビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店（以下「登録機関」という。この用語には、登録機関の承継人を含むものとする。）ならびに契約において指名されるその他の支払代理人および名義書換代理人（主支払代理人とともに、以下「支払代理人」および「名義書換代理人」という。これらの用語には、追加のまたはその承継人である支払代理人または名義書換代理人を含むものとする。）の間で2017年8月2日頃に締結された改訂書換代理人契約（以下「代理人契約」という。この用語には、随時更新または補足される代理人契約を含むものとする。）に従い、代理人契約の利益を享受して発行会社により発行される社債券（以下「本社債券」といい、この用語は、(i) 包括形式により表章される本社債券（以下「包括社債券」という。）に関して、当該本社債券の指定通貨における最低の指定券面額の単位（適用ある最終条件書に規定する。）、(ii) 包括社債券との交換（または一部交換）により発行される確定社債券、および(iii) 包括社債券を意味する。）のシリーズの1つである。主支払代理人、登録機関および名義書換代理人を総合して「代理人」という。

本社債券の所持人（以下「本社債権者」という。）および利付無記名式確定社債券に付された利息の支払のための利札（以下「利札」という。）の所持人（以下「利札所持人」という。）は、代理人契約および適用ある最終条件書の諸条項のすべてについて通知を受けているものとみなされ、それらの利益を享受し、それらに拘束されるものである。下記「3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要」における記載の一部は、代理人契約の詳細な条項の概要であり、その詳細な条項に基づくものである。代理人契約、英文目論見書（これには最終条件書の様式を含む。）および本社債の最終条件書の写しは、当該「社債の要項の概要、3. 支払」に所定の主支払代理人の本店および支払代理人において入手することができる。

本社債権者および利札所持人は、2017年8月2日頃に発行会社により発行された改訂書換約款(Deed of Covenant)を享受する権利を有する。約款の原本は、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌビイ（以下「ユーロクリア」という。）およびルクセンブルクのクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム（以下「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）を代表して共通預託機関により保管されている。

(注5) 本社債につき、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

発行会社により発行される非劣後長期社債について上記に記載のプログラムには、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」という。）より「Aa3」、S&P グローバル・レーティング（以下「S&P」という。）より「A」の格付がそれぞれ付与されている。これらの格付は直ちに上記に記載のプログラムに基づき発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズおよびS&Pは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第2号)およびS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第5号)が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」およびS&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	額面金額の100%	申込期間	2017年11月20日から 2017年12月11日まで
申込単位	50万円	申込証拠金	なし
申込受付場所	売出人の日本における本店 および各支店(注)	受渡期日	2017年12月12日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし	売出しの委託契約の内容	該当事項なし

(注) 本社債の申込および払込は、売出人の定める「外国証券取引口座約款」（以下「約款」という。）に従ってなされる。各申込人は、売出人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込み旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

3【売出社債に関するその他の条件等】

売出社債に関するリスク要因

本社債への投資のリターンは、参照株式の相場の動向等により影響を受ける。かかるリスクに耐え、かつ、そのリスクを評価しうる経験豊富な投資家のみが、本社債の投資に適している。本社債への投資を予定する投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断する際に、主に以下のリスク要因を検討すべきである。ただし、以下の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではないことに注意を要する。

価格変動リスク

ノックイン事由が生じた場合、本社債の（満期）償還価格は、一定の算式に従って決定される。参照株式の相場の変動によっては投資元本を大きく割り込むことがある。本社債の途中売却価格は、金利動向や参照株式の相場の動向、その他の市場環境などの影響を受けて上下する。これにより投資元本を大きく割り込むことがある。

投資利回りリスク

本社債の満期償還金額が額面金額を下回る場合には、本社債の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る）可能性がある。また、市場状況の変化により、将来、本社債よりも有利な条件の類似する社債が同一の発行会社から発行される可能性もある。

信用リスク

本社債には発行会社の信用状況の変化によるリスクがある。信用状況の変化は発行会社の経営状況もしくは財務状況の変化によって、またはこれに対する外部評価の変化によって、生じる。これにより、利払いまたは償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがある。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（購入）しようとするとき、需要（供給）がないため、有価証券を希望する時期または価格で売却（購入）することが困難となるリスクである。そのため、本社債も売却希望時に直ちに売却換金することが困難な場合がある。万一途中売却される場合、発行会社の信用力または知名度や市場環境等によって売却価格が投資元本を下回ることがある。

途中売却価格に影響する要因

償還される日より前の本社債の価値および売却価格は、償還される日より前の本社債の価値および売却価格に複雑な影響を与える様々な要因に影響される。かかる要因の影響が相互に作用し、それぞれの要因を有効に打ち消す可能性がある。償還される日より前の本社債の価値および売却価格は、最も有利な状況においても各本社債の当初の投資金額である額面金額を大きく上回らない可能性があることに注意する必要がある。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本社債の価値への影響を例示する。

① 参照株式の株価

一般的に、参照株式の株価の下落は本社債の価値に悪影響を及ぼすと予想され、また、参照株式の株価の上昇は、本社債の価値に良い影響を及ぼすと予想される。しかし、本社債の価値および売却価格は、参照株式の株価が行使価格を大きく上回る場合においても、各本社債につき額面金額を大きく超えない可能性がある。本社債の満期償還日が近づくにつれ、本社債の価値は参照株式の株価の変動に非常に敏感に影響される可能性がある。

② 参照株式の株価の予想変動率

参照株式の株価の予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅および頻度の基準を表す。一般的に、参照株式の株価の予想変動率の上昇は本社債の価値に悪影響を与える。参照株式の株価の予想変動率の減少は本社債の価値に良い影響を与える。しかし、かかる影響の度合いは参照株式の株価や本社債の満期償還金額または早期償還の有無が決定される早期償還判定日までの期間等によって変動する。

③ 早期償還判定日または満期償還日までの残存期間

本社債の価格は早期償還判定日の前後で変動するケースが多く、早期償還判定日に早期償還されないことが決定した場合は本社債の価格が下落する傾向がある。

④ 配当利回りと保有コスト

一般的に、参照株式の配当利回りの上昇または参照株式の保有コストの減少は、本社債の価値に悪影響を及ぼす。逆に、参照株式の配当利回りの下落または参照株式の保有コストの増加は、本社債の価値に良い影響を与える。

⑤ 発行会社の格付

本社債の価値は、投資家による発行会社の信用度の一般的な評価により影響を受けると予想される。通常、かかる認識は、標準的な格付機関から付与された格付により影響を受ける。発行会社に付与された格付が下落すると、本社債の価値の減少を招く可能性がある。

本社債に影響を与える市場活動

発行会社、BNPパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、通常業務の一環として、自己勘定または顧客勘定で株式現物、先物およびオプションの取引を定期的に行うことができる。発行会社、BNP

Pパリバ証券株式会社その他発行会社の関連会社は、一般に、多数の株式現物、先物またはオプションの売買によりトレーディング・ブック上のエクスポージャーおよびオフ・バランス・ポジションをヘッジし、また、エクスポージャーの存続期間中の市況の変化に伴いヘッジを調整（増減）することがある。かかる取引、ヘッジ活動およびヘッジ活動の中止は、市場における価格、したがって、本社債の価値に影響を与える可能性がある。

税務上の取扱い

日本の税務当局は本社債についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「課税上の取扱い、(2) 日本国の租税」を参照のこと。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計顧問または税務顧問に相談する必要がある。

潜在的利益相反

計算代理人であるビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エヌエヌシーは、発行会社の関連会社である。場合によっては、発行会社の関連会社としての立場と、本社債の計算代理人としての立場の利害が相反することがありうる。例えば、混乱事由発生日の有無に関する計算代理人の決定やその他の計算代理人の判断に関して、そのような場合が起こりうる。ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エヌエヌシーは、計算代理人としての職務を忠実に遂行し、合理的な判断を下す義務を負っているが、このような潜在的な利益相反が起こりうることに留意する必要がある。

社債の要項の概要

1. 利息

(a) 各本社債は、2017年12月12日（同日を含む。）から2018年6月12日（同日を含まない。）までの期間につきその額面金額に対し年4.80パーセントの利率による利息が発生し、額面金額50万円の各本社債につき、2018年3月12日および2018年6月12日（以下「利払期日」という。）にそれぞれ6,000円が支払われる。

なお、利払期日が営業日でない場合には、当該利払期日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。なお、いかなる場合にも当該利払期日に支払われるべき利息の額について調整は行われない。

「営業日」とは、ロンドンおよび東京において、商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ欧州自動即時グロス決済システム（Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer (TARGET2) System）（以下「TARGET2システム」という。）が稼動している日をいう。

(b) 利息は、毎月 30 日の 12 ヶ月で構成される 1 年 360 日を基準として計算されるものとし、1 ヶ月に満たない期間は、同基準によって計算される実際に経過した日数によるものとする。ただし、1 円未満は四捨五入する。

(c) 利息は本要項第 3 項の規定に従って支払われる。利息の発生は、本社債が償還される日（期限前に償還される日を含む。）に停止する。ただし、元本の支払が不当に留保または拒否された場合はこの限りでないものとし、かかる場合には、(i) 当該本社債に対して支払われるべき全額および／または交付されるべき資産が当該本社債の所持人またはその代理人により受領された日、ならびに(ii) 主支払代理人または当該資産を本社債権者に対し交付するために発行会社により任命された代理人が当該本社債の所持人に対し（本要項第 10 項に従い、または個別に）当該本社債に関して支払われるべき全額および／もしくは交付されるべき資産の受領を通知した日のいずれか早く到来した日まで（判決の前後を問わず）償還時に適用される利率による利息が引き続き発生する。

2. 償還および買入れ

(a) 参照株式の株価の水準による期限前償還

計算代理人がその単独の裁量により早期償還判定日における株価終値が早期償還判定価格以上であると決定した場合（以下「早期償還事由」という。）、各本社債は、2018 年 3 月 12 日（以下「早期償還日」という。）において、額面金額に早期償還日までの利息を付して早期償還される。

「参照株式」とは、ソニー株式会社の普通株式（証券コード：6758）をいう。

「早期償還判定日」とは、早期償還日の 5 予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b) 最終償還、(E) 混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「株価終値」とは、参照株式および予定取引日につき、計算代理人が決定する当該予定取引日における当該参照株式の公式な終値をいう。ただし、当該予定取引日が潜在的調整事由発生日または特別事由発生日である場合には、下記「(b) 最終償還、(B) 潜在的調整事由および特別事由」に記載の調整を受ける。

「早期償還判定価格」とは、参照株式につき、当初価格の 105 パーセントに相当する金額（1 円未満を四捨五入する。）をいう。

「当初価格」とは、当初価格決定日における株価終値をいう。

「当初価格決定日」とは、2017 年 12 月 12 日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(b) 最終償還、(E) 混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「混乱事由発生日」とは、予定取引日のうち、本取引所が通常取引時間内に取引のため開設されなかった日または市場混乱事由が発生した日をいう。

「市場混乱事由」とは、参照株式に関して、本取引所の予定取引終了時までの 1 時間の間に、(i) 計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により重大なものであると判断する取引混乱事由、(ii) 計算

代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により重大なものであると判断する取引所混乱事由、または (iii) 取引早期終了事由が発生しまたは存在することをいう。

計算代理人は、ある特定の日が混乱事由発生日に該当した場合は、本要項第 10 項に基づき実行可能な限り速やかに本社債権者に対してその発生を通知するものとする。

「取引混乱事由」とは、本取引所の値幅制限を超えて価格が変動したことまたはその他の理由により、本取引所における参照株式の取引につき、本取引所その他により取引が停止されまたは取引に制限が課されることをいう。

「取引所混乱事由」とは、市場参加者による本取引所における参照株式の取引または市場価値の把握の一般的な障害となると計算代理人が判断する事由（取引早期終了事由を除く。）をいう。

「取引早期終了事由」とは、取引所営業日において、本取引所における取引が予定取引終了時よりも前に終了することをいう。ただし、(i) 当該取引所営業日における本取引所の通常取引が実際に終了した時点または(ii) 当該取引所営業日の予定取引終了時における執行のための本取引所のシステムにおける注文の最終受付時点のいずれか早い方の 1 時間以上前に、本取引所によりかかる早期終了が発表された場合には、この限りでない。

「予定取引終了時」とは、本取引所および予定取引日に関しては、かかる予定取引日における本取引所の平日の取引終了予定時刻（取引時間終了後の取引または通常の取引時間外に行われるその他の取引を考慮しない。）をいう。

「計算代理人」とは、ビー・エヌ・ピー・パリバ・アービトラージ・エスエヌシーをいう。

「本取引所」とは、東京証券取引所、その承継の取引所もしくは取引システムまたは参照株式の取引を暫定的に取り扱う代替の取引所もしくは取引システム（ただし、かかる暫定的な代替の取引所または取引システムが、当該参照株式について、本取引所と同程度の流動性を備えていると計算代理人が判断する場合に限る。）をいう。

「取引所営業日」とは、本取引所における取引がその予定取引終了時より前に終了するか否かにかかわらず、本取引所が、通常の取引のため開設する予定取引日をいう。

「予定取引日」とは、本取引所が、通常の取引のため開設する予定の日をいう。

(b) 最終償還

(A) 満期における償還

本書に記載の条件により満期償還日前に償還または買入消却されない限り、本社債は、以下の規定に従い、計算代理人により決定された金額（以下「満期償還金額」という。）で満期償還日に償還される。

(i) ロックイン事由が発生しなかった場合、本社債は、額面金額で償還されるものとする。

- (ii) ノックイン事由が発生した場合には、本社債は、以下の計算式に従って決定された金額（1 円未満を四捨五入する。）で償還されるものとする。ただし、かかる満期償還金額は、0 円以上 50 万円以下の金額とする。

$$\text{額面金額} \times \frac{\text{最終価格}}{\text{行使価格}}$$

「満期償還日」とは、2018 年 6 月 12 日をいい、当該日が営業日でない場合には、当該満期償還日は翌営業日（かかる翌営業日が翌月に属する場合には、直前の営業日）とする。

「ノックイン事由」とは、観測期間中のいずれかの日（混乱事由発生日を除く。）に、株価終値が、一度でもノックイン価格以下となったと計算代理人が決定した場合をいう。

「ノックイン価格」とは、当初価格の 80 パーセントに相当する金額（1 円未満を四捨五入する。）をいう。

（注）売出人は、当初価格の確定後速やかに、本社債の申込みを行った投資家に対して、当初価格およびノックイン価格を通知する。

「観測期間」とは、2017 年 12 月 12 日から満期償還日の 5 予定取引日前の日までの期間における各予定取引日をいう。

「最終価格」とは、最終評価日における株価終値をいう。

「最終評価日」とは、満期償還日の 5 予定取引日前の日をいう。ただし、当該日が混乱事由発生日である場合には、下記「(c)調整事由、(E)混乱事由発生による調整」に記載の調整を受ける。

「行使価格」とは、当初価格の 100 パーセントに相当する金額をいう。

(B) 潜在的調整事由および特別事由

(i) 潜在的調整事由

「潜在的調整事由」とは、以下のいずれかの事由をいう。

- (1) 参照株式の分割、併合もしくは種類変更（合併事由による場合を除く。）、または特別配当、資本組入れもしくは類似の発行による既存株主に対する参照株式の無償交付または株式配当。
- (2) ①参照株式、または②配当もしくは参照株式の発行会社の清算代り金につき当該参照株式の株主に対する支払と等価もしくはこれに比例して支払を受ける権利を付与するその他の株式資本もしくは有価証券、または③スピンオフもしくはその他類似の取引の結果、参照株式の発行会社が取得もしくは(直接的もしくは間接的に)保有する他の会社の株式資本もしくはその他の有価証券、または④その他の種類の有価証券、権利もしくはワラントもしくはその他の資産の参照株式の既存株主に対する分配、発行または配当。いずれの（現金またはその他の対価による）支払の場合も、支払は計算代理人により決定される市場価格を下回る場合とする。
- (3) 計算代理人により決定される特別配当。
- (4) 全額払込済でない参照株式に関する参照株式の発行会社による払込請求。

(5) 参照株式の発行会社またはその子会社による参照株式の買戻し（利益または資本のいずれを原資とするか、およびその買戻しの対価が現金、有価証券その他であるかを問わない。）。

(6) 参照株式の発行会社に関して、一定の事由が発生した場合に、計算代理人が決定する市場価値を下回る価格により優先株式、証書、債務証書または新株予約権を発行することを定める敵対的買収防衛策としての株主ライツプランまたはその他の取決めに従い、参照株式の発行会社の普通株式またはその他の株式資本から株主権が分配または分離される結果となる事由。

(7) 計算代理人の判断により、参照株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果のあるその他の事由。

「潜在的調整事由発生日」とは、計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定する潜在的調整事由が参照株式の発行会社により発表された日をいう。

参照株式の発行会社により潜在的調整事由の条件が発表された後、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法により参照株式の理論的価値を希釈化または増大化する効果がその潜在的調整事由にあるかどうかを判断する。その場合、計算代理人は(i)希釈化または増大化する効果を反映させるために適切であると誠実かつ商業的に合理的な方法により判断する参照株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整（もしあれば）を計算する（ただし、参照株式に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率または流動性の変更に対応するためだけの調整は行われない。）ものとし、かつ(ii)その調整の発効日を決定するものとする。計算代理人は、オプションの取引所において参照株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う当該潜在的調整事由に関する調整を参照して、適切な調整を決定することができる（ただし、義務ではない。）。

計算代理人がこれらの調整を行う際、計算代理人は、本要項第10項に従い本社債権者に対し、参照株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対する調整を記載し、潜在的調整事由の概要および潜在的調整事由発生日を説明した通知を、実行可能な限り速やかに行うものとする。

(ii) 特別事由

(ア) 上場廃止、破産、合併事由または国有化の発生は特別事由とみなされ、下記(イ)に記載の手続が実施される。

「上場廃止」とは、参照株式に関し、本取引所の規則に従い、かかる参照株式の本取引所における上場、取引または相場形成が何らかの理由（合併事由を除く。）で停止された（または停止される）ことおよびその後本取引所の管轄区域にある他の類似のいかなる証券取引所または取引システムにおいても上場、取引または相場形成が行われないことを本取引所が発表することをいう。

「破産」とは、参照株式の発行会社の自主的もしくは強制的な清算、倒産、破産、解散もしくは閉鎖、または参照株式の発行会社に影響する類似の手続により、(1)当該参照株式の発行会社のす

すべての株式を管財人、清算人またはその他の類似の公職者に対して譲渡することを要求される場合、または(2)参照株式の株主が法律上その保有する株式の譲渡を禁止される場合をいう。

「合併事由」とは、参照株式に関し、(1)すべての発行済の参照株式の他の法人もしくは個人への譲渡もしくは取消不能の譲渡約を伴う参照株式の種類変更もしくは変更、(2)参照株式の発行会社と他の法人もしくは個人との新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換（参照株式の発行会社が存続会社であり、参照株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じない新設合併、吸収合併もしくは拘束力のある株式交換の場合を除く。）、(3)参照株式の発行会社の株式（他の法人もしくは個人により所有もしくは支配されている株式を除く。）の譲渡もしくは取消不能の譲渡約を伴う他の法人もしくは個人による買入れもしくはその他の方法による参照株式の発行会社の発行済株式の 100 パーセントを取得するための買収の申し出、公開買付、エクステンジ・オファー、勧誘、提案もしくはその他の事由、または(4)参照株式の発行会社もしくはその子会社と他の法人との新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換で、参照株式の発行会社が存続会社であり、参照株式の発行会社のすべての発行済株式の種類変更または変更を生じず、かかる事由の直前の発行済株式（当該他の法人により所有または支配されている株式を除く。）の数が、かかる事由の直後の発行済株式の数の 50 パーセント未満となる新設合併、吸収合併または拘束力のある株式交換を意味し、いずれの場合も関連する特別事由発生日が満期償還日以前となる場合に限るものとする。

「特別事由発生日」とは、特別事由が発生したと計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した日をいう。

「国有化」とは、参照株式の発行会社のすべての株式または参照株式の発行会社のすべての資産もしくは実質的にすべての資産を、国有化、収用またはその他の方法で政府関係機関、政府当局、政府関係法人もしくはその補助機関に譲渡することをいう。

(イ) 特別事由発生日の手続

参照株式に関して、特別事由が生じた場合は、発行会社は、以下の(1)、(2)または(3)に記載する手続を行うことができる。

- (1) 関連する特別事由を反映させるために適切であると判断する参照株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整（もしあれば）を、計算代理人に誠実かつ商業的に合理的な方法により決定させ、かつ、その調整の発効日を決定させる。適切な調整には、参照株式または本社債に関するボラティリティ、予想配当率、貸株料率もしくは流動性の変更に対応するための調整が含まれることがあるが、これらに限られない。計算代理人は、オプションの取引所において参照株式に関して取引されるオプションについて当該取引所が行う関連する特別事由に関する調整を参照して、適切な調整を決定することができる（ただし、義務ではない。）。

(2) 本要項第 10 項に従い本社債権者に対する通知を行ったうえ、本社債の全部（一部のみは不可。）

を、関連する特別事由を考慮した各本社債の公正市場価格から、関連の原資となるヘッジ取引の解消のため発行会社またはその関連会社に生じた費用を差し引いた額（これらはすべて計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。）に相当する金額で償還する。かかる償還金額の支払は、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

(3) 発行会社が単独の裁量により選択する取引所または取引システム（以下「オプション取引所」という。）において取引される参照株式に関するオプションの決済条件の調整後、参照株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき相応の調整を計算代理人に行わせる（かかる調整は、オプション取引所による相応の調整の発効日として計算代理人が決定する日において、効力が発生するものとする。）。オプション取引所において参照株式に関するオプションが取引されない場合には、オプションがオプション取引所において取引された場合にオプション取引所による調整が行われると計算代理人が判断する関連する特別事由を考慮するために、計算代理人は、誠実かつ商業的に合理的な方法により、オプション取引所が設定する規則および先例（もしあれば）を参照して、参照株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件に対してなすべき適切な調整（もしあれば）を行うものとする。

「関連会社」とは、ある法人（以下「当該法人」という。）により直接的もしくは間接的に支配されている法人、当該法人を直接的もしくは間接的に支配している法人または当該法人と直接的もしくは間接的に共通の支配下にある法人をいう。「支配」とは、ある法人の議決権の過半数を保有することをいう。

(iii) 株式の発行会社に関して、関連性がなく、本(イ)に従うと異なる結果が導かれる複数の特別事由が生じたと計算代理人が決定した場合は、計算代理人は、かかる特別事由および手続のいずれが適用されるかを、誠実かつ商業的に合理的な方法により決定するものとする。

(iv) 特別事由が生じ、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第 10 項に従って、それぞれの場合に応じ、特別事由の発生およびその詳細ならびにかかる特別事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

(C) 株価の訂正

満期償還日の 3 営業日前の日より後に訂正が公表された場合を除き、ある特定の日に公表され、最終償還額を決定するために計算代理人が使用する株価が同日より後に訂正され、株価が当初公表された日から参照株式の株価の訂正期間に相当する日数以内にかかる訂正が本取引所により公表された場

合、訂正された当該株価を計算代理人が使用する株価とする。満期償還日の3営業日前の日より後に公表された訂正については、最終償還額の決定において、計算代理人によりなかったものとしてみなされる。

「参照株式の株価の訂正期間」とは、1決済周期をいう。

「決済周期」とは、参照株式に関して、本取引所において、かかる本取引所の規則に従った決済に通常要する決済機関営業日の日数をいう。

「決済機関」とは、参照株式の取引の決済に通常使用される主要な国内の決済機関をいう。

「決済機関営業日」とは、決済機関が決済指示の受領および実行のために開業している日（または決済機関が参照株式の譲渡の決済を行うことができない結果を招く事象がなければ開業していたであろう日）をいう。

(D) 追加混乱事由

(i) 追加混乱事由が発生した場合、発行会社は、下記(1)または(2)の行為を行うことができる。

(1) 計算代理人に対して、誠実かつ商業的に合理的な方法により、追加混乱事由の発生に対応するための参照株式および／もしくは現物決済額および／もしくはその計算に関連するその他の変数ならびに／または本要項のその他の条件の適切な調整ならびにかかる調整の発効日の決定を行うように要求する。

(2) 本要項第10項に従って本社債権者に対する通知を行うことにより、本社債を償還する。本社債が償還された場合、発行会社は、各本社債権者に対して、追加混乱事由を考慮した本社債の公正市場価格から発行会社または発行会社の関連会社が負担するヘッジ取引に係る費用を差し引いた金額（計算代理人により誠実かつ商業的に合理的な方法により決定される。）を支払うものとする。かかる支払は、本要項第10項に従って本社債権者に対して通知された方法によるものとする。

(ii) 追加混乱事由が発生し、上記の規定に基づく調整が必要と計算代理人が判断した場合、計算代理人は、発行会社に対して、実行可能な限り速やかにこれを通知し、また、本要項第10項に従って、追加混乱事由の発生およびその詳細ならびにかかる追加混乱事由の発生に伴いとるべき行動を本社債権者に対して実行可能な限り速やかに通知するものとする。

「追加混乱事由」とは、法令変更およびヘッジ混乱事由をいう。

「法令変更」とは、発行日以後に、(A)適用ある法令の採択もしくは変更（税法、支払能力もしくは資本の要件を含むが、これらに限られない。）により、または(B)適用ある法令の公布もしくは管轄権を有する裁判所、裁決機関もしくは規制当局による適用ある法令の解釈の変更（税務当局または金融当局による措置を含む。）により、もしくは複数回発生する場合はこれらの相乗効果により、発行会社が誠実かつ商業的に合理的な方法により以下のとおり決定することをいう。

(a) 発行会社またはその関連会社による参照株式に関連するヘッジポジションの保有、取得または処分が違法となったこと。

(b) 発行会社またはその関連会社が、発行済みの本社債についてまたは参照株式に関連するヘッジポジションの保有、取得もしくは処分において、費用の著しい増加（租税、支払能力、規制または資本の要件に関連する費用を含むが、これらに限られない。）を被ることとなること。

「ヘッジ混乱事由」とは、発行会社および／またはその関連会社が、商業的に合理的な努力を行ったにもかかわらず、(A)発行会社が本社債を発行し本社債に関する義務を履行するにあたっての株価リスクもしくはその他の価格リスク（通貨リスクを含むが、これに限られない。）をヘッジするために必要とみなす取引、資産もしくは先物取引もしくはオプション取引の取得、設定、再設定、代替、維持、解消もしくは処分を行うことができないこと、または(B)かかる取引、資産もしくは先物取引もしくはオプション取引による収益もしくは参照株式に関連するヘッジポジションによる収益の自由な実現、回収、送金、受領、本国送金もしくは移転を行うことができないことをいう。

(E) 混乱事由発生による調整

評価日が混乱事由発生日に該当した場合には、混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の2連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合を除き、混乱事由発生日に該当した日の直後に最初に到来する混乱事由発生日に該当しない予定取引日が評価日になるものとする。混乱事由発生日でなければ評価日となるはずであった日の直後の2連続予定取引日の各日が混乱事由発生日である場合、(i)連続する予定取引日の最終日が混乱事由発生日であるにもかかわらず、かかる最終日が評価日であるとみなされ、また、(ii)計算代理人は、かかる連続する予定取引日の最終日の評価時刻における誠実に推定される株価終値を用いて、株価終値を決定するものとする。

「評価日」とは、当初価格決定日、早期償還判定日および最終評価日をいう。

「評価時刻」とは、予定取引終了時を意味する。

(c) 税務上の理由による償還

(A) 発行会社がフランスまたはその当局もしくはその領域内の法律もしくは規則の変更または公的解釈もしくは適用の変更の結果、本要項第5項に定める追加額を支払うことを要求される場合は、発行会社は、その選択により、(本要項第10項に従い)本社債権者に対し30日以上45日前までに通知することにより（ただし、この通知は取消不能とする。）、期限前償還金額（以下に定義される。）に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が当該税金を源泉徴収することなく支払を行うことのできる直近の日よりも前であってはならない。

(B) 本要項第5項に定める発行会社による追加額支払の約束にかかわらず、本社債に関する支払期日において、フランス法により発行会社がかかる支払を行うことが許容されない場合には、発行会社は、主支払代理人に事前に通知し、また、(本要項第10項に従い)本社債権者に対し7日以上45日前までに通知することにより、期限前償還金額に償還の日として定められた日までの利息を付して本社債の全部（一部のみは不可。）を償還することができる。ただし、本項に基づき通知される償還の日は、発行会社が

本社債に関して支払われるべき額の全額を支払うことができる直近の日よりも前であってはならず、また、かかる直近の日が既に経過している場合には、その日より後のできる限り早い日でなければならない。

(d) 期限前償還

上記(c)および本要項第6項において、各本社債は、計算代理人が本社債の公正市場価格から関連費用を控除して決定する金額（以下「期限前償還金額」という。）に償還の日として定められた日または（場合により）本社債が支払われるべきものとなった日（いずれも同日を含まない。）までの利息を付して償還されるものとする。

1年未満の期間につきこのような計算が行われる場合には、毎月30日の12ヶ月で構成される1年360日を基準として計算されるものとし、1ヶ月に満たない期間は、実際に経過した日数によるものとする。

(e) 買入れ

発行会社は、いつでも、公開市場またはその他においていかなる価格にても本社債（ならびにそれに付された期日未到来の利札）を買入れることができる。

発行会社は、買入れた本社債を、適用ある法律および規則に従い保有および再販売するか、または消却することができる。

(f) 消却

償還されたすべての本社債または消却することを前提に発行会社により買入れられたすべての本社債（および確定社債券の場合は、それとともに呈示されたすべての期日未到来の利札）は直ちに消却されるものとし、その後は再発行または再販売されないものとする。

3. 支払

確定社債券に関する元本および（もしあれば）利息の支払は（以下の規定に従い）当該本社債券または（場合により）利札の支払代理人の所定の事務所への呈示または提出に対して行われるものとする。本社債に関するすべての利息および元本の支払は、米国（本要項において、この用語はアメリカ合衆国（州およびコロンビア地区およびその領地）を意味する。）外における当該本社債または利札の呈示または提出に対してのみ行われる。本社債に関する支払は、米国内の住所への郵便または米国内の所持人の維持する口座への送金の方法では行われない。

確定社債券に関する支払は（以下の規定に従い）所持人を受取人とする指定通貨の小切手、または所持人の選択により、および主支払代理人への15日前の通知により、支払受領者が指定通貨の国の主要金融センターにおける銀行に保有する指定通貨の口座への送金により行われる。

元本、利息等の支払をなすべき日の2営業日前に、当該日における指定通貨での支払を違法または不可能とする事由が生じていると計算代理人が誠実かつ商業的に合理的な方法により決定した場合には、発行会社は、本社債権者に対し可能な限り速やかに通知した上で、指定通貨による支払の延期または米ドルでの支払を行う。

包括社債券により表章される本社債に関する元本および（もしあれば）利息の支払は、上記に特定した方法、およびその他当該包括社債券に特定される方法にて、当該包括社債券の米国外の支払代理人の所定の事務所への呈示または（場合により）提出に対して行われる。当該包括社債券に対してなされた各支払の元本の支払と利息の支払を区別した記録は、支払のために当該包括社債券の呈示を受けた支払代理人により、当該包括社債券に対して記録され、その記録は当該支払がなされたことの一応の証拠となるものとする。

該当する包括社債券の所持人は、その包括社債券により表章される本社債に関して支払を受領する権利を有する唯一の者であり、発行会社は、当該包括社債券の所持人またはその指定する者への支払により、支払われた各金額につき支払義務を免れる。本社債の特定の額面金額の所持人として、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿に記載されている者は、それぞれの場合に応じ、発行会社から当該包括社債券の所持人またはその指定する者に対し支払われた各支払の各自の割当分について、専らユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクに対してのみ請求しなければならない。当該包括社債券の所持人以外のいかなる者も、その包括社債券に対して行われるべき支払に関して発行会社に対しいかなる請求権も有しないものとする。

本社債券の償還される日において、これらの本社債券に関連するすべての期日未到来の利札は（添付の有無を問わず）無効となり、これらに関して支払はなされない。本社債券がそれらに付されたすべての期日未到来の利札を添えることなく償還のため呈示された場合は、これらの本社債券に関連して支払われるすべての金員の支払は、発行会社の補償の提供と引換えにのみ行われるものとする。

いずれかの本社債券または利札に関する金員の支払期日が、支払日でない場合は、これらの所持人はその直後の支払日まで、支払われるべき金員の支払を受ける権利を有しないものとし、その遅延に関してはいかなる利息その他の金員の支払を受ける権利も有しないものとする。

本要項において、「支払日」とは、該当する呈示の場所ならびにロンドンおよび東京において、（本要項第7項に従うことを条件として）商業銀行および外国為替市場が支払の決済をし、一般取引（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）のため開業しており、かつ TARGET2 システムが稼働している日を意味する。

利払期日、早期償還日または満期償還日（以下「支払予定日」という。）において本社債に関して支払われるべき金額（元本、利息その他）が、ある参照指標の評価数値を参照して算出することにより決定される場合で、かつ、かかる評価を行う日が支払予定日の2営業日前の日より後の日（以下「延期日」という。）に延期された場合には、利払期日、早期償還日または満期償還日は、延期日の2営業日後の日に延期されるものとし、かかる延期に関してはいかなる利息その他の金員も支払われないものとする。

当初の主支払代理人およびその他の当初の支払代理人の名称およびこれらの所定事務所は以下に記載するとおりである。

主支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、ルクセンブルク支店

(BNP Paribas Securities Services, Luxembourg Branch)

ルクセンブルク、ルクセンブルク市 1855、J・F・ケネディ通り 60

(60, avenue J.F. Kennedy, 1855 Luxembourg, Luxembourg)

その他の支払代理人

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ

(BNP Paribas Securities Services)

フランス、パンタン 93500、デバルカデール通り 9 番地、レ・グラン・ムーラン・ド・パンタン

(Les Grands Moulins de Pantin, 9, rue du Débarcadère, 93500 Pantin, France)

ビー・エヌ・ピー・パリバ・セキュリティーズ・サービスズ、香港支店

(BNP Paribas Securities Services, Hong Kong Branch)

香港、クォーリー・ベイ、キングス・ロード 979、タイクー・プレイス、PCCW タワー 21 階

(21/F, PCCW Tower, Taikoo Place, 979 King's Road, Quarry Bay, Hong Kong)

発行会社は、支払代理人のいずれも随時変更または解任し、追加のまたは別の支払代理人を任命し、および／またはいずれかの支払代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有するものとするが、以下を条件とする。

(i) 常に主支払代理人および登録機関が存在すること。

(ii) 発行会社の属する法域以外のヨーロッパ大陸内の法域に常に支払代理人が存在すること。

いかなる変更、解任、任命または所定の事務所の変更も 30 日以上 45 日以内の事前通知が本要項第 10 項に従い本社債権者に対して行われた後にのみ効力を生ずるものとする（ただし、支払不能の場合を除くものとし、その場合は直ちに効力を生ずる。）。

本社債に関する支払は、常に(i)支払場所におけるこれに適用される（本要項第 5 項の規定に影響しない）財務またはその他の法律および規則、(ii)1986 年米国内国歳入法（以下「内国歳入法」という。）第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除ならびに(iii)内国歳入法第 1471 条(b)に記載の契約に従い要求されるか、または内国歳入法第 1471 条から第 1474 条までの規定、かかる条項に基づく規則もしくは合意、かかる条項の公的な解釈もしくはかかる条項に関する政府間の提案を施行する（本要項第 5 項の規定に影響しない）法律に従って課される源泉徴収または控除に従うものとする。

さらに、発行会社は、本社債に関して支払われる金額に関して内国歳入法第 871 条(m)に従い要求される源泉徴収または控除の金額を決定する際に、「配当同等物」（内国歳入法第 871 条(m)において定義される。）の支払金額の 30 パーセントに相当する金額を源泉徴収することができるものとする。

4. 本社債の地位

本社債は上位優先債務であり、本社債および（該当する場合は）関連する利払は、発行会社の直接、無条件、無担保かつ上位の債務であり、現在および将来も常に以下の優先順位となる。

- (a) 相互間で、また他の上位優先債務との間において、同順位である。
- (b) 非上位優先債務に優先する。
- (c) 他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後する。

適用ある法律に従い、発行会社の任意清算もしくは裁判上の清算 (*liquidation amiable ou liquidation judiciaire*)、破産手続または発行会社に影響を及ぼすその他の類似の手続が行われた場合、本社債に基づく本社債権者の支払を受ける権利に係る債務は、(i)他の例外的に優先権を与えられる現在および将来の請求権に係る債務に劣後し、また、(ii)非上位優先債務に優先する。

「上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-3 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先債務（本社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

「非上位優先債務」とは、フランス通貨金融法典の L. 613-30-3-I-4 条に記載される債務の範囲に含まれるかまたは含まれるものと表示される発行会社のすべての優先 (*chirographaires*) 債務（非上位優先社債を含む。）または発行会社により発行されるその他の証券をいう。

5. 課税

(a) 源泉徴収税

発行会社またはその代理人により行われる本社債または利払に関する元本、利息およびその他の収益の支払は、フランスもしくは課税権限を有するその行政区域もしくは当局によりまたはこれらのために課され、徴収され、回収され、源泉徴収されまたは請求されることのある一切の租税、賦課金または公租公課を控除または源泉徴収することなく行われるものとする。ただし、かかる控除または源泉徴収が法律上必要とされる場合はこの限りではない。

(b) 追加額

課税管轄によりまたは課税管轄のために何らかの控除または源泉徴収を行うことが要求される場合、発行会社は、法律により許容される限りにおいて、かかる源泉徴収または控除が要求されなかったならば本来本社債権者または（場合により）利払所持人が受領したであろう金額を受領することができるように必要な追加額を支払うものとする。ただし、かかる追加額は、以下の支払に関して呈示された本社債または（場合により）利払に関しては支払われないものとする。

(i) その他の関連性がある場合

本社債または利札を所持しているという理由のみ以外に、課税管轄と何らかの関連があるとの理由で当該本社債または利札に関して公租公課を支払うべきである本社債権者もしくは（場合により）利札所持人またはその代理人により呈示された場合。

(ii) 関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合

関連日から 30 日を経過した日より後に呈示された場合。ただし、本社債権者または（場合により）利札所持人が関連日から 30 日目の日（かかる 30 日目の日が支払日であった場合）に本社債または利札を呈示すれば追加額の支払を受ける権利を有していたであろう場合は、この限りではない。

本項において、「課税管轄」とは、フランスまたは課税権限を有するその行政区域もしくは当局をいう。

本項において、本社債または利札に関する「関連日」とは、当該本社債または利札に関して、最初に支払期日の到来した日もしくは（支払われるべき金員が不当に留保もしくは拒否された場合）未払金額の全額が支払われた日、または社債券の発行された本社債の場合（他の日より早く到来する場合には）本社債権者に対し、本要項に従い本社債または利札が支払のためにさらに呈示された場合にはかかる支払がなされる旨（ただし、かかる支払が実際に行われた場合に限る。）が正式に通知された日から 7 日を経過した日をいう。

本要項における元本および／または利息への言及は、本項に基づき支払われる追加額への言及を含むとみなされる。

(c) フランスの非居住者である証明書

各本社債権者は、適用あるフランス税法の規定に従って、（支払代理人の所定の事務所で入手可能な様式によるまたはフランスの税務当局が随時指定するその他の様式による）フランスの非居住者である旨の証明書を提出するものとする。

6. 債務不履行事由

本社債権者は、以下の事由が生じた場合（以下「債務不履行事由」という。）には、発行会社および主支払代理人に対し、本社債は、その期限前償還金額にて直ちに支払われるべき旨書面にて通知することができる。

(a) 発行会社が、本社債またはその一部に関して支払うべき金員を支払期日に支払わず、当該支払期日から 30 日を経過してもなおその支払が行われない場合。

(b) 発行会社が、本社債に基づくその他の義務を履行または遵守せず、本社債権者がかかる不履行につき主支払代理人に対して通知した後 45 日経過してもなおかかる不履行が治癒されない場合。

(c) 発行会社が、支払を停止し、もしくは発行会社の裁判上の清算 (*liquidation judiciaire*) もしくはその事業の全部の譲渡 (*cession totale de l'entreprise*) を命じる判決が下された場合、もしくは発行会社が同様の手続の対象となった場合、法的手続をとることなく発行会社とその債権者のための移転、

譲渡もしくはその他の取決めを行ったり、債権者との和議手続を行った場合、または発行会社により清算もしくは解散の決議がなされた場合。ただし、かかる手続が合併その他の組織再編成に関連して行われ、これにより発行会社のすべての資産が発行会社の活動を承継する別の法人に譲渡され、発行会社のすべての債務および負債（本社債を含む。）が当該法人によって引受けられる場合を除く。

7. 時効

本社債に関する元本の支払に係る請求は、その支払期日より 10 年を経過した時に時効により無効となり、（もしあれば）本社債に関する利息の支払に係る請求は、その支払期日より 5 年を経過した時に時効により無効となるものとする。

8. 本社債券および利札の代り券の発行

本社債券（包括社債券を含む。）または利札が毀損、摩損、盗難、破損もしくは紛失した場合、代り券の発行に関連して発生する費用をその請求者が支払ったときは、発行会社が要求する証拠および補償の条件に従い、主支払代理人の所定の事務所にて代り券を発行することができる。毀損または摩損した本社債券または利札については代り券が発行される前に提出することを要する。本社債券または利札の消却および代り券の発行は、適用ある法律により要求される手続を遵守して行われるものとする。

9. 追加発行

発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、随時、本社債と同一の条件を有するか、または発行日、発行価格、最初の利息の金額および支払日ならびに／もしくは利息が発生する日を除くすべての点において同一の条件を有し、本社債と統合されて単一のシリーズを構成する社債を追加して発行することができるものとする。フランス法の下で、これらの追加社債は、その追加社債の条件として定められた場合、本社債と統合（*assimilables*）されるものとする。

10. 公告

(a) 本社債に関するすべての公告は、(i) ヨーロッパにて一般に発行されている主要な英字の日刊新聞（ファイナンシャル・タイムズであることが予定されている。）において一度掲載された場合に、または(ii) 金融市場機関の一般規則第 221-3 条および第 221-4 条に従って掲載された場合に、有効となる。当該公告は、その掲載日に行われたものとみなされ、または複数回もしくは異なる期日に掲載された場合は、その最初の掲載日に行われたものとみなされる。利札所持人は、すべての目的で、本要項に従い本シリーズの本社債権者に対して行われた公告の内容を通知されたものとみなされる。

(b) 確定社債券が発行される時までは、本シリーズのすべての包括社債券（上場の有無を問わない。）の全部がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管されている限り、当該シリーズに関してのみ、上記(a)に記載する公告に代えて、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対し、これらが本社債権者に対して連絡するよう通知を交付することができる。これらの通知は、当該通知がユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対して交付された日の 2 日後に本社債権者に対して行われたものとみなされる。

- (c) いずれの本社債権者による通知も、関連する本社債券とともに、書面による通知を主支払代理人に預託することにより行われるものとする。本社債が包括社債券により表章されている間は、本社債権者による通知は、それぞれの場合に応じ、ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて主支払代理人に対し、主支払代理人およびユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクが承認する方法によって行われるものとする。
- (d) (通知の方法を問わず) 本社債権者に対するすべての通知は、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクに対しても書面にて交付されるものとする。

11. 社債権者集会、変更および放棄

代理人契約には、本社債、利札または代理人契約の条項を変更する特別決議による承認を含めて、本社債権者の利益に影響する事項を考慮するための社債権者集会の招集に関する規定が含まれている。社債権者集会は、発行会社または本社債の未償還額面総額の 5 パーセント以上を保有する本社債権者により招集することができる。社債権者集会において特別決議を可決するための定足数は、本社債の未償還額面総額の 50 パーセント以上を所持または代表する 1 名以上の者、またはその延会においては額面総額の割合を問わずそのように所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。ただし、本社債または利札の条項の変更（本社債の満期償還日もしくは利払期日、本社債に関して支払われるべき元本額もしくは利息の利率の引下げもしくは消却、または本社債もしくは利札の支払通貨の変更を含む。）がその議題に含まれる会議においては、特別決議の可決に必要な定足数は、本社債の未償還額面総額の 3 分の 2、またはその延会においては 3 分の 1 を所持または代表する 1 名以上の者であるものとする。代理人契約には、(i) 代理人契約に従い適式に招集され開催された社債権者集会において、4 分の 3 以上の多数により可決された決議、(ii) 本社債のその時点での未償還額面総額の 90 パーセント以上を保有する者によりもしくはかかる者のために署名された書面による決議、または(iii) 本社債のその時点での未償還額面総額の 4 分の 3 以上を保有する者によりもしくはかかる者のために決済システムを通じて付与される電子的承認（主支払代理人の満足する様式による。）の方法による承認は、いずれの場合も本社債権者による特別決議として効力を有すると規定されている。本社債権者によって可決された特別決議は、社債権者集会に出席したかどうかまたは議決権を行使したかどうかを問わず、すべての本社債権者および利札所持人を拘束するものとする。また、特別決議は、本社債の額面総額の 90 パーセント以上を保有する本社債権者により署名された場合には、書面により可決することができるものとする。

主支払代理人および発行会社は、本社債権者または利札所持人の承諾なく、以下の事項につき合意することができる。

- (a) 本社債権者の利益を著しく侵害しないものである本社債、利札または代理人契約の変更。
- (b) 形式的、軽微もしくは技術的性格であるか、瑕疵のある規定を是正、訂正もしくは補足するか、明白な誤謬もしくは疑う余地のない誤謬を是正、訂正もしくは補足するために行う、または発行会社が設立された法域における法律の強行規定を遵守するための本社債、利札または代理人契約の変更。

これらの変更は、本社債権者および利札所持人に対し拘束力を有するものであり、これらの変更は、その後実施可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って本社債権者に対して通知されるものとする。

12. 代理人

代理人契約に基づく行為において、代理人は発行会社の代理人としてのみ行為し、本社債権者または利札所持人に対しいかなる義務をも負わず、またはこれらとの代理もしくは信託関係も引き受けるものではない。ただし、（発行会社が本社債権者および利札所持人に対して本社債またはそれに対する利息の支払を行う義務に影響することなく）本要項第 7 項に基づく時効の期間の満了まで、主支払代理人により本社債の元本もしくはそれに対する利息の支払のために受領された資金を主支払代理人が本社債権者および／または利札所持人のために信託として保管することを除く。発行会社は、代理人契約に基づき発行会社に対して課される義務を履行し遵守することに合意する。代理人契約には、支払代理人の補償および一定の状況における責任の免除に関する条項が含まれ、これらのいずれも、発行会社およびその子会社と取引を行う権利を有し、本社債権者または利札所持人に対してかかる取引の結果生ずる利益につき説明する責任を負うものではない。

13. 1999 年契約（第三者の権利）法

本社債は、本社債の条項を執行するための 1999 年契約（第三者の権利）法に基づくいかなる権利も付与するものではないが、これは同法とは別に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済には影響するものではない。

14. 準拠法および管轄裁判所

（a）準拠法

代理人契約、約款、本社債および利札ならびに代理人契約、約款、本社債よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務は、英国法に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

（b）管轄裁判所

本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して（直接的または間接的に）生じるすべての紛争（本社債および／もしくは利札よりまたはこれらに関連して生じる契約に基づかない債務に関する紛争を含む。）（以下「紛争」という。）の解決には英国の裁判所が専属的管轄権を有し、発行会社は英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れるものとし、各本社債権者は（本社債の取得により）英国の裁判所の専属的管轄権を受け入れたものとみなされる。本項において、発行会社は、紛争が不都合または不適切な裁判所に提起されたとの英国の裁判所に対する主張を放棄し、各本社債権者は（本社債の取得により）かかる主張を放棄したものとみなされる。

（c）送達代理人の任命

発行会社は、送達代理人として、現在ロンドン市 NW1 6AA、ヘアウッド・アヴェニュー10 (10 Harewood Avenue, London NW1 6AA) に所在するビー・エヌ・ピー・パリバ、ロンドン支店 (BNP Paribas, London branch) (Loan Administration Department 気付) を任命し、またビー・エヌ・ピー・パリ

バ、ロンドン支店が代理人でなくなった場合、または英国における登録を喪失した場合には、いかなる訴訟手続に関しても英国における送達代理人として別の者を任命し、本要項第 10 項に従い直ちに本社債権者に対して通知することを約束する。本項の内容は、法律により許容される他のいかなる方法による送達手続の権利にも影響を及ぼさないものとする。

15. 包括社債券

本社債は、無記名式恒久包括社債券（以下「無記名式恒久包括社債券」という。）の様式にて発行される。無記名式恒久包括社債券に対する元本、（もしあれば）利息またはその他の金員の支払は、何ら証明書の必要なく無記名式恒久包括社債券の（それぞれの場合に応じ）呈示または提出に対してユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて行われる。

無記名式恒久包括社債券は、交換事由が発生した場合に、（無償にて）全部（一部は不可。）につき、相当する場合は利札を付して、無記名式確定社債券に交換される。ここにおいて、「交換事由」とは(i)債務不履行事由（本要項第 6 項に定義される。）が発生し継続した場合、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルクの双方が連続する 14 日間以上営業を行っていない（法定またはその他の休日による場合を除く。）、または事業を永久に停止する意図を発表もしくは実際に事業を停止し、かつ、承継する決済制度が利用可能でないと通知を発行会社が受けた場合、または(iii)無記名式恒久包括社債券により表章される本社債券が確定様式であれば生じなかったような税務上の悪影響を受けた場合を意味する。発行会社は、交換事由が発生した場合は本要項第 10 項に従い速やかに本社債権者に対して通知するものとする。交換事由が発生した場合、（当該無記名式恒久包括社債券における利益の所持人の指示により行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクは、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができ、上記(iii)に記載する交換事由の発生の場合は、発行会社もまた、主支払代理人に対して通知して交換を要求することができる。これらの交換は、主支払代理人が最初の適切な通知を受領した日から 45 日以内に行われるものとする。

無記名式恒久包括社債券が無記名式確定社債券に交換される場合、かかる無記名式確定社債券は、最低指定券面額でのみ発行されるものとする。決済制度に基づき、指定券面額の整数倍でない金額の本社債を保有する本社債権者は、かかる交換の日までに、保有する本社債が指定券面額の整数倍となるよう、本社債を購入または売却する必要性が生じる可能性がある。

本社債券のいずれかがユーロクリアおよび／またはクリアストリーム・ルクセンブルクのために保管される無記名式の包括社債券により表章される限り、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクの帳簿において、当該本社債券の特定の額面金額の所有者として（この点に関し、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクにより発行される、いずれかの者の口座に保有される当該本社債券の額面金額に関する証明書またはその他の文書は、重大な誤謬がない限り、すべての目的のために最終的かつ拘束力を有するものとする。）記帳されている者（ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを除く。）はそれぞれ、発行会社および代理人により、当該本社債券の額面金額に対する元本または

利息の支払に関するものを除くすべての目的で当該本社債券のその額面金額の所有者として取り扱われるものとする。元本または利息の支払に関しては、当該包括社債券の所持人が、発行会社およびいずれの代理人によっても、当該包括社債券の条件に従って、当該本社債券の額面金額の所有者として取り扱われるものとする。

包括社債券により表章される本社債は、ユーロクリアおよび／もしくはクリアストリーム・ルクセンブルクまたは発行会社もしくは主支払代理人により承認されたその他の決済制度の規則および手続に従ってのみ移転することができる。

16. 様式、券面額、権原および移転

本社債は、各本社債の額面 50 万円の無記名式で発行され、確定社債券が発行される場合には、連続番号が付される。かかる確定社債券は、利札が付されて発行される。ただし、確定社債券は、本要項第 15 項に記載のとおり一定の場合を除き発行されない。

以下に定める条件に従い、本社債および利札の権原は引渡しにより移転する。各利札の所持人は、その利札が本社債券に添付されているかどうかを問わず、その所持人の権能として、当該本社債券に含まれるすべての条項に従うものとし、それらに拘束されるものとする。発行会社および代理人は、適用ある法律により許容される限りにおいて、いかなる本社債券または利札の所持人をも（それらの本社債券または利札の支払期限が過ぎたか否かに関わらず、また本社債券面上への所有権等に関する記載、以前の本社債券の損失または盗難の通知に関わらず）すべての目的のためにその最終的所有者として取り扱うことができる。

17. ベイルインおよび損失吸収の認識

(a) 承認

本社債を取得することにより、本社債権者（本項において、現在または将来における本社債の実質的保有者を含む。）は、以下の事項について承認、受諾、承諾および合意するものとする。

(A) 関連破綻処理当局（以下に定義される。）によるベイルイン・損失吸収権限（以下に定義される。）

の行使による影響に拘束されること。それにより、以下のうち 1 つまたは複合的な影響または結果が生じることがある。

(i) 支払額（以下に定義される。）の全部または一部の減額。

(ii) 本社債の条件の修正、改正または変更を含む、支払額の全部または一部の発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務への転換（およびかかる株式、有価証券または債務の本社債権者に対する発行）。この場合において、本社債権者は、本社債に基づく権利に代えて、かかる発行会社またはその他の者の株式、その他の有価証券または債務を受け入れることに合意する。

(iii) 本社債の消却。

(iv) 本社債の償還期限の修正もしくは変更または本社債に関して支払われる利息の金額もしくは支払日の修正（支払を一定期間停止することを含む。）。

(B) 本社債の条件は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使の対象であり、その効力を生じさせるために必要な場合には変更される可能性がある。

本要項において、「支払額」とは、その時点までに消却その他により支払義務が消滅していない本社債の償還時に支払われる金額および発生したが未払の利息をいう。

(b) ペイルイン・損失吸収権限

本要項において、「ペイルイン・損失吸収権限」とは、金融機関および投資会社の再生および破綻処理制度に関する枠組を設定する 2014 年 5 月 15 日付の欧州議会および欧州連合理事会の指令 2014/59/EU（以下「銀行再生および破綻処理指令」または「BRRD」といい、随時改定される。）の置き換えに関するフランスにおいて有効な法律、規制、規則もしくは要件（2015 年 8 月 20 日付政令 2015-1024 (*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*)（その後の改正を含み、以下「2015 年 8 月 20 日付政令」という。）、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組において金融機関および投資会社の破綻処理制度に関する統一的な規則および手続を定めるとともに規則 (EU) 1093/2010 を改正する、2014 年 7 月 15 日付の欧州議会および欧州連合理事会の規則 (EU) 806/2014（その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）を含む。）またはその他のフランス法（それぞれ、それらに基づく指示、規則および基準を含む。）に基づき随時存在する権限であって、破綻処理後のペイルイン・ツールの実行に関連するか否かを問わず、これに従い規制対象企業（またはかかる規制対象企業の関連会社）の債務が減額（一部または全部）、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らの方法によって修正されるか、または規制対象企業（またはかかる規制対象企業の関連会社）の有価証券がかかる規制対象企業もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくは債務に転換されるものをいう。

「規制対象企業」とは、2015 年 8 月 20 日付政令により改正されたフランス通貨金融法典 L. 613-34 条の第 1 項に規定される企業をいい、金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの親会社または持株会社の一部を含むものとする。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性監督・破綻処理機構 (*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*)、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、または随時ペイルイン・損失吸収権限を行使することができるもしくはかかる行使に参加することができるその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第 18 条に基づく活動をする欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）をいう。

(c) 利息およびその他の支払額の支払

発行会社に関して関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限が行使された後は、支払額の支払または返済は、当該支払または返済が予定された日において発行会社またはそのグループ内の他の構成員に適用あるフランスおよび欧州連合において効力を有する法令に基づきかかる支払または返済が行われることが許されない限り、支払額の支払期限は到来せず、支払または返済はなされないものとする。

(d) 債務不履行事由の不存在

発行会社に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に伴う本社債の消却、支払額の減額（一部または全部）、発行会社もしくはその他の者の有価証券もしくは債務への転換、または本社債に関する関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使のいずれも、債務不履行事由またはその他の契約上の義務の不履行とはならず、本社債権者に救済（衡平法上の救済を含む。）を受ける権利を与えるものではなく、かかる救済はここに明示的に放棄されるものとする。

(e) 本社債権者への通知

本社債に関して関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使されたときは、発行会社は、可能な限り速やかに、本要項第 10 項に従って、本社債権者に対し、かかるペイルイン・損失吸収権限の行使について通知するものとする。発行会社は、さらに、情報提供を目的として、かかる通知の写しを主支払代理人に対して交付するものとするが、主支払代理人はかかる通知を本社債権者に送付する義務を負わない。発行会社によるかかる通知の遅延または不履行は、ペイルイン・損失吸収権限の有効性または執行可能性に影響を及ぼすものではなく、本項に記載された本社債への効果に影響を及ぼすものではない。

(f) 主支払代理人の職務

関連破綻処理当局によりペイルイン・損失吸収権限が行使された場合、発行会社および本社債権者（本社債の実質的保有者を含むものとする。）は、関連破綻処理当局によるペイルイン・損失吸収権限の行使に関して、(ア)主支払代理人は本社債権者からいかなる指示を受ける必要もなく、(イ)代理人契約は主支払代理人に対していかなる職務を課すものでもないことに、ここに合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使の完了後に本社債が残存する場合（例えば、ペイルイン権限の行使の結果が本社債の元本の部分的な減額に留まった場合）、代理人契約に基づく主支払代理人の職務は、発行会社および主支払代理人が代理人契約の修正に従い合意する範囲において、かかる完了後にも本社債に関して引き続き適用されるものとする。

(g) 比例按分

支払額の合計額を下回る金額について関連破綻処理当局がペイルイン・損失吸収権限を行使した場合、発行会社または関連破綻処理当局により主支払代理人が別途指示された場合を除き、ペイルイン・損失吸収権限に従い本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算で行われるものとする。

(h) 完全条項

本項に記載される事項は、上記の事項に関する完全な合意であり、発行会社および本社債権者との間の他の契約、取決めまたは合意を排除するものである。

課税上の取扱い

(1) フランスの租税

以下は、本社債の保有に関する一定のフランス税効果の概要である。

この概要は、本社債を取得、保有または処分することに関連する可能性のあるフランス税務上の留意事項のすべてを網羅的に記載したものではない。この概要は、本発行登録追補書類の提出日（平成 29 年 11 月 20 日）現在において有効な法令に基づいており、したがって、当該日以降に効力を生じる法令の変更により影響を受ける可能性がある。

源泉徴収税

以下は、発行会社の株式を現在保有していないか、または発行会社とのその他の関係を有しない本社債権者に関連する可能性のある一定の源泉徴収税の留意事項についての概要である。

フランス共和国の 2009 年第 3 号改正金融法 (*loi de finances rectificative pour 2009 no.3*) (2009 年 12 月 30 日付 2009-1674 法) (以下「本法」という。)の導入後、2010 年 3 月 1 日以後に発行された社債について発行会社によってなされる利息およびその他の収入の支払には、当該支払がフランス国外における、フランス一般租税法第 238-0 条 A に定められた意味における非協調的な国または属領 (*Etat ou territoire non coopératif*) (以下「非協調国」という。)においてなされた場合を除き、フランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる源泉徴収税は課されない。当該社債の当該支払が非協調国においてなされる場合、フランス一般租税法第 125 条 AIII に基づいて 75 パーセントの源泉徴収税が適用される（ただし、一定の例外および適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）。

さらに、フランス一般租税法第 238 条 A に基づき、当該社債の利息およびその他の収入は、それらが非協調国において設立されもしくは住所を有している者に対して支払われもしくは生じた場合または非協調国において支払われた場合、発行会社の課税所得の控除対象とはならない。一定の条件の下では、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入は、フランス一般租税法第 109 条に基づいてみなし配当とみなされる場合がある。その場合、かかる控除対象とならない利息およびその他の収入には、フランス一般租税法第 119 条の 2 に基づいて定められる 30 パーセントまたは 75 パーセント（ただし、適用される二重課税防止条約のより有利な条項の対象となる。）の源泉徴収税が課される場合がある。

上記にかかわらず、ある社債の発行の主要な目的および効果が、非協調国における利息またはその他の収入の支払を認めるものではなかったことを発行会社が証明できる場合には、かかる発行にはフランス一般租税法第 125 条 AIII に定められる 75 パーセントの源泉徴収税の規定およびフランス一般租税法第 238 条 A に定められる不控除に関する規定のいずれもが適用されないと規定されている（以下「本例外」という。）。フランスの税務公報 (*Bulletin Officiel des Finances Publiques-Impôts*) (BOI-INT-DG-20-50-20140211 no. 550 および 990、

BOI-RPPM-RCM-30-10-20-40-20140211 no. 70 お よ び 80 な ら び に
BOI-IR-DOMIC-10-20-20-60-20150320 no. 10) に基づき、社債が下記のいずれかに該当する場合、
発行会社はかかる社債の発行の目的および効果に係る証拠を提示することなく、かかる社債の発行
について本例外が適用される。

- (i) フランス通貨金融法典 L. 411-1 条に定められた意味における公募によって勧誘される場合または非協調国以外の国において募集に相当するものによって勧誘される場合。「募集に相当するもの」とは、外国の証券市場当局への募集書類の登録または提出が必要となる勧誘を意味する。
- (ii) 規制市場またはフランス共和国もしくは外国の多国間証券取引システムにおける取引が承認されている場合（ただし、かかる市場またはシステムが非協調国に所在しておらず、かかる市場の運営が取引業者もしくは投資サービス業者またはその他類似の外国エンティティによって実行されている場合に限る。（ただし、かかる取引業者、投資サービス業者またはエンティティが非協調国に所在しない場合に限る。））。
- (iii) その発行時において、フランス通貨金融法典 L. 561-2 条に定められた意味における中央預託機関もしくは証券の決済および受渡しのためのシステムの運用機関または 1 以上の類似の外国預託機関もしくは運用機関の提供する業務における取扱いが認められている場合（ただし、かかる預託機関または運用機関が非協調国に所在しない場合に限る。））。

本社債は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクを通じて決済されるため、適用ある規則に基づく本免除を受けることができ、適用ある規則が将来変更される場合を除き、フランスにおける源泉徴収税および控除に関する規定のいずれも本社債には適用されない。

一定の限られた例外を除き、フランス一般租税法第 125 条 A に従い、税務上のフランスの居住者 (*domiciliés fiscalement*) である個人が受け取る利息および類似の収入には 24 パーセントの源泉徴収税が課され、これはかかる支払がなされた年度に係る個人の所得税額から控除される。社会税（一般社会拠出金、社会保障債務返済拠出金およびその他関連する拠出金）もまた、税務上のフランスの居住者である個人が受け取る利息および類似の収入に対し、一律 15.5 パーセントの源泉徴収税として課される。

(2) 日本国の租税

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務または税務顧問に相談する必要がある。日本国の税法上、本社債のような社債についての課税上の取扱いは必ずしも明確とはいえず、また日本国の税務当局もその取扱いを明確にしていない点注意を要する。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本国の税法」という。）上、本社債のようにデリバティブ取引と社債を組み合わせた複合的金融商品に関して、一部の法人税法の通達を除き、その取扱いを明確に規定したものはない。

さらに、日本国の税法上、本社債のように、特定の株価に連動して満期償還金額が変動する社債に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。将来、日本国の税務当局が満期償還金額が変動する社債に関する取扱いを新たに取り決めたり、または日本国の税務当局が日本国の税法について新たな解釈を示し、その結果本社債に対して投資した者の課税上の取扱いが、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

本社債の利息は、日本国の税法の定めるところにより、一般的に利息として取り扱われるものと考えられる。日本国の居住者が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の源泉所得税を課される（租税特別措置法第 3 条の 3、地方税法第 71 条の 5 および 6）。さらに、日本国の居住者は、申告不要制度または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率が適用される（租税特別措置法第 8 条の 4、地方税法第 71 条の 5 および 6）。内国法人が支払を受ける本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本国の税法上 15 パーセント（2037 年 12 月 31 日までは 15.315 パーセント）の源泉所得税を課される。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本社債の譲渡または償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益または償還差益は、20 パーセント（15 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税）（2037 年 12 月 31 日までは 20.315 パーセント（15.315 パーセントの国税と 5 パーセントの地方税））の税率による申告分離課税の対象となる（租税特別措置法第 37 条の 11 第 1 項、第 2 項）。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡または償還による所得は、確定申告を不要とすることができ、その場合の源泉徴収税率は、申告分離課税における税率と同じである。また、内国法人に帰属する譲渡損益または償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

日本国の居住者は、本社債の利息、譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債に係る利息および償還差益ならびに本社債の譲渡により生ずる所得で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されない。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

発行会社の発行する社債に関するリスク要因

2014 年 7 月 2 日に、BRRD が施行された。

フランスにおける BRRD の施行は、2 つの主な法律において行われた。まず、銀行業務の分離および規制に関する 2013 年 7 月 26 日付銀行法 (*Loi de séparation et de régulation des activités bancaires*) (2014 年 2 月 20 日付政令 (*Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière*) による改正を含む。) (以下「銀行法」という。) が BRRD の施行を前提として制定された。次に、金融関連の事項についてフランス法を EU 法に合致させるため、2015 年 8 月 20 日付政令により、銀行法を改正および補完する個々の規定が導入された。BRRD に含まれる規定の多くは、銀行法に含まれる規定と既に実質的に同じであった。フランスにおいて BRRD の大部分を施行するため、(i)再生計画、(ii)破綻処理計画および(iii)金融機関またはグループの破綻処理の実現可能性の評価基準に関する 2015 年 8 月 20 日付政令の規定を施行するための 2015 年 9 月 17 日付法令 2015-1160 および 2015 年 9 月 11 日付の 3 つの指令(*décret et arrêtés*)が、2015 年 9 月 20 日付で公表された。

BRRD およびそれを施行する規定が金融機関（発行会社を含む。）に与える影響は現時点では明らかではないが、その現在および将来における施行および発行会社への適用、またはそれに基づく措置は、発行会社の事業活動および財政状態ならびに本社債の価値に重大な影響を及ぼす可能性がある。

BRRD の目的は、金融危機に早期に対処するための一般的な手法および権限を破綻当局に付与することにより、財務の安定を確保し、（最終手段として利用されるべき）銀行のバイルアウトに際して納税者が負うことになる負担または損失を最小限にとどめることである。BRRD において当局（フランスにおいては、金融健全性監督・破綻処理機構 (*Autorité de contrôle prudentiel et de résolution*) (以下「ACPR」という。) または単一破綻処理委員会 (以下「SRB」という。) のいずれかとなる。) に付与される権限は、以下の 3 つのカテゴリー、すなわち(i)潜在的な問題のリスクを最小限にとどめるための準備段階および計画（準備および回避）、(ii)初期段階の問題の場合における、破綻を回避するために早い段階で会社の状況悪化を阻止する権限（早期介入）ならびに(iii)会社の破綻による公益に関する懸念が示された場合における、会社の重要な機能を維持し、納税者の損失エクスポージャーを可能な限り抑えながら、秩序立ててその会社を再編または解散するための明確な手法、に分類される。

さらに、単一破綻処理メカニズム規則により、破綻処理の集権化が確立され、SRB および各国の破綻処理当局に権限が委託された。

BRRD に基づき、破綻処理当局は、金融機関が実質的な破綻状態に陥ったとみなされた場合において、以下のすべてに該当するときは、当該金融機関に対し、破綻処理手続を開始し、破綻処理の手法および権限を行使することができる。

- (a) 金融機関が破綻に陥っているかまたは陥る可能性がある場合（詳細については、下記(w)ないし(z)を参照のこと。）。

(b) 私的な措置により破綻を回避できる合理的な見込みがない場合。

(c) 資本性証券に関連する場合を除き、破綻処理措置が必要かつ公益に適う場合。

「実質的な破綻状態」とは、以下のいずれかの状況をいう。

(i) 破綻処理措置が取られる前に破綻処理の条件が満たされているものと決定されたとき。

(ii) 資本性証券に関してかかる権限が行使されない限り、金融機関またはグループが破綻すると関係当局が決定したとき。

(iii) 金融機関が臨時の公的な資金援助を必要としているとき。

金融機関は、(w)継続的な許認可の要件に違反しているかもしくは近い将来に違反する可能性がある場合、(x)資産が負債を下回っているかもしくは近い将来に下回る可能性がある場合、(y)期限が到来した債務の支払ができないかもしくは近い将来に支払ができなくなる可能性がある場合、または(z)一定の限定的な状況を除き、臨時の公的な資金援助を必要としている場合において、破綻に陥っているかまたは陥る可能性があるものとみなされる。

現在、BRRD には、以下に記載する 4 つの破綻処理手法および権限が規定されている。

(i) 事業の売却 — 破綻処理当局は、株主の同意またはその他適用される手続的要件に従うことなしに、企業の売却またはその事業の全部もしくは一部の売却を商業的条件で行うことを命じることができる。

(ii) 承継金融機関 — 破綻処理当局は、企業の事業の全部または一部を「承継銀行」（かかる事業の全部または一部を転売目的で保有する公の支配下にある企業）に譲渡することができる。

(iii) 資産分離 — 破綻処理当局は、減損資産または問題のある資産を長期的に管理および処理させるために、かかる資産を資産運用会社に譲渡することができる。

(iv) ベイルイン — 破綻処理当局に、破綻金融機関の無担保債権者の債権額を減額する権限および破綻金融機関の無担保債務（本社債を含む。）を株式（かかる株式は、本号に定める手法（以下「一般的ベイルイン・ツール」という。）の適用による将来的な消却、移転または希釈化の対象となり得る。）に転換する権限を付与する。

また、2015 年 8 月 20 日付政令により改正されたフランス通貨金融法典は、一般的ベイルイン・ツールが適用される例外的な状況であっても、(a)合理的な期間内に債務のベイルインを行うことができない場合、(b)破綻処理中の金融機関の重要な機能および主要な業務を継続するために、一般的ベイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、(c)欧州連合の加盟国（以下「加盟国」という。）の経済に深刻な混乱を引き起こし得る金融市場インフラを含む金融市場の深刻な機能不全につながる悪影響の拡大を防ぐために、一般的ベイルイン・ツールを適用しないことが不可欠かつ相当である場合、または(d)一般的ベイルイン・ツールを適用することによって価値の破壊が起こり、一般的ベイルイン・ツールを適用しない場合よりも他の債権者の負担する損失が増大する場合には、関連破綻処理当局が、減額または株式転換に関する権限の適用から一定の債務を除外または一部除外することができる旨を規定している。したがって、関連破綻処理当局が一定の適格債務の除外または一部除外を決定した場合、かかる除外がなされなかった場

合に他の適格債務（場合により本社債権者に支払われるべき債務を含む。）に適用される減額または株式転換の水準が、かかる除外を考慮して引き上げられる可能性がある。その結果、かかる債務により吸収されるはずだった損失が他の債権者に完全に移転されない場合、フランスの預金保証・破綻処理基金（*Fonds de garantie des dépôts et de résolution*）または加盟国によるその他の類似の機関は、（i）適格債務により吸収されなかった損失を補填し、破綻処理中の金融機関の純資産価値をゼロまで回復するため、または（ii）破綻処理中の金融機関の株式もしくはその他の持分証券または資本性証券を購入することで資本の再構成を行うため、出資額が当該金融機関の総負債の 5%を超えないという要件を含む一定の制限の下で、破綻処理中の金融機関に出資することができる。損失が残った場合は、最後の手段として、追加的金融安定手法を通じた特別の公的な資金援助を行う。かかる特別の資金援助は、加盟国援助の枠組に従って提供されなければならない。

BRRD に規定された権限は、発行会社を含む金融機関および投資会社の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼす。とりわけ、本社債は、一般的ペイルイン・ツールの適用（償還期限の変更といった本社債の条件の修正を含む。）を受けて減額（ゼロとなる場合を含む。）または株式転換の対象となることがあり、本社債権者はその投資の一部または全額を失う結果となる可能性がある。したがって、発行会社に適用される BRRD またはその行使の示唆は、本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。

現在 BRRD に規定されている権限およびフランス通貨金融法典におけるその実施は、発行会社を含む金融機関および大規模な投資会社（資本要求指令 4 により 730,000 ユーロの当初資本金を有することを義務づけられているもの。）の運営方法のみならず、一定の状況においては、債権者の権利にも影響を及ぼすことが見込まれる。銀行同盟に参加する加盟国（フランスを含む。）にとって、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）は、利用可能な措置の範囲を完全に一致させているが、加盟国は、BRRD に規定される破綻処理の目的および原則に準拠する限りにおいて、国家レベルで危機に対応するための追加的措置を導入する権限が認められている。

SRB は、ACPR との間で特に破綻処理計画の詳細化について緊密に連携しており、単一破綻処理基金への国からの出資の拠出の条件が 2016 年 1 月 1 日までに満たされたため、同日から全面的な破綻処理権限を承継した。BRRD および BRRD を施行するフランス法の規定の発行会社への全般的な影響を評価することはまだ不可能であり、その施行または現在企図されている措置が本社債権者の権利、本社債への投資の価格もしくは価値または本社債に基づく義務を履行する発行会社の能力に悪影響を及ぼさない保証はない。

2014 年 11 月以降、欧州中央銀行（以下「ECB」という。）は、単一監督メカニズム（以下「SSM」という。）に基づき、ユーロ圏加盟国の重要な金融機関の健全性の監督を引き受けてきた。さらに、ユーロ圏内の銀行の破綻処理を確実に一致されたものとするため、SRM が導入された。上記のとおり、SRM は SRB により運営される。単一破綻処理メカニズム規則の第 5(1)条に基づき、SRM は、ECB による直接の監督対象である銀行

に対する、BRRD に基づき加盟国の破綻処理当局に与えられた責任および権限を付与されている。かかる権限を行使する SRB の能力は、2016 年初めから有効となった。

発行会社は、SSM 規則の第 49(1)条の目的において重要監督対象法人に指定されており、これにより、SSM の関連では ECB の直接の監督下にある。これは、発行会社が、2015 年に施行された SRM の対象でもあることを意味している。単一破綻処理メカニズム規則は、BRRD と同内容であり、SRB に各国の関連破綻処理当局が利用可能なものと同等の権限が認められるよう、その大部分において BRRD を参照している。

さらに、破綻処理の枠組の導入により、破綻処理の枠組の対象となる金融商品の流動性は、金融市場におけるストレスの状態または状況に対して脆弱となる可能性がある。投資家は、発行会社の有価証券に投資を行うことによる集中リスクについて、金融部門レベルでも評価されるべきことに留意すべきである。すなわち、投資家は、保有する発行会社の有価証券についてのみ考慮するのではなく、当該投資家が保有するペイラインの枠組の対象となる金融機関により発行されたすべての有価証券についても考慮すべきである。

参照株式の株価の過去の推移

下記のグラフは、2016 年 11 月 16 日から 2017 年 11 月 16 日までの東京証券取引所における株価終値の推移を表したものである。これは、様々な経済状況の下で参照株式の株価がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この参照株式の株価の過去の推移は、将来の動向を示唆するものではなく、また本社債の時価を示すものでもない。過去の下記の期間において参照株式の株価が下記のように変動したことによって、参照株式の株価が本社債の償還までに同様に推移することも示唆するものではない。



(注) 2017 年 11 月 16 日の東京証券取引所における参照株式の終値は、5,177 円であった。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2016年度）（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

平成29年6月9日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書及びその添付書類

事業年度（2017年度中）（自 平成29年1月1日 至 平成29年6月30日）

平成29年9月29日関東財務局長に提出

3【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年8月23日および平成29年8月30日にそれぞれ関東財務局長に提出

訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を平成29年10月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（それぞれの訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成29年11月20日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る発行会社の判断に重大な変更はない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行東京支店

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

グラントウキョウ ノースタワー

第四部【保証会社等の情報】

第 1 保証会社情報

該当事項なし。

第 2 保証会社以外の会社の情報

1 当該会社の情報の開示を必要とする理由

(1) 当該会社の名称および住所

ソニー株式会社 東京都港区港南一丁目 7 番 1 号

(2) 理由

本社債の満期償還金額および早期償還の有無は、上記「第一部 証券情報、第 2 売出要項 3 売出社債に関するその他の条件等、社債の要項の概要、2. 償還および買入れ」に記載の条件に従い、当該株式の相場の変動によって左右される。したがって、当該会社の企業情報は、本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。ただし、発行会社は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(3) 当該会社の普通株式の内容

発行済株式	種 類	発行済株式数	上場金融商品取引所または 登録認可金融商品取引業協会名	内容
		(2017 年 11 月 7 日現在)		
	普通株式	1, 264, 650, 760 株	東京・ニューヨーク各証券取引所	単元株式数は 100 株

(注) 1. 東京証券取引所については市場第一部に上場されている。

2. 「発行済株式数」には、2017 年 11 月に新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。

2 継続開示会社たる当該会社に関する事項

(1) 当該会社が提出した書類

① 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（2016 年度）（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日）

平成 29 年 6 月 15 日関東財務局長に提出

② 四半期報告書又は半期報告書

四半期報告書

四半期会計期間（2017 年度第 2 四半期）（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日）

平成 29 年 11 月 7 日関東財務局長に提出

③ 臨時報告書

①の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成 29 年 11 月 20 日）までに、企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 1 項および第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を平成 29 年 6 月 20 日に、ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 1 項、同条第 2 項第 1 号および同条同項第 2 号の 2 の規定に基づき臨時報告書を平成 29 年 10 月 31 日に、関東財務局長に提出

(2) 上記書類を縦覧に供している場所

株式会社東京証券取引所

東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

第 3 指数等の情報

該当事項なし。

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に
掲げる要件を満たしていることを示す書面

関東財務局長 殿

平成 28 年 3 月 14 日

会社名 ビー・エヌ・ピー・パリバ

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
代理人 弁護士 柴田 弘典

署名 柴田 弘典

1. 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
2. 当社が本邦において発行登録書の提出日（平成28年3月14日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額は100億円以上であります。

（平成26年9月5日の募集）

券面総額または振替社債の総額：650億円

2017 年度第 3 四半期決算

プレスリリース

2017 年 10 月 31 日、パリ発

営業収益は若干の減少
(当四半期の不利な為替変動の影響)

営業収益：前年同期比 **-1.8%**

(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと安定推移)

業務効率改善策が奏功しコストを着実に抑制

前年同期比： **-1.2%**

(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと **+0.4%**)

リスク費用は大幅減少

前年同期比： **-12.6% (36 bp*)**

SBI LIFE の新規株式公開で成功を収める

キャピタルゲイン： **3 億 2600 万ユーロ****

四半期純利益は大幅増益

株主帰属純利益： **20 億ユーロ (前年同期比 +8.3%)**

エクイティ **TIER1** 比率が引き続き上昇***

11.8% (2017 年 6 月末現在 11.7%)

高い利益水準

* リスク費用 ÷ 期首顧客向け融資残高 (年率換算後のベースポイント) ; ** SBI LIFE に対する 4% 持分を 1 株当たり 700 ルビーで売出し ; *** 2017 年 9 月末現在、資本要求指令 4 (CRD4) を全面適用した比率

高い利益水準	2
リテールバンキングおよびサービス事業	5
国内市場部門	5
国際金融サービス部門.....	10
ホールセールバンキング事業 (CIB)	15
コーポレート・ センター	16
財務構造	17
連結損益計算書.....	19
2017 年度第 3 四半期 – コア事業別業績.....	20
2017 年 1-9 月期 – コア事業別業績.....	21
連結四半期業績の推移.....	22
連結貸借対照表 – 2017 年 9 月 30 日現在.....	31
代替的な業績指標 (ALTERNATIVE PERFORMANCE MEASURES: APM)	
フランス金融市場庁 (AMF) の一般規則第 223-1 条にもとづく開示	32

本プレスリリースに含まれる数値は、未監査の数値です。

本プレスリリースには、将来の事象に関する現在の見解および見通しに基づいた予測的な記述が含まれています。予測的な記述には、財務上の予測や見積りおよびその基礎となる仮定、将来の事象、事業活動、商品およびサービスに関連する計画、目標および見通しに関する記述、ならびに将来の業績およびシナジーに関する記述があります。予測的な記述は将来の業績を保証するものではなく、BNP パリバとその子会社および出資先企業にまつわる固有リスク、不確実性および仮定によって左右されるものです。さらには、BNP パリバとその子会社の事業展開、銀行業界のトレンド、将来の設備投資および買収、グローバルもしくは BNP パリバの主要地域市場における経済状況の変化、市場競争ならびに規制といった要因にも左右されます。これらの事象はいずれも不確実なものであり、現在の見通しとは異なる結果と、ひいては現在の見通しとは大きく異なる業績をもたらす可能性があります。実際の業績は、予測的な記述において見積りまたは示唆されたものとは大きく異なる可能性があります。本プレスリリースに含まれるいかなる予測的な記述も本プレスリリース発行日現在の予測であり、BNP パリバは、新たな情報や将来の事象によって、予測的な記述を公に修正もしくは更新する責任を負いません。これに関連して、「監督上の検証・評価プロセス (Supervisory Review and Evaluation Process: SREP)」は欧州中央銀行 (ECB) により毎年実施されますが、BNP パリバ・グループが満たすべき所要資本比率は毎年修正される可能性があることに留意が必要です。

本プレスリリースに含まれる BNP パリバ以外の第三者に関わる情報もしくは外部の情報源から入手した情報は、その真実たることを独立に確認したものではありません。ここに記載の情報や意見に関して、表示または保証を表現あるいは示唆してはならず、またその公正性、正確性、完全性または正当性に関しては確実なものではありません。BNP パリバもしくはその代表者ともに、いかなる過失に対しても責任を負わず、また本プレスリリースあるいはその内容の使用により生ずる、もしくは本プレスリリースやここに記載の情報や資料に関連して生じる、いかなる損失に対しても責任を負いません。

表中および分析において掲載された数値は四捨五入のため、内訳の合計と総数に若干の差異が生じる場合があります。

2017 年 10 月 30 日に BNP パリバの取締役会が開催され、ジャン・ルミエール会長が議長をつとめるなか、当グループの 2017 年度第 3 四半期の業績が検討されました。

高い利益水準

BNP パリバ・グループは、欧州の経済環境が改善するなか、当四半期も順調に事業開発で成果を上げましたが、第 3 四半期の相場は市場業務にとって不利な環境となりました。

営業収益は当四半期に 103 億 9400 万ユーロとなり、前年同期と比べて 1.8%の減収でした。これには不利な為替相場が影響していましたが、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、前年同期からほぼ安定推移しました (-0.1%)。当四半期の営業収益には、一時項目として当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するための調整額 (Own Credit Adjustment: OCA) およびデリバティブに関わる債務評価調整額 (Debt Value Adjustment: DVA) が合計で+2100 万ユーロ含まれていたのに対し、前年同期には -2 億 200 万ユーロが含まれていました。

事業部門全体の営業収益は底堅く推移したものの、前年同期比 2.5%の減収となりました (連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-0.7%)。これを部門別にみると、国内市場部門¹では、事業開発が順調に進んだものの低金利環境の影響で、営業収益は 0.1%の微減となりました。国際金融サービス部門では、営業収益は 3.4%²の着実な伸びを果たしました。ホールセールバンキング事業 (CIB) では、不利な市場環境を受けて前年同期比 8.5%の減収となりました。

営業費用は、当グループ全体で 71 億 3300 万ユーロとなり、前年同期と比べて 1.2%減少しました (連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+0.4%)。当四半期の営業費用には、買収に関わる一過性の事業再編費用³として 1700 万ユーロが含まれていたのに加え (前年同期は 3700 万ユーロ)、事業改編費用として 2 億 500 万ユーロが含まれていました (前年同期は 2 億 1600 万ユーロ)。

事業部門全体では、コスト節減策が奏功し、当四半期の営業費用は前年同期と比べて 1.2%減少しました。これを部門別にみると、事業改編計画が早くも 2016 年に始動した CIB では、前年同期と比べて 6.2%減少しました。国内市場部門¹では、専門的金融業務の開発を受けて前年同期比 1.2%増加しました (ただし、FRB、BNL bc および BRB だけをみると、平均で 0.1%減少)。また、国際金融サービス部門の営業費用は、取引の増加を受けて前年同期比 4.3%⁴増加しました。

その結果、当グループの営業総利益は前年同期と比べて 3.3%減少し (連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-1.1%)、当四半期は 32 億 6100 万ユーロとなりました。なお事業部門全体では、前年同期比 4.6%減少しました (連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-2.7%)。

リスク費用は当四半期に低水準に留まり、6 億 6800 万ユーロで (前年同期は 7 億 6400 万ユーロ)、顧客向け融資残高の 36bp 相当でした。これは前年同期比 12.6%の減少を意味しますが、とりわけ、ローンオリジネーション業務でリスク管理効果が発揮されたことに加え、低金利環境、および、イタリアで優良法人顧客向け融資の見直しが奏功し、引き続き状況が改善したことを反映しています。

当四半期の営業利益は、グループ全体で 25 億 9300 万ユーロとなりました (前年同期は 26 億 800 万ユーロ)。前年同期との比較では、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むベースで 0.6%の微減でしたが (事業部門全体では-1.7%)、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと前年同期比 1.5%増加しました (事業部門全体では+0.2%)。

営業外項目は、当四半期に 3 億 8000 万ユーロとなりました (前年同期は 1 億 7200 万ユーロ)。当四半期

¹ 国内ネットワークのプライベート・バンキングの 100%を含む (PEL/CEL の影響を除く)

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く (連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと-0.5%)

³ 特に LaSer、BGZ 銀行、DAB バンク、および General Electric LLD が影響

⁴ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く (連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと+0.5%)

の営業外項目には、SBI Life¹の新規株式公開（IPO）に伴うキャピタルゲイン 3 億 2600 万ユーロが一時要因として含まれています。一方、トルコ経済減速の影響を受けて、TEB に関わるのれんの全額を減損処理したことから、1 億 7200 万ユーロのマイナス要因も含まれています。

これらを受けて、当四半期の税引前利益は 29 億 7300 万ユーロとなり（前年同期は 27 億 8000 万ユーロ）、前年同期と比べて 6.9%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-3.1%）。なお事業部門全体では、当四半期の税引前利益は前年同期比 10.3%の増加を果たしました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+0.7%）。

以上から、当四半期の株主帰属純利益は 20 億 4300 万ユーロとなり、前年同期比 8.3%の増益でした。なお一時項目を除くと²、当四半期の株主帰属純利益は 20 億 4500 万ユーロになります（前年同期比-6.7%）。

2017 年 9 月末現在、バーゼル 3 全面適用のエクイティ Tier 1 比率³は 11.8%となりました（2017 年 6 月末現在は 11.7%）。バーゼル 3 全面適用のレバレッジ比率⁴は、2017 年 9 月末現在 4.1%となり、流動性カバレッジ比率は 111%でした。さらに、グループの即時利用可能な余剰資金は 2017 年 9 月末現在で 3240 億ユーロに上りましたが、これは短期資金調達との関係で 1 年超の余裕資金があることを意味します。

1 株当たり純資産額は 2017 年 9 月末現在で 74.3 ユーロとなり、2008 年 12 月末からの年平均成長率（CAGR）は 5.7%に相当します。これは当グループが、景気局面を通して継続的に企業価値を創造する能力を有していることを証明しています。

当グループは、2017-2020 年度事業開発計画を積極的に実施しています。同計画は、新たなカスタマーエクスペリエンス、デジタル変革、業務効率の向上などを目指す意欲的なプログラムです。グループはまた、内部統制およびコンプライアンス体制の強化を継続しています。さらにグループは、倫理的方法で経済に資金を供給するとともに、従業員の育成や啓蒙を通して気候変動に立ち向かうことを目標に、意欲的な社会参画の方針を実施中です。その一環としてグループは、シェールガスやシェールオイル、オイルサンドの生産・取引を主要事業とする企業やインフラストラクチャー、あるいは北極圏における石油やガスの探鉱・生産を目的とするプロジェクトへの資金供給を停止する方針を、先日発表しました。

*

**

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益は 326 億 2900 万ユーロに上り、前年同期と比べて 0.4%の増収でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+0.3%）。当第 3 四半期累計期間の営業収益には、一時項目として当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するための調整額（Own Credit Adjustment: OCA）およびデリバティブに関わる債務評価調整額（Debt Value Adjustment: DVA）が合計で -1 億 8600 万ユーロ（前年同期は-4100 万ユーロ）含まれていたのに加え、新韓金融持株会社株およびユーロネクスト株の売却による譲渡益が合計で+2 億 3300 万ユーロ含まれていました。なお、前年同期の営業収益には、VISA ヨーロッパ株の売却益+5 億 9700 万ユーロが含まれていました。

事業部門全体の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に前年同期比 2.3%の増収となりました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+3.1%）。これを部門別にみると、国内市場部門⁵では、低金利環境によるマイナス影響を順調な事業開発の成果が一部打ち消し、前年同期比 0.2%の微減となりました。一方、国際金融サービス部門では前年同期比 4.5%⁶の増収となり、また CIB では 5.0%の増収を果たしました。

営業費用は当第 3 四半期累計期間に 223 億 2300 万ユーロに上り、前年同期と比べて 1.8%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+2.5%）。当第 3 四半期累計期間の営業費用には、買収に関わる一過性の事業再編費用⁷として 5300 万ユーロが含まれていたのに加え（前年同期は 1 億

¹ SBI Life に対する 4%持分を 1 株当たり 700 ルピーで売出し

² 一時項目による税引後ベースの影響：2017 年度第 3 四半期は -200 万ユーロ；2016 年度第 3 四半期は -3 億 600 万ユーロ

³ 経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）規則を考慮した比率

⁴ 2019 年に完全施行される CRD4 規則を経過措置なしで全て考慮し、また 2014 年 10 月 10 日付けの欧州委員会（EC）委任法令に基づき算定された比率

⁵ 国内ネットワークのプライベート・バンキングの 100%を含む（PEL/CEL の影響を除く）

⁶ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと +2.8%）

⁷ 特に LaSer、BGZ 銀行、DAB バンク、および General Electric LLD が影響

1100 万ユーロ)、事業改編費用として 4 億 4800 万ユーロが含まれていました(前年同期は 2 億 9700 万ユーロ)。なお、当第 3 四半期累計期間の事業改編費用は、2017-2020 年度事業開発計画のプログラムが徐々に導入されたことから、依然として限定的な水準に留まりました。

事業部門全体の営業費用は、当第 3 四半期累計期間に前年同期比 1.2%増加しました(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+2.1%)。部門別では、国内市場部門¹で 1.7%増加し、国際金融サービス部門²で 3.8%増加した一方、CIB では 0.1%減少しました。

これらを受けて、グループの当第 3 四半期累計期間の営業総利益は、前年同期比 4.8%減少して 103 億 600 万ユーロとなりました(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-4.2%)。なお、事業部門全体では、前年同期と比べて 4.4%増加しました(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+5.1%)。

リスク費用は、当第 3 四半期累計期間に 19 億 2200 万ユーロの低水準となり(前年同期は 23 億 1200 万ユーロ)、顧客向け融資残高の 35bp 相当でした。これは前年同期比 16.9%の減少を意味しますが、とりわけ、ローンオリジネーション業務でリスク管理効果が発揮されたことに加え、低金利環境、および、イタリアで優良法人顧客向け融資の見直しが得に奏功し、引き続き状況が改善したことを反映しています。

グループの営業利益は、当第 3 四半期累計期間に 83 億 8400 万ユーロとなり(前年同期は 85 億 900 万ユーロ)、前年同期と比べて 1.5%減少しました(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-0.8%)。なお事業部門全体では、営業利益は前年同期比 12.1%の大幅増となりました(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+13.0%)。

営業外項目は、当第 3 四半期累計期間に 8 億 400 万ユーロとなりました(前年同期は、子会社株式の減損損失を含めて純額で 4 億 3400 万ユーロ)。当第 3 四半期累計期間の営業外項目には、SBI Life³の新規株式公開に伴うキャピタルゲイン 3 億 2600 万ユーロが一時要因として貢献する一方で、TEB に関わるのれんの全額減損処理を実施したことから、1 億 7200 万ユーロのマイナス要因も含まれています。

これらを受けて、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 91 億 8800 万ユーロに上り、前年同期の 89 億 4300 万ユーロと比べて 2.7%増加しました(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-0.2%)。事業部門全体では、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は前年同期比 17.0%の大幅増を果たしました(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+13.6%)。

以上から、当第 3 四半期累計期間の株主帰属純利益は 63 億 3300 万ユーロに上り、前年同期と比べて 1.2%の増益でした。なお、一時項目による影響を除くと⁴、当事業年度のスタート以来グループの好業績が持続したことを反映して、株主帰属純利益は 64 億 3000 万ユーロに上り、前年同期と比べて 7.4%の増益を果たしました。

当第 3 四半期累計期間の自己資本利益率は、年率換算後で 9.8%となりました。また有形自己資本利益率は、年率換算後で 11.6%でした。

¹ 国内ネットワークのプライベート・バンキングの 100%を含む

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く(連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと+2.0%)

³ SBI Life に対する 4%持分を 1 株当たり 700 ルピーで売出し

⁴ 一時項目による税引後ベースの影響: 2017 年度第 3 四半期累計期間は -9700 万ユーロ; 2016 年度第 3 四半期累計期間は+2 億 7200 万ユーロ

リテールバンキングおよびサービス事業

国内市場部門

国内市場部門は、当四半期も積極的に事業展開を推進しました。融資残高は、リテールバンキング業務および専門的金融業務において貸出が順調に伸びたことから、前年同期比 **6.1%**増加しました。預金残高は全ての国で高い伸びを示し、当四半期に **8.0%**増加しました。プライベート・バンキング業務では、運用資産残高が **2016 年 9 月末**の水準と比べて **5.8%**増加しました。**Hello bank!** では事業成長が持続するとともに、新規顧客の獲得が順調に進みましたが、とりわけフランス国内では前年同期比 **18.4%**増加し、またイタリアでは前年同期比 **17.1%**の増加を果たしました。

国内市場部門は、当四半期にフランスの **Compte-Nickel** の買収手続を完了しました¹。これにより、極簡単・便利・費用効果を満たすサービスを求める顧客に対応すべく設計された、銀行の新たな利用法を開拓するための体制を強化するでしょう。

国内市場部門はまた以下のように、当四半期に個別の部門で新たなデジタルサービスを導入することにより、引き続きデジタル変革を推進するとともに、新たなカスタマーエクスペリエンスを開発しました：フランス国内リテールバンキング（FRB）では、**Welcome**（企業向けオンボーディング）および **Finsy**（ファクタリング）の業務用アプリを導入し、**BNL バンカ・コメルシアレ（BNL bc）** では **MyAccounts@OneBank**（法人顧客の子会社向けにデジタルバンキング口座の開設アプリ）を導入し、さらにベルギー国内リテールバンキング（BRB）では **Itsme**（デジタル ID アプリ）を導入しました。

営業収益²は当四半期に **39 億 1800 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **0.1%**の微減でした。その背景には、事業成長による増収効果を、低金利環境によるマイナス影響が打ち消したことがあります。それでも当事業部門は、国内ネットワークの全体にわたり手数料収入の増加を果たしました。

営業費用²は当四半期に **25 億 9900 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **1.2%**増加しました。これには専門的金融業務の開発、および新たなデジタルサービスを当四半期に導入した費用が負担となりました。なお、FRB、BNL bc および BRB だけをとると、当四半期の営業費用は平均で前年同期比 **0.1%**減少しました。

これらを受けて、営業総利益²は前年同期と比べて **2.7%**減少し、**13 億 1900 万ユーロ**となりました。

リスク費用は当四半期に前年同期比 **5.3%**減少しましたが、これにはとりわけ **BNL bc** において引き続きリスクが低減したことが貢献していました。

以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1**を、ウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益³は当四半期に **9 億 7000 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **2.3%**の減益でした。

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益²は **118 億 2100 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **0.2%**の微減でした。その背景には、事業成長による増収効果を、低金利環境によるマイナス影響が打ち消したことがありました。それでも当事業部門は、国内ネットワークの全体にわたり手数料収入の増加を果たしました。営業費用²は、当第 3 四半期累計期間に **79 億 6700 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **1.7%**増加しました。なお、前年同期に計上された一時項目の影響を除くと、営業費用の増加幅は、専門的金融業務の開発費用を含めても **1.3%**に留まります（FRB、BNL bc および BRB だけをとると、平均で前年同期比 **0.4%**の増加）。これらを受けて、営業総利益²は前年同期から **4.0%**減少して **38 億 5400 万ユーロ**となりました。リスク費用は、とりわけ **BNL bc** での著しい改善が貢献して、当第 3 四半期累計期間に前年同期比 **11.7%**の大幅減少となりました。以上から、国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1**

¹ 買収契約は 2017 年 7 月 12 日に調印済み

² フランス（PEL/CEL の影響を除く）、イタリア、ベルギーおよびルクセンブルクの国内プライベート・バンキングの 100%を含む

³ PEL/CEL の影響を除く：2017 年度第 3 四半期は+700 万ユーロ；2016 年度第 3 四半期は-700 万ユーロ

を、ウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、国内市場部門の税引前利益¹は当第3四半期累計期間に27億2900万ユーロとなり、前年同期と比べて1.1%の若干の減益でした。

フランス国内リテールバンキング（FRB）

フランス国内リテールバンキング（FRB）は、当四半期に活発な事業展開を推進しました。融資残高は、個人および法人顧客向けの貸出が引き続き伸びたことから、低調であった前年同期と比べて8.7%増加しました。預金残高は、当座預金の高い伸びが牽引し、当四半期に前年同期比11.8%増加しました。生命保険が順調に伸び、保有契約高は2016年9月末と比べて3.5%増加しました。同様に、プライベート・バンキングの運用資産残高は、2016年9月末と比べて7.6%増加しました。

FRBは、引き続きデジタル変革および新たなカスタマーエクスペリエンスの開発を推進しました。その一環として当四半期に、企業向けの新たなデジタル・オンボーディングアプリであるWelcomeを導入するとともに、中小企業向けにデジタル・ファクタリングの金融ソリューションであるFinsyを導入しました。

営業収益²は当四半期に15億8500万ユーロとなり、前年同期と比べて1.0%の減収でした。純利息収入²は、長引く低金利環境のマイナス影響を事業成長による増収効果が一部補いましたが、前年同期比2.8%減少しました。手数料収入²については、とりわけ金融手数料の増加を受けて、当四半期に1.4%増加しました。

営業費用²は、確かなコスト抑制を反映して当四半期に11億8300万ユーロとなり、前年同期比0.5%の増加に留まりました。

これらを受けて、当四半期の営業総利益²は4億200万ユーロとなり、前年同期と比べて5.0%減少しました。

当四半期のリスク費用²は、6500万ユーロで（前年同期は7200万ユーロ）依然として低水準に留まり、顧客向け融資残高の17bp相当でした。

以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、FRBの税引前利益³は当四半期に3億200万ユーロとなり、前年同期と比べて4.9%の減益でした。

2017年度第3四半期累計期間（1-9月）において、営業収益²は48億1100万ユーロとなり、前年同期比0.9%の減収でした。純利息収入²は、長引く低金利環境のマイナス影響を事業成長による増収効果が一部補いましたが、前年同期比3.0%減少しました。手数料収入²については、とりわけプライベート・バンキング業務における金融手数料の増加を受けて、当第3四半期累計期間に2.0%増加しました。営業費用²は当第3四半期累計期間に34億8200万ユーロとなり、前年同期比0.7%増加しました。これらを受けて、当第3四半期累計期間の営業総利益²は13億2900万ユーロとなり、前年同期と比べて4.8%減少しました。リスク費用²は、2億2400万ユーロで（前年同期は2億1800万ユーロ）依然として低水準に留まり、顧客向け融資残高の20bp相当でした。以上から、フランス国内プライベート・バンキング業務の純利益の3分の1をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、FRBの税引前利益¹は当第3四半期累計期間に9億9200万ユーロとなり、前年同期と比べて7.7%の減益でした。

¹ PEL/CELの影響を除く：2017年度第3四半期累計期間は+600万ユーロ；2016年度第3四半期累計期間は-1000万ユーロ

² フランス国内プライベート・バンキングの100%を含む（PEL/CELの影響を除く）

³ PEL/CELの影響を除く：2017年度第3四半期は+700万ユーロ；2016年度第3四半期は-700万ユーロ

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc)

BNL バンカ・コメルシアーレ (BNL bc) の融資残高は、前年同期と比べて **0.2%**減少しました。なお、**2017 年度第 1 四半期**に実施した不良債権の売却¹ による影響を除くと、融資残高は個人顧客向け貸出が牽引し、前年同期比 **1%**増加しました。預金残高は、当座預金の急増を受けて前年同期比 **8.9%**増加しました。BNL bc はオフバランス貯蓄商品で以下のように好業績を収めました：生命保険の保有契約高は **5.4%**増加し、さらに、ミューチュアルファンドの残高は **2016 年 9 月末**の水準から **11.5%**の増加を果たしました。

BNL bc はまた、引き続き新たなカスタマーエクスペリエンスの開発やデジタル変革を推進し、当四半期において、法人顧客の子会社向けに口座開設の新アプリである **MyAccounts@OneBank** を導入しました。さらに、顧客からの通常のリクエストに自動対応するサービスであるチャットボットの利用を開発しました。

営業収益² は、当四半期に前年同期から **2.8%**減少して **7 億 1900 万ユーロ**となりました。純利息収入² は、長引く低金利環境の影響を受けて当四半期に **5.2%**減少しました。一方、手数料収入² は、オフバランス貯蓄商品およびプライベート・バンキング業務の開発が順調に進み、前年同期比 **1.5%**増加しました。

営業費用² は、コスト節減策が奏功し、当四半期に **4 億 4500 万ユーロ**となり前年同期比 **0.6%**減少しました。

これらを受けて、営業総利益² は当四半期に **2 億 7400 万ユーロ**で前年同期比 **6.3%**減少しました。

リスク費用² は、貸出ポートフォリオの質が徐々に改善したことを反映して当四半期も低下傾向をたどり、顧客向け融資残高の **105bp** 相当となりました（前年同期から **1200 万ユーロ**減少）。

以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当四半期に **6300 万ユーロ**となり、前年同期比 **10.2%**の減益でした。

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益² は前年同期比 **2.3%**減少して **21 億 7500 万ユーロ**となりました。純利息収入² は、長引く低金利環境の影響を受けて当第 **3 四半期累計期間**に **5.8%**減少しました。一方、手数料収入² は、オフバランス貯蓄商品およびプライベート・バンキング業務の開発が順調に進み、前年同期比 **4.2%**増加しました。営業費用² は、**13 億 4400 万ユーロ**で増加幅は **0.1%**に留まりました。これらを受けて、営業総利益² は当第 **3 四半期累計期間**に **8 億 3100 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **6.1%**減少しました。リスク費用² は、貸出ポートフォリオの質が徐々に改善したことを反映して、前年同期の水準から **7800 万ユーロ**減少し、顧客向け融資残高の **111bp** 相当となりました。以上から、イタリア国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BNL bc の税引前利益は当第 **3 四半期累計期間**に **1 億 4600 万ユーロ**に上り、前年同期と比べて **15.3%**の急増を果たしました。

¹ 法人向け融資の不良債権および住宅ローンから成る合計 **10 億ユーロ**のポートフォリオを売却

² イタリア国内プライベート・バンキングの **100%**を含む

ベルギー国内リテールバンキング (BRB)

ベルギー国内リテールバンキング (BRB) は、当四半期に引き続き積極的な事業活動を展開しました。融資残高は、法人顧客向け貸出の順調な伸びに加え住宅ローンも伸びたことから、前年同期と比べて **5.8%**増加しました。預金残高は、特に当座預金の伸びを受けて当四半期に **2.2%**増加しました。また、ミューチュアルファンドの残高も順調に伸び、**2016 年 9 月末**の水準から **6.2%**増加しました。

BRB は、デジタル変革や新たなカスタマーエクスペリエンスの開発を継続した結果、当四半期に新たなアプリである **Itsme¹**を導入しました。これは顧客ごとに **1 個**のデジタル ID を付与することにより、膨大な数のモバイルサービスへ安全なアクセスを提供するアプリです。

営業収益² は、当四半期に前年同期比 **0.9%**の増収となり、**9 億 2100 万ユーロ**に上りました。純利息収入² は、融資残高の増加によるプラス効果を低金利環境のマイナス影響が一部打ち消しましたが、前年同期比 **1.1%**増加しました。手数料収入² は、金融手数料が伸びたおかげで前年同期比 **0.2%**増加しました。

営業費用² は、コスト節減策が奏功して当四半期に前年同期比 **0.7%**減少し、**5 億 7000 万ユーロ**となりました。

これらを受けて、営業総利益² は **3 億 5100 万ユーロ**となり、前年同期から **3.6%**増加しました。

当四半期のリスク費用² は **2300 万ユーロ**で、顧客向け融資残高の **9bp** 相当でした。なお、前年同期のリスク費用は **1900 万ユーロ**でした。

以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BRB の税引前利益は当四半期に **3 億 2900 万ユーロ**に上り、前年同期と比べて **7.7%**の増益を果たしました。

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益² は前年同期比 **1.1%**の増収となり、**27 億 8300 万ユーロ**に上りました。純利息収入² は、低金利環境のマイナス影響を融資残高の増加によるプラス効果が一部補いましたが、前年同期比 **0.6%**減少しました。一方、手数料収入² は、低調であった前年同期と比べて **6.2%**増加しました。営業費用² は、前年同期比 **1.7%**増加して **19 億 5300 万ユーロ**となりました。なお、前年同期に計上された一時項目の影響を除くと、営業費用の増加幅は確かなコスト管理を反映して **0.1%**に留まります。これらを受けて、営業総利益² は当第 3 四半期累計期間に **8 億 3000 万ユーロ**となり、前年同期から **0.3%**減少しました。リスク費用² は、当第 3 四半期累計期間の貸倒引当金戻入益がとりわけ影響し、前年同期の **8900 万ユーロ**から大幅に減少して **5000 万ユーロ**となりました。以上から、ベルギー国内プライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、BRB の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に **7 億 5100 万ユーロ**に上り、前年同期と比べて **8.0%**の増益を果たしました。

¹ 複数の通信事業者や銀行から成る、ベルギーのモバイル ID コンソーシアムにおいて開発されたアプリ

² ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む

その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Compte-Nickel、ルクセンブルク国内リテールバンキング）

国内市場部門の専門的金融業務は、以下のように当四半期も成長を維持しました。アルバルでは事業成長が持続し、ファイナンス・フリートの契約台数が順調に伸びました（前年同期比+7.9%¹）。リーシング・ソリューションズでは、ファイナンスリース残高が着実な伸びを示しました（前年同期比+5.7%²）。個人投資家部門では新規顧客の獲得が順調に進んだ結果、当四半期は高水準の資金純流入がありました（34 億ユーロの純流入）。さらに、2017 年 7 月 12 日に買収手続が完了した **Compte-Nickel** では、当四半期中に 80,000 口を超す口座が開設されましたが、これは前年同期との比較で 25%の増加でした。

ルクセンブルク国内リテールバンキングでは、法人向け貸出および住宅ローンが順調に伸びたことから、当四半期の融資残高は前年同期比 10.5%増加しました。預金残高は、とりわけ法人顧客セグメントで旺盛な資金流入があったおかげで、当四半期に 13.5%増加しました。

当四半期において、これら 5 つの業務部門全体の営業収益³は、前年同期比 3.6%増加して 6 億 9200 万ユーロに上りました。

営業費用³は、前年同期比 9.1%増加して 4 億ユーロとなりました。これには事業開発に関わる費用に加え、新たなデジタルサービスの導入費用が負担となりました（特にリーシング・ソリューションズ）。

リスク費用³は前年同期から 400 万ユーロ減少し、当四半期は 1900 万ユーロとなりました。

以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら 5 つの業務部門による国内市場部門の税引前利益への貢献は、当四半期に 2 億 7700 万ユーロとなり、前年同期と比べて 8.1%減少しました。

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益³は全体として前年同期比 1.8%の増収となり、20 億 5200 万ユーロに上りました。一時項目の影響を除くと、当第 3 四半期累計期間の営業収益は 2.3%の増収となります。営業費用³は、事業開発費に加え、アルバルおよびリーシング・ソリューションズにおける新たなデジタルサービスの導入に関わる費用を受けて、前年同期比 6.6%増加し 11 億 8800 万ユーロに上りました。リスク費用³は、前年同期から 2000 万ユーロ減少し、5900 万ユーロとなりました。以上から、ルクセンブルク国内プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、これら 5 つの業務部門による国内市場部門の税引前利益への貢献は、当第 3 四半期累計期間に 8 億 4100 万ユーロとなり、前年同期比 2.6%減少しました。

*
* *

¹ 連結範囲の変更による影響を除く

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

³ ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの 100%を含む

国際金融サービス部門

国際金融サービス部門は、以下のように全ての業務部門で積極的な事業活動を展開しました。パーソナル・ファイナンスでは活発な事業活動を維持しました。欧州・地中海沿岸諸国部門およびバンクウェストは、順調に事業を拡大しました。保険およびウェルス&アセット・マネジメントでは、旺盛な資金流入を受けて運用資産残高が 2016 年 9 月末と比べて 3.7%増加しました。

国際金融サービス部門はまた、デジタル変革を引き続き推進するとともに、複数の業務部門で新たなアプリを導入して、これまでにないカスタマーエクスペリエンスの開発を続けました。さらに、トルコ（Cepteteb）およびポーランド（BGZ Optima）でデジタルバンキングを拡大し、またアセット・マネジメント業務では、投資のデジタル・アドバイスやソリューション（ロボアドバイザーサービス）を提供する Gambit を買収しました。

営業収益は、当四半期の為替レートが不利に動いたことから、39 億 2800 万ユーロとなり、前年同期と比べて 0.5%の減収でした。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、前年同期比 3.4%の増収となります。

営業費用は、事業開発を受けて当四半期に 23 億 3000 万ユーロとなり、前年同期比 0.5%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+4.3%）。

これらを受けて、営業総利益は当四半期に 15 億 9800 万ユーロとなり、前年同期比 1.8%減少しましたが、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと 2.1%増加しました。

リスク費用は 3 億 5200 万ユーロの低水準となり、前年同期から 2400 万ユーロ減少しました。

その他営業外項目は、当四半期に 3 億 5800 万ユーロとなりました（前年同期は僅少）。当四半期のその他営業外項目には、一時要因として、インドの大手生命保険会社である SBI Life の新規株式公開（IPO）に伴うキャピタルゲイン 3 億 260 万ユーロ¹が含まれていました。

以上から、国際金融サービス部門の税引前利益は当四半期に 17 億 4400 万ユーロへと急増し、前年同期と比べて 27.0%の増益を果たしました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+4.0%）。

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、国際金融サービス部門は好業績を収めました。営業収益は 117 億 7300 万ユーロに上り、前年同期比 2.8%の増収でした。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、営業収益は、全ての業務部門における増収を受けて、前年同期比 4.5%の増収となりました。営業費用は当第 3 四半期累計期間に 72 億 300 万ユーロとなり、前年同期比 2.0%の増加に留まったことから（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+3.8%）、概ね正のジョーズ効果が生み出されました。これらを受けて、営業総利益は当第 3 四半期累計期間に 45 億 7000 万ユーロとなり、前年同期比 4.1%増加しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+5.8%）。リスク費用は 9 億 9800 万ユーロの低水準となり、前年同期から 7300 万ユーロ減少しました。その他営業外項目は、当第 3 四半期累計期間に 3 億 7900 万ユーロとなりました（前年同期は 700 万ユーロ）。なお、当第 3 四半期累計期間のその他営業外項目には、SBI Life の新規株式公開に伴うキャピタルゲイン 3 億 2600 万ユーロ¹が含まれていました。以上から、国際金融サービス部門の税引前利益は、当第 3 四半期累計期間に 18.5%の大幅増益を果たし、43 億 7100 万ユーロに上りました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+10.4%）。

¹ 4%持分を 1 株当たり 700 ルピーで売却し。IPO 後、SBI Life に対する保有比率は 22%

パーソナル・ファイナンス

パーソナル・ファイナンスは、当四半期も積極的な事業展開を推進しました。融資残高は、欧州景気の復調を受けた借入需要の高まりと新たな提携関係の効果のおかげで、当四半期に前年同期比 **8.8%**増加しました。パーソナル・ファイナンスは、スペインで **Masmovil** と新たな提携関係を結び、イタリアでは **Mediaworld** との提携を拡大するなど、パートナーシップの構築を継続しました。

当部門は、デジタルバンキングにおける継続的な開発でも成果を上げ、スペインでは既に融資の **70%**超が電子署名により実行されています。また、ベルギーでは、電子署名サービスである **Quick Sign** を導入しました。

パーソナル・ファイナンスの営業収益は、融資残高の増加およびより優良なリスクプロファイルを伴う商品へのシフトが奏功し、当四半期に前年同期比 **3.9%**増加して **12 億 2200 万ユーロ**に上りました。とりわけ、イタリアおよびスペインでの事業活動の成果が、当四半期の営業収益を押し上げました。

営業費用は、順調な事業開発を受けて、当四半期に前年同期比 **5.7%**増加して **5 億 7500 万ユーロ**に上りました。

これらを受けて、営業総利益は **6 億 4700 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **2.4%**増加しました。

リスク費用は、顧客向け融資残高の増加を受けて当四半期に **2 億 7300 万ユーロ**となり、前年同期の **2 億 4000 万ユーロ**から **3300 万ユーロ**増加しました。また、当四半期のリスク費用は顧客向け融資残高の **154bp**相当でしたが、低金利環境およびより 優良なリスクプロファイル商品へのシフトのおかげで、消費者金融業務としては低い水準に留まりました。

以上から、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は当四半期に **4 億 2000 万ユーロ**に上り、前年同期と比べて **2.2%**の増益となりました。

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益は、融資残高の増加およびより優良なリスクプロファイルを伴う商品へのシフトが奏功し、前年同期比 **4.3%**増加して **36 億 4300 万ユーロ**となりました。営業費用は、前年同期比 **5.2%**増加して **17 億 8800 万ユーロ**となりました。なお、一時項目¹の影響を除くと、営業費用は順調な事業開発を反映して **4.3%**増加しました。これらを受けて、営業総利益は当第 3 四半期累計期間に **18 億 5500 万ユーロ**となり、前年同期比 **3.4%**増加しました。リスク費用は **7 億 3800 万ユーロ**（前年同期は **7 億 1000 万ユーロ**）となり、顧客向け融資残高の **144bp**相当でしたが、低金利環境およびより 優良なリスクプロファイル商品へのシフトのおかげで低水準に留まりました。以上から、関連会社による利益貢献の大幅増²を考慮した上で、パーソナル・ファイナンスの税引前利益は当第 3 四半期累計期間に **12 億 1800 万ユーロ**となり、前年同期と比べて **10.0%**の増益を果たしました。

¹ 2016 年度第 2 四半期にコーポレート・センターで認識された単一破綻処理基金への拠出金の増額分を、2017 年度第 1 四半期に計上したことが特に影響

² 注：2016 年度第 2 四半期に子会社株式の減損処理を実施

欧州・地中海沿岸諸国

欧州・地中海沿岸諸国部門では、当四半期も事業成長が持続しました。融資残高は、全ての地域で伸びたことから、前年同期比 **5.3%**¹ 増加しました。また預金残高は、前年同期と比べて **5.0%**¹ 増加しました。デジタルバンキングサービスが順調に伸び、トルコでは **CEPTETEB** の顧客数が **44** 万口に達しており、またポーランドでは **BGZ OPTIMA** の顧客数が **20 万 5 千口** を上回りました。当部門はまたイノベーションを推進し、ポーランドにおいて非接触モバイル決済ソリューションを導入したことは特筆に値します。

営業収益² は当四半期に **5 億 7300 万ユーロ** となり、前年同期と比べて **3.7%**¹ の減収でした。当四半期の営業収益には、トルコにおいて預金金利が上昇した一方で貸出金利の上昇が追い付かないことによる影響が含まれています。その他の地域では、融資残高の増加を受けて営業収益が増加しました。

営業費用² は、順調な事業開発を反映して当四半期に **4 億 300 万ユーロ** に上り、前年同期比 **4.8%**¹ 増加しました。

リスク費用² は、当四半期に **6000 万ユーロ** となり（前年同期は **1 億 2700 万ユーロ**）、顧客向け融資残高の **62bp** 相当でした。当四半期のリスク費用は、リスクの改善および貸倒引当金戻入益によるプラス効果の恩恵を受けました。

以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当四半期に **1 億 5800 万ユーロ** となり、前年同期と比べて **7.3%**³ の増益でした。

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益² は融資残高の増加を受けて **17 億 5500 万ユーロ** に上り、前年同期比 **2.1%**¹ の増収でした。営業費用² は、順調な事業開発を反映して当第 3 四半期累計期間に **12 億 4700 万ユーロ** となり、前年同期比 **4.7%**¹ 増加しました。リスク費用² は、当第 3 四半期累計期間に **1 億 9700 万ユーロ** で（前年同期は **3 億 1000 万ユーロ**）、顧客向け融資残高の **68bp** 相当となりました。当第 3 四半期累計期間のリスク費用は、**7800 万ユーロ** に上る貸倒引当金戻入益の恩恵を受けています。以上から、トルコのプライベート・バンキング業務の純利益の **3 分の 1** をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、欧州・地中海沿岸諸国部門の税引前利益は当第 3 四半期累計期間に **4 億 5900 万ユーロ** に上り、前年同期比 **15.1%**⁴ の大幅増益となりました。

バンクウエスト

バンクウエストは、当四半期も積極的な事業展開を推進しました。融資残高は、法人および個人顧客向け貸出が引き続き伸びたことから、前年同期比 **6.2%**¹ 増加しました。預金残高は、当座預金および普通預金の高い伸びを受けて、前年同期比 **9.1%**¹ 増加しました。プライベート・バンキング業務の運用資産残高は、**2017 年 9 月末現在で 130 億米ドル** に上りましたが、**2016 年 9 月末と比べて 13.0%**¹ の増加を果たしました。

バンクウエストはまた、デジタルバンキングの開発を継続した結果、同行が提供するオンラインサービスの利用者数は既に **41 万口** を上回っています。さらに、バンクウエストは、当グループ全体との協力体制を拡充しました（例：“**One Bank for Corporates**”、リーシング・ソリューションズ、パーソナル・ファイナンスなど）。

営業収益⁵ は、融資残高の増加を受けて当四半期に **7 億 3400 万ユーロ** に上り、前年同期比 **6.1%**¹ の増収となりました。

¹ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

² トルコのプライベート・バンキングの **100%** を含む

³ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと、為替が不利に動いたため、**-4.2%**）

⁴ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと、為替が不利に動いたため、**+3.0%**）

⁵ 米国プライベート・バンキングの **100%** を含む

営業費用¹は、確かなコスト抑制を反映して当四半期に 4 億 8200 万ユーロとなり、前年同期比 1.2%²の増加に抑えられたことから、大幅な正のジョーズ効果を生み出しました。

当四半期のリスク費用¹は 3200 万ユーロで依然として低い水準に留まり（前年同期は 1400 万ユーロ）、顧客向け融資残高の 20bp 相当でした。

以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、バンクウェストの税引前利益は、極めて良好な業績を反映して、当四半期に 2 億 1700 万ユーロに上り前年同期比 9.5%³の増益となりました。

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、営業収益¹は 22 億 5600 万ユーロに上り、証券および貸付債権の売却で多額の譲渡益を計上した前年同期と比べても、2.6%²の増収となりました。かかる譲渡益の影響を除くと、当第 3 四半期累計期間の営業収益は、融資残高の増加および金利の上昇を受けて、前年同期比 6.0%²の増収となります。営業費用¹は、確かなコスト管理を反映し、当第 3 四半期累計期間は 15 億 5200 万ユーロで前年同期比 1.9%²増加しました。リスク費用¹は、当第 3 四半期累計期間に 9200 万ユーロで依然として低い水準にとどまり（前年同期は 6200 万ユーロ）、顧客向け融資残高の 19bp 相当でした。以上から、米国プライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 をウェルス・マネジメント業務（国際金融サービス部門）へ配分した後、バンクウェストの税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 6 億 100 万ユーロとなり、前年同期比 2.3%⁴の減益でした（なお、前年同期に計上された証券および貸付債権の売却による譲渡益を除くと、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は 10.3%⁵の増益となります）。

保険およびウェルス&アセット・マネジメント

保険およびウェルス&アセット・マネジメント部門の運用資産残高⁶は、2017 年 9 月末現在で 1 兆 410 億ユーロに達し、2016 年 9 月末と比べて+3.7%増加しました。また、以下のように高水準の資金純流入および運用パフォーマンス効果を受けて、運用資産残高は 2016 年 12 月末の水準から 310 億ユーロ増加しました。資金純流入は総額 207 億ユーロに上りました：ウェルス・マネジメントでは旺盛な資金流入がありましたが、特にフランスおよびアジアが貢献しました；アセット・マネジメントでも資金純流入となり、とりわけ分散型ファンドおよび債券ファンドが恩恵を受けました；保険部門では、ユニットリンク保険へ集中的に高い資金流入がありました。運用パフォーマンス効果：+336 億ユーロの高い運用パフォーマンス効果があった一方で、-221 億ユーロの不利な為替の影響がこれを一部打ち消しました。

2017 年 9 月末現在、運用資産残高⁶の部門別内訳は以下のとおりでした：アセット・マネジメントは 4250 億ユーロ；ウェルス・マネジメントは 3580 億ユーロ；保険部門は 2350 億ユーロ；不動産管理部門は 240 億ユーロ。

保険部門は、引き続き積極的な事業展開を推進しました。保険部門はまた、当四半期に好条件でインドの大手生命保険会社である SBI Life⁷の新規株式公開を実施しました。これにより、残る 22%の保有株式の価値は 20 億ユーロ⁸と算定されます（SBI Life は引き続き持分法適用会社として処理）。

保険部門の営業収益は当四半期に 6 億 6200 万ユーロに上りましたが、多額の実現益の計上で高水準であった前年同期と比べて 2.5%の減収となりました。当四半期の営業収益には、フランスおよびアジアで保障保険や貯蓄型保険が好業績を上げたことが貢献しました。営業費用は、順調な事業開発を受けて当四半期に 3 億 1100 万ユーロとなり、前年同期比 4.0%増加しました。その他営業外項目は、SBI Life 株 4%の売出しによる一過性のキャピタルゲインのおかげで、当四半期は 3 億 2500 万ユーロに上りました（前年同期はゼ

¹ 米国プライベート・バンキングの 100%を含む

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

³ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと、為替が不利に動いたため、+3.4%）

⁴ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと-1.8%）

⁵ 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を含むと+11.9%）

⁶ 配当金を含む

⁷ 4%持分を 1 株当たり 700 ルピーで売出し（IPO 公募価格）

⁸ IPO 公募価格に基づき算定

ロ)。以上から、当四半期の税引前利益は 7 億 4000 万ユーロとなり、前年同期と比べて 73.4%の著しい増益を果たしました。

ウェルス&アセット・マネジメント部門では、当四半期も順調に事業活動を伸ばしました。当業務部門はまた、引き続きデジタル変革を推進するとともに、新たなカスタマーエクスペリエンスの開発に注力しました。その一環として、投資のデジタル・アドバイザリーソリューション（ロボアドバイザーサービス）を提供する Gambit を買収しました。これは欧州におけるリテールおよびプライベート・バンキングを視野に据えた買収です。

ウェルス&アセット・マネジメント部門の営業収益は、当四半期に 7 億 5300 万ユーロに上りましたが、不利な為替の影響にも関わらず前年同期比 4.9%の増収を果たしました。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、全ての業務で増収となったため、前年同期から 8.3%増加しました。営業費用は 5 億 6900 万ユーロで、前年同期比 0.4%減少しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+3.8%）。その結果、大幅な正のジョーズ効果が生み出されました。以上より、国内市場部門、トルコおよび米国からプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、ウェルス&アセット・マネジメントの税引前利益は当四半期に 2 億 800 万ユーロに上り、前年同期と比べて 29.7%の大幅増益を果たしました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+26.5%）。これは、ウェルス&アセット・マネジメントが、部門全体的に極めて良好な業績を収めたことを物語っています。

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、保険部門の営業収益は 18 億 7800 万ユーロに上り、前年同期と比べて 7.6%の増収となりました。当第 3 四半期累計期間の営業収益には、市場の上昇基調による効果に加え、保障保険や貯蓄型保険を始めとする業務の好業績を反映しています。営業費用は、順調な事業開発を反映して当第 3 四半期累計期間に 9 億 3400 万ユーロとなり、前年同期比 5.4%増加しました。その他営業外項目は、SBI Life 株 4%の売出しによる一過性のキャピタルゲインのおかげで、3 億 2600 万ユーロに上りました（前年同期は僅少）。以上から、当第 3 四半期累計期間の税引前利益は、前年同期比 42.3%の激増を果たし、14 億 4200 万ユーロに上りました。

ウェルス&アセット・マネジメント部門の営業収益は、当第 3 四半期累計期間に 22 億 8600 万ユーロに上り、前年同期と比べて 4.7%の増収となりました。連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと、全ての業務で増収となったため、前年同期から 6.7%増加しました。営業費用は十分抑制されたことから、前年同期と比べて 0.2%減少して 17 億 1200 万ユーロとなりました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+2.3%）。以上より、国内市場部門、トルコおよび米国からプライベート・バンキング業務の純利益の 3 分の 1 を配分された後、ウェルス&アセット・マネジメントの税引前利益は当第 3 四半期累計期間に 6 億 5100 万ユーロとなり、前年同期と比べて 27.9%の大幅増益を果たしました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+27.1%）。

*
* *

ホールセールバンキング事業 (CIB)

ホールセールバンキング事業 (CIB) では好業績が持続しましたが、当四半期には活気を欠く市場環境に直面しました。

営業収益は当四半期に 26 億 5800 万ユーロとなり、好調であった前年同期の高い水準と比べて 8.5%の減収でした。また、不利な為替の影響が追い打ちをかけました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと 5.9%の減収）。

グローバルマーケット部門の営業収益は、FICC¹ 業務が不利な市場環境に見舞われたため、当四半期は 12 億 3400 万ユーロとなり、前年同期と比べて 17.2%の大幅減収でした（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-14.6%）。市場リスクを測定するバリュー・アット・リスク (VaR) は、2200 万ユーロで依然として極めて低い水準に留まりました。

FICC¹ (フィクストインカム・通貨・コモディティ) 部門の営業収益は、当四半期に 8 億 100 万ユーロとなり、前年同期比 23.6%² 減少しました。その背景には、市場が活況を呈した 2016 年度第 3 四半期とは対照的に、当四半期は全てのセグメントで顧客業務が低迷したことがあります。それでも当業務部門は債券引受業務でリーダー的地位を確認し、ユーロ建て全債券で第 1 位、また全国際債券で第 9 位にランクインしました。株式およびプライムサービス部門については、当四半期の営業収益は 4 億 3300 万ユーロに上り、前年同期と比べて 9.4%² の増収となりました。これにはプライムサービスおよび株式デリバティブ業務の健闘が貢献しました。

セキュリティーズ・サービス部門 (証券管理部門) の営業収益は、活発な営業活動および新規獲得マンドレートからの増収効果で、当四半期は 4 億 7600 万ユーロに上り、前年同期と比べて 4.2%の増収となりました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと+5.4%）。当四半期は、カストディ業務の受託資産が前年同期比 9.1%増加したことに加え、取引は前年同期から 7.8%増加しました。また、当業務部門は引き続き大型マンドレートを獲得しました。

ホールセールバンキング部門の営業収益は、不利な為替の影響を受けて当四半期に 9 億 4800 万ユーロとなり、前年同期比 1.1%の減収でした。なお、連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと 2.1%の増収となりますが、これにはアジアパシフィックおよび EMEA³ (欧州・中東・アフリカ) 地域での伸びが貢献しました。ホールセールバンキング部門は、トランザクションバンキング業務で以下のように着実な成果を上げました：当部門は欧州におけるトレードファイナンスで 3 年連続の第 1 位に輝き、また、アジアで初めて第 3 位にランクインしました⁴。融資残高は、当四半期に 1287 億ユーロに上り、前年同期から 0.9%² 増加しました。預金残高は、順調なキャッシュマネジメント業務の開発のおかげで、当四半期も引き続き伸びて 1283 億ユーロに上り、前年同期比 8.3%² 増加しました。さらに当部門は、Centric のプラットフォームで成功を収め、デジタルバンキングサービスの開発で大きく前進しました。Centric の法人顧客数は、2016 年 12 月末から 23.2%増加し、既に 7,700 口を上回っています。

CIB の営業費用は、当四半期に 18 億 9700 万ユーロとなり、前年同期比 6.2%減少しました（連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除くと-3.3%）。これは、CIB が早くも 2016 年初に導入した事業改編計画の一環として、様々なコスト節減策を実施してきた効果が発揮されたものです。CIB は当四半期も積極的に同計画を実施した結果、2018 年末までに自動化が可能な 200 の業務プロセスを認識できました。

これらを受けて、CIB の営業総利益は当四半期に 7 億 6100 万ユーロとなり、前年同期比 13.8%減少しました。

リスク費用に関しては、当四半期に純額で貸倒引当金戻入益 1000 万ユーロが計上されました（対して、前年同期は、純額で貸倒引当金繰入額 7400 万ユーロを計上）。部門別では、コーポレートバンキング部門において、当四半期に純額で 400 万ユーロの引当金戻入益が計上され（前年同期は純額で 7900 万ユーロの引

¹ Fixed Income, Currencies and Commodities

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

³ Europe, Middle East, Africa

⁴ 出所：Greenwich Share Leaders Survey (Global Large Corporate Trade Finance、2017 年 10 月)

当金繰入額を計上)、一方、グローバルマーケット部門では、当四半期に純額で 600 万ユーロの引当金戻入益が計上されました(前年同期は純額で 500 万ユーロの引当金戻入益を計上)。

以上から、CIB の税引前利益は当四半期に 7 億 7800 万ユーロとなり、前年同期と比べて 4.2%の減益でした。これは、当四半期中の活気を欠く市場環境にありながら、コスト節減策の効果を発揮させた CIB の粘り強い収益体質を反映しています。

2017 年度第 3 四半期累計期間(1-9 月)において、CIB の営業収益は、全ての業務分野で順調に伸びたことから 90 億 7800 万ユーロに上り、前年同期と比べて 5.0%の増収となりました。部門別では、グローバルマーケット部門の営業収益は 45 億 1100 万ユーロに上り、前年同期比 3.3%増加しました。株式およびプライムサービス部門の営業収益は、16 億 5300 万ユーロで前年同期比 22.9%の急増を遂げました。これには、株式デリバティブで顧客業務の回復に加え、プライムサービスの高い伸びが貢献していました。一方、FICC¹ 部門の営業収益は、2017 年度第 2-3 四半期の活気を欠いた市場の影響で、28 億 5800 万ユーロとなり前年同期比 5.4%減少しました。セキュリティーズ・サービス部門の営業収益は、取引の増加および新規獲得マンドートの増収効果から、14 億 5200 万ユーロに上り前年同期比 6.8%増加しました。コーポレートバンキング部門の営業収益は、全ての地域で増収となり、31 億 1500 万ユーロに上り前年同期比 6.6%増加しました²。

CIB の営業費用は、当第 3 四半期累計期間に 63 億 9000 万ユーロとなり、前年同期と比べて 0.1%減少しました。当第 3 四半期累計期間の営業費用は、CIB が早くも 2016 年初に事業改編計画を導入して以来実施してきた、様々なコスト節減策の効果を受けています。その結果、当第 3 四半期累計期間に大幅な正のジョーズ効果が生み出されましたが、これは CIB の業務効率の目覚ましい改善を反映しています。これらを受けて、CIB の営業総利益は当第 3 四半期累計期間に前年同期比 19.3%の急増を遂げ、26 億 8800 万ユーロに上りました。リスク費用に関しては、CIB は当第 3 四半期累計期間に純額で 1 億 8200 万ユーロの貸倒引当金戻入益を計上しました(前年同期は純額で 1 億 4800 万ユーロの貸倒引当金繰入額を計上)。部門別では、コーポレートバンキング部門は純額で 1 億 3900 万ユーロの引当金戻入益を計上しました(前年同期は純額で 1 億 7700 万ユーロの引当金繰入額を計上)。グローバルマーケット部門は、純額で 4200 万ユーロの引当金戻入益を計上しました(前年同期は純額で 2800 万ユーロの引当金戻入益を計上)。以上から、CIB は当第 3 四半期累計期間に好業績を収め、税引前利益は 29 億 400 万ユーロを計上しました。これは前年同期から 36.9%の増加で、利益の急回復を裏付けています。

*
**

コーポレート・センター

コーポレート・センターの営業収益は、当四半期に 2200 万ユーロとなり、これに対し前年同期の営業収益は -4500 万ユーロでした。当四半期の営業収益には、一時項目として、当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するための調整額(Own Credit Adjustment: OCA)およびデリバティブに関わる債務評価調整額(Debt Value Adjustment: DVA)が合計で+2100 万ユーロ含まれていました(前年同期は-2 億 200 万ユーロ)。なお当四半期に、プリンシパル・インベストメンツから高水準の収益貢献があったことは特筆に値します。

営業費用は当四半期に 3 億 8200 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 3 億 8100 万ユーロでした。当四半期の営業費用には、買収に関わる一過性の事業再編費用³として 1700 万ユーロが含まれていたのに加え(前年同期は 3700 万ユーロ)、事業改編費用が 2 億 500 万ユーロ含まれていました(前年同期は 2 億 1600 万ユーロ)。

リスク費用は当四半期に 1600 万ユーロとなりました(前年同期は純額で 1300 万ユーロの引当金戻入益を計上)。

¹ Fixed Income, Currencies and Commodities

² 連結範囲の変更および為替レート変動による影響を除く

³ 特に LaSer、BGZ 銀行、DAB バンク、および General Electric LLD が影響

営業外項目は当四半期に -1 億 4900 万ユーロとなりました（前年同期は+2200 万ユーロ）。当四半期の営業外項目には、TEB ののれんに関わる全額減損損失として 1 億 7200 万ユーロが含まれていました。

以上から、コーポレート・センターの税引前利益は当四半期に -5 億 2500 万ユーロとなり、これに対し前年同期は -3 億 9100 万ユーロでした。

2017 年度第 3 四半期累計期間（1-9 月）において、コーポレート・センターの営業収益は 3 億 8200 万ユーロとなりましたが、これに対し前年同期は 12 億 2300 万ユーロでした。当第 3 四半期累計期間の営業収益には、とりわけ以下の要因が影響していました：一時項目として、当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するための調整額（Own Credit Adjustment: OCA）およびデリバティブに関わる債務評価調整額（Debt Value Adjustment: DVA）が合計で -1 億 8600 万ユーロ含まれていました（前年同期は -4100 万ユーロ）；新韓金融持株会社株およびユーロネクスト株の売却による譲渡益が合計で +2 億 3300 万ユーロ含まれていました（対して前年同期は、VISA ヨーロッパ株の売却による譲渡益 +5 億 9700 万ユーロ）。また、当第 3 四半期累計期間の営業収益には、前年同期と同様、プリンシパル・インベストメンツによる高水準の収益貢献が含まれています。営業費用は、当第 3 四半期累計期間に 9 億 9000 万ユーロとなり、これに対し前年同期は 8 億 5900 万ユーロでした。当第 3 四半期累計期間の営業費用には、買収に関わる一過性の事業再編費用¹として 5300 万ユーロが含まれていたのに加え（前年同期は 1 億 1100 万ユーロ）、事業改編費用が 4 億 4800 万ユーロ含まれていました（前年同期は 2 億 9700 万ユーロ）。リスク費用は、当第 3 四半期累計期間に 1 億 2200 万ユーロとなりました（前年同期は純額で 1700 万ユーロの引当金戻入益を計上）。営業外項目は -9200 万ユーロでした（前年同期は僅少）。当第 3 四半期累計期間の営業外項目には、TEB ののれんに関わる全額減損損失として 1 億 7200 万ユーロが含まれていました（前年同期は、子会社株式ののれんに関わる減損損失 5400 万ユーロが含まれていました）。以上から、コーポレート・センターの税引前利益は、当第 3 四半期累計期間に -8 億 2200 万ユーロとなりましたが、これに対し前年同期は +3 億 8400 万ユーロでした。

*
* *

財務構造

当グループは極めて盤石なバランスシートを有しています。

バーゼル 3 全面適用のエクイティ Tier 1 比率²は、2017 年 9 月末現在で 11.8%となり、2017 年 6 月末の水準から 10bp 上昇しました。その主な要因として、配当性向 50%を前提とした当四半期純利益（+15 bp）、および、為替の影響を除くリスク加重資産の増加（-5 bp）が挙げられます。なお、為替変動およびその他の要因による Tier 1 比率への影響は概ね軽微でした。

バーゼル 3 全面適用のレバレッジ比率³は Tier 1 資本全部に基づき算定されますが、同比率は 2017 年 9 月末現在で 4.1%でした。

流動性カバレッジ比率は、2017 年 9 月末現在で 111%でした。

当グループの即時利用可能な余剰資金は、2017 年 9 月末現在で 3240 億ユーロに上りました。これは短期資金調達との関係で、1 年超の余裕資金があることを意味します。

当グループの自己資本規制に関わる比率の推移は、グループが規制枠組みの制約のなかで、規律をもってバランスシートを管理する能力を有していることを証明しています。

¹ 特に LaSer、BGZ 銀行、DAB バンク、および General Electric LLD が影響

² 経過措置なしで全ての資本要求指令 4（CRD4）規則を考慮した比率。また、欧州議会・理事会規則（EU）No 575/2013 第 26 条第 2 項に従う

³ 2019 年に完全施行される CRD4 規則を経過措置なしで全て考慮し、また 2014 年 10 月 10 日付けの欧州委員会（EC）委任法令に基づき算定された比率

*
* *

以上の決算内容について、ジャン＝ローラン・ボナフェ最高経営責任者は次のように述べています。

「株主帰属純利益の 20 億ユーロが示すように、BNP パリバは当四半期も高い利益水準を達成しました。

欧州経済が回復基調にあるなか、当グループは事業開発で順調に成果を上げました。当四半期は債券市場にとって厳しい状況であったにもかかわらず、営業収益は比較可能なベースで安定推移しました。

事業改編計画実施の効果が発揮され、コストは十分に抑制されており、またリスク費用が大幅に減少しました。

当グループのバランスシートは極めて盤石であり、バーゼル 3 全面適用のエクイティ Tier 1 比率が 11.8% へ改善したことはこれを証明しています。

このような好業績を達成するとともに、2017-2020 年度事業開発計画の実施に全力を尽くす、BNP パリバの全従業員に感謝の意を表します。」

連結損益計算書

	3Q17	3Q16	3Q17 / 3Q16	2Q17	3Q17 / 2Q17	9M17	9M16	9M17 / 9M16
(単位：百万ユーロ)								
営業収益	10,394	10,589	-1.8%	10,938	-5.0%	32,629	32,755	-0.4%
営業費用および減価償却費	-7,133	-7,217	-1.2%	-7,071	+0.9%	-22,323	-21,934	+1.8%
営業総利益	3,261	3,372	-3.3%	3,867	-15.7%	10,306	10,821	-4.8%
リスク費用	-668	-764	-12.6%	-662	+0.9%	-1,922	-2,312	-16.9%
営業利益	2,593	2,608	-0.6%	3,205	-19.1%	8,384	8,509	-1.5%
持分法適用会社投資損益	150	163	-8.0%	223	-32.7%	538	482	+11.6%
その他営業外項目	230	9	n.s.	33	n.s.	266	-48	n.s.
営業外項目	380	172	n.s.	256	+48.4%	804	434	+85.3%
税引前利益	2,973	2,780	+6.9%	3,461	-14.1%	9,188	8,943	+2.7%
法人税	-828	-790	+4.8%	-943	-12.2%	-2,523	-2,374	+6.3%
少数株主帰属純利益	-102	-104	-1.9%	-122	-16.4%	-332	-309	+7.4%
株主帰属純利益	2,043	1,886	+8.3%	2,396	-14.7%	6,333	6,260	+1.2%
コスト/インカム率	68.6%	68.2%	+0.4pt	64.6%	+4.0pt	68.4%	67.0%	+1.4pt

BNP パリバの 2017 年度第 3 四半期に関わる財務情報の開示は、本プレスリリースに含まれています。法令上要求される開示情報は全て、登録書類を含めて、<http://invest.bnpparibas.com> の「Results (業績)」セクションからオンラインで入手可能であり、フランスの通貨金融法典 L.451-1-2 条およびフランス金融市場庁 (Autorité des Marchés Financiers) の一般規則第 222-1 条以降の規定に従い、BNP パリバが公表しています。

2017 年度第 3 四半期 – コア事業別業績

		リテールバンキング およびサービス事業		ホールセール バンキング 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ 合計
		国内市場 部門	国際金融 サービス部門				
(単位：百万ユーロ)							
営業収益		3,786	3,928	2,658	10,372	22	10,394
	対前年同期比	+0.1%	-0.5%	-8.5%	-2.5%	n.s.	-1.8%
	対前四半期比	-0.5%	-0.2%	-16.9%	-5.1%	n.s.	-5.0%
営業費用および減価償却費		-2,524	-2,330	-1,897	-6,751	-382	-7,133
	対前年同期比	+1.2%	+0.5%	-6.2%	-1.2%	+0.2%	-1.2%
	対前四半期比	+4.4%	-1.6%	-4.6%	-0.3%	+27.5%	+0.9%
営業総利益		1,262	1,598	761	3,622	-361	3,261
	対前年同期比	-2.0%	-1.8%	-13.8%	-4.6%	-15.4%	-3.3%
	対前四半期比	-9.0%	+1.9%	-37.0%	-13.0%	+21.4%	-15.7%
リスク費用		-310	-352	10	-652	-16	-668
	対前年同期比	-5.3%	-6.3%	n.s.	-16.1%	n.s.	-12.6%
	対前四半期比	-12.8%	+6.6%	-91.2%	+14.8%	-83.0%	+0.9%
営業利益		952	1,246	772	2,970	-377	2,593
	対前年同期比	-0.9%	-0.4%	-4.6%	-1.7%	-8.8%	-0.6%
	対前四半期比	-7.7%	+0.7%	-41.9%	-17.4%	-3.8%	-19.1%
持分法適用会社投資損益		22	140	-2	160	-10	150
その他営業外項目		3	358	8	369	-139	230
税引前利益		977	1,744	778	3,498	-525	2,973
	対前年同期比	-1.0%	+27.0%	-4.2%	+10.3%	+34.2%	+6.9%
	対前四半期比	-7.2%	+24.1%	-42.3%	-8.1%	+52.1%	-14.1%

	リテールバンキング およびサービス事業		ホールセール バンキング 事業	事業部門 合計	その他業務	グループ 合計	
	国内市場 部門	国際金融 サービス部門					
(単位：百万ユーロ)							
営業収益	3,786	3,928	2,658	10,372	22	10,394	
	前年同期	3,782	3,946	2,905	10,634	-45	10,589
	前四半期	3,803	3,935	3,197	10,935	3	10,938
営業費用および減価償却費	-2,524	-2,330	-1,897	-6,751	-382	-7,133	
	前年同期	-2,494	-2,319	-2,022	-6,836	-381	-7,217
	前四半期	-2,417	-2,367	-1,988	-6,771	-300	-7,071
営業総利益	1,262	1,598	761	3,622	-361	3,261	
	前年同期	1,288	1,627	883	3,798	-426	3,372
	前四半期	1,387	1,568	1,209	4,164	-297	3,867
リスク費用	-310	-352	10	-652	-16	-668	
	前年同期	-327	-376	-74	-777	13	-764
	前四半期	-356	-331	118	-568	-94	-662
営業利益	952	1,246	772	2,970	-377	2,593	
	前年同期	961	1,251	809	3,021	-413	2,608
	前四半期	1,031	1,237	1,328	3,596	-391	3,205
持分法適用会社投資損益	22	140	-2	160	-10	150	
	前年同期	18	122	2	141	22	163
	前四半期	21	153	5	179	44	223
その他営業外項目	3	358	8	369	-139	230	
	前年同期	8	1	1	9	0	9
	前四半期	1	14	15	31	2	33
税引前利益	977	1,744	778	3,498	-525	2,973	
	前年同期	987	1,373	812	3,171	-391	2,780
	前四半期	1,053	1,405	1,349	3,807	-346	3,461
法人税							-828
少数株主帰属純利益							-102
株主帰属純利益							2,043

2017 年 1-9 月期 - コア事業別業績

		リテールバンキング およびサービス事業		ホールセール バンキング 事業	事業部門 合計	その他 業務	グループ 合計
(単位：百万ユーロ)		国内市場 部門	国際金融 サービス部門				
営業収益		11,397	11,773	9,078	32,247	382	32,629
	対前年同期比	-0.3%	+2.8%	+5.0%	+2.3%	-68.8%	-0.4%
営業費用および減価償却費		-7,739	-7,203	-6,390	-21,333	-990	-22,323
	対前年同期比	+1.6%	+2.0%	-0.1%	+1.2%	+15.3%	+1.8%
営業総利益		3,657	4,570	2,688	10,914	-608	10,306
	対前年同期比	-4.1%	+4.1%	+19.3%	+4.4%	n.s.	-4.8%
リスク費用		-985	-998	182	-1,800	-122	-1,922
	対前年同期比	-11.3%	-6.8%	n.s.	-22.7%	n.s.	-16.9%
営業利益		2,672	3,572	2,870	9,114	-730	8,384
	対前年同期比	-1.1%	+7.6%	+36.3%	+12.1%	n.s.	-1.5%
持分法適用会社投資損益		54	420	11	485	53	538
その他営業外項目		9	379	23	411	-145	266
税引前利益		2,735	4,371	2,904	10,010	-822	9,188
	対前年同期比	-0.5%	+18.5%	+36.9%	+17.0%	n.s.	+2.7%
法人税							-2,523
少数株主帰属純利益							-332
株主帰属純利益							6,333

連結四半期業績の推移

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
グループ								
営業収益	10,394	10,938	11,297	43,411	10,656	10,589	11,322	10,844
営業費用および減価償却費	-7,133	-7,071	-8,119	-29,378	-7,444	-7,217	-7,090	-7,627
営業総利益	3,261	3,867	3,178	14,033	3,212	3,372	4,232	3,217
リスク費用	-668	-662	-592	-3,262	-950	-764	-791	-757
営業利益	2,593	3,205	2,586	10,771	2,262	2,608	3,441	2,460
持分法適用会社投資損益	150	223	165	633	151	163	165	154
その他営業外項目	230	33	3	-194	-146	9	-81	24
税引前利益	2,973	3,461	2,754	11,210	2,267	2,780	3,525	2,638
法人税	-828	-943	-752	-3,095	-721	-790	-864	-720
少数株主帰属純利益	-102	-122	-108	-413	-104	-104	-101	-104
株主帰属純利益	2,043	2,396	1,894	7,702	1,442	1,886	2,560	1,814
コスト/インカム率	68.6%	64.6%	71.9%	67.7%	69.9%	68.2%	62.6%	70.3%

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
リテールバンキングおよびサービス事業 PEL/CEL の影響を除く								
営業収益	7,707	7,737	7,719	30,651	7,758	7,735	7,636	7,522
営業費用および減価償却費	-4,854	-4,784	-5,305	-19,880	-5,200	-4,813	-4,681	-5,187
営業総利益	2,853	2,953	2,414	10,771	2,558	2,922	2,956	2,335
リスク費用	-662	-686	-634	-3,005	-824	-704	-740	-738
営業利益	2,191	2,267	1,780	7,765	1,733	2,218	2,216	1,598
持分法適用会社投資損益	162	174	139	530	130	140	124	136
その他営業外項目	361	16	11	10	-5	9	-2	8
税引前利益	2,714	2,457	1,930	8,305	1,858	2,367	2,339	1,742
配賦資本(十億ユーロ、年初末)	50.9	50.7	50.6	49.0	49.0	48.8	48.6	48.7

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
リテールバンキングおよびサービス事業								
営業収益	7,714	7,738	7,717	30,649	7,765	7,728	7,615	7,540
営業費用および減価償却費	-4,854	-4,784	-5,305	-19,880	-5,200	-4,813	-4,681	-5,187
営業総利益	2,860	2,955	2,412	10,768	2,565	2,915	2,935	2,353
リスク費用	-662	-686	-634	-3,005	-824	-704	-740	-738
営業利益	2,198	2,269	1,778	7,763	1,741	2,212	2,195	1,616
持分法適用会社投資損益	162	174	139	530	130	140	124	136
その他営業外項目	361	16	11	10	-5	9	-2	8
税引前利益	2,721	2,458	1,927	8,303	1,866	2,360	2,318	1,760
配賦資本(十億ユーロ、年初末)	50.9	50.7	50.6	49.0	49.0	48.8	48.6	48.7

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
国内市場部門(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 100%を含む)* PEL/CEL の影響を除く								
営業収益	3,918	3,951	3,952	15,715	3,866	3,923	3,962	3,963
営業費用および減価償却費	-2,599	-2,488	-2,880	-10,629	-2,794	-2,567	-2,449	-2,818
営業総利益	1,319	1,463	1,072	5,086	1,072	1,356	1,513	1,145
リスク費用	-311	-355	-319	-1,515	-399	-329	-388	-399
営業利益	1,008	1,108	753	3,572	674	1,028	1,124	746
持分法適用会社投資損益	23	21	11	54	14	18	13	9
その他営業外項目	3	1	5	2	-6	8	2	-2
税引前利益	1,034	1,130	769	3,628	681	1,054	1,140	753
ウェルス&アセット・マネジメント帰属純利益	-64	-78	-61	-246	-59	-61	-63	-63
国内市場部門税引前利益	970	1,052	707	3,382	622	993	1,076	690
配賦資本(十億ユーロ、年初末)	24.3	24.1	23.8	23.0	23.0	22.9	22.9	22.9

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
国内市場部門(フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 2/3を含む)								
営業収益	3,786	3,803	3,807	15,170	3,740	3,782	3,803	3,844
営業費用および減価償却費	-2,524	-2,417	-2,799	-10,336	-2,719	-2,494	-2,378	-2,745
営業総利益	1,262	1,387	1,008	4,834	1,022	1,288	1,425	1,099
リスク費用	-310	-356	-319	-1,509	-399	-327	-385	-398
営業利益	952	1,031	689	3,324	623	961	1,040	701
持分法適用会社投資損益	22	21	11	53	13	18	13	9
その他営業外項目	3	1	5	2	-6	8	2	-2
税引前利益	977	1,053	705	3,379	630	987	1,055	708
配賦資本(十億ユーロ、年初末)	24.3	24.1	23.8	23.0	23.0	22.9	22.9	22.9

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
フランス国内リテールバンキング (フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む) *								
営業収益	1,592	1,607	1,618	6,398	1,556	1,594	1,587	1,661
うち受取利息純額	904	886	909	3,674	907	916	879	972
うち手数料	688	721	708	2,725	649	678	709	689
営業費用および減価償却費	-1,183	-1,116	-1,184	-4,673	-1,216	-1,178	-1,106	-1,173
営業総利益	409	492	434	1,725	340	416	481	488
リスク費用	-65	-80	-79	-342	-124	-72	-72	-73
営業利益	344	412	355	1,384	215	345	408	415
営業外項目	1	0	0	3	1	0	1	1
税引前利益	344	412	356	1,386	217	345	409	416
ウェルス&アセット・マネジメント帰属純利益	-36	-40	-39	-138	-32	-34	-32	-39
フランス国内リテールバンキング税引前利益	309	372	316	1,249	184	310	377	377
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	9.4	9.3	9.2	8.7	8.7	8.6	8.5	8.6

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
フランス国内リテールバンキング (フランス国内プライベート・バンキングの 100%を含む) * PEL/CEL の影響を除く**								
営業収益	1,585	1,606	1,620	6,401	1,548	1,601	1,608	1,643
うち受取利息純額	897	885	912	3,676	899	923	900	954
うち手数料	688	721	708	2,725	649	678	709	689
営業費用および減価償却費	-1,183	-1,116	-1,184	-4,673	-1,216	-1,178	-1,106	-1,173
営業総利益	402	490	436	1,728	332	423	502	470
リスク費用	-65	-80	-79	-342	-124	-72	-72	-73
営業利益	337	411	358	1,386	208	351	430	397
営業外項目	1	0	0	3	1	0	1	1
税引前利益	337	411	358	1,389	209	351	430	398
ウェルス&アセット・マネジメント帰属純利益	-36	-40	-39	-138	-32	-34	-32	-39
フランス国内リテールバンキング税引前利益	302	371	319	1,251	177	317	398	359
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	9.4	9.3	9.2	8.7	8.7	8.6	8.5	8.6

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
フランス国内リテールバンキング (フランス国内プライベート・バンキングの 2/3を含む)								
営業収益	1,518	1,531	1,541	6,113	1,485	1,523	1,516	1,588
営業費用および減価償却費	-1,145	-1,079	-1,146	-4,525	-1,178	-1,141	-1,068	-1,139
営業総利益	374	452	395	1,588	307	382	448	450
リスク費用	-65	-80	-79	-341	-124	-71	-72	-73
営業利益	308	372	316	1,247	183	311	376	377
営業外項目	0	0	0	2	1	0	1	1
税引前利益	309	372	316	1,249	184	310	377	377
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	9.4	9.3	9.2	8.7	8.7	8.6	8.5	8.6

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100%を含む

** PEL/CEL に関わる引当金：当該引当金は、フランス国内リテールバンキングの営業収益に影響を及ぼすものであり、住宅積立預金口座 (Plans Epargne Logement: PEL) および住宅預金口座 (Comptes Epargne Logement: CEL) から生じるリスクについて、口座の存続期間全体にわたり設定されている。

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
PEL/CEL の影響	7	1	-2	-2	8	-7	-21	18

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
BNL バンカ・コメルシアレ (イタリア国内プライベート・バンキングの 100%を含む)*								
営業収益	719	729	727	2,972	745	741	749	737
営業費用および減価償却費	-445	-430	-469	-1,885	-543	-448	-433	-462
営業総利益	274	299	258	1,086	202	293	317	275
リスク費用	-203	-222	-228	-959	-229	-215	-242	-274
営業利益	71	77	30	127	-27	78	74	1
営業外項目	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前利益	71	77	30	127	-27	78	74	1
ウェルス&アセット・マネジメント帰属純利益	-9	-12	-12	-37	-10	-9	-9	-10
BNL バンカ・コメルシアレ税引前利益	63	65	18	90	-36	70	65	-8
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	5.8	5.7	5.7	5.7	5.7	5.8	5.9	6.0
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
BNL バンカ・コメルシアレ (イタリア国内プライベート・バンキングの 2/3を含む)								
営業収益	699	707	706	2,895	725	721	730	718
営業費用および減価償却費	-434	-420	-460	-1,846	-533	-438	-423	-453
営業総利益	265	287	247	1,049	192	284	307	265
リスク費用	-203	-222	-228	-959	-229	-214	-242	-274
営業利益	62	65	18	90	-36	70	65	-8
営業外項目	0	0	0	0	0	0	0	0
税引前利益	63	65	18	90	-36	70	65	-8
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	5.8	5.7	5.7	5.7	5.7	5.8	5.9	6.0
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
ベルギー国内リテールバンキング (ベルギー国内プライベート・バンキングの 100%を含む)*								
営業収益	921	930	931	3,661	908	914	923	917
営業費用および減価償却費	-570	-560	-823	-2,582	-661	-575	-555	-791
営業総利益	351	370	108	1,079	247	339	367	126
リスク費用	-23	-28	1	-98	-9	-19	-49	-21
営業利益	328	343	109	981	237	320	318	106
持分法適用会社投資損益	17	6	-4	8	2	5	5	-4
その他営業外項目	3	2	0	-3	-1	-2	0	0
税引前利益	347	351	106	987	239	323	323	102
ウェルス&アセット・マネジメント帰属純利益	-18	-25	-10	-69	-17	-18	-21	-14
ベルギー国内リテールバンキング税引前利益	329	325	96	918	222	305	302	88
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	5.2	5.2	5.1	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
ベルギー国内リテールバンキング (ベルギー国内プライベート・バンキングの 2/3を含む)								
営業収益	879	882	889	3,490	867	871	878	875
営業費用および減価償却費	-547	-537	-790	-2,484	-636	-550	-534	-763
営業総利益	332	346	99	1,007	230	321	344	112
リスク費用	-23	-28	1	-95	-10	-19	-46	-20
営業利益	309	317	99	912	221	302	297	92
持分法適用会社投資損益	17	6	-4	8	2	5	5	-4
その他営業外項目	3	2	0	-2	-1	-2	0	0
税引前利益	329	325	96	918	222	305	302	88
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	5.2	5.2	5.1	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門 (ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの 100%を含む)*								
営業収益	692	686	674	2,681	666	669	681	666
営業費用および減価償却費	-400	-382	-405	-1,488	-374	-367	-355	-393
営業総利益	292	304	269	1,193	292	302	327	273
リスク費用	-19	-26	-14	-115	-37	-23	-25	-31
営業利益	273	278	256	1,078	255	279	302	242
持分法適用会社投資損益	5	14	14	43	10	13	8	12
その他営業外項目	0	0	5	5	-6	10	3	-2
税引前利益	277	292	274	1,125	260	301	312	252
ウェルス&アセット・マネジメント帰属純利益	-1	-1	-1	-2	0	0	-1	-1
その他国内市場部門税引前利益	277	291	274	1,123	259	301	311	251
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
ルクセンブルクを含むその他国内市場部門 (ルクセンブルク国内プライベート・バンキングの 2/3 を含む)								
営業収益	690	683	671	2,671	663	666	679	663
営業費用および減価償却費	-399	-381	-403	-1,481	-372	-365	-353	-391
営業総利益	291	303	269	1,190	291	301	326	272
リスク費用	-19	-26	-14	-115	-36	-23	-25	-31
営業利益	272	277	255	1,076	255	278	301	241
持分法適用会社投資損益	5	14	14	43	10	13	8	12
その他営業外項目	0	0	5	5	-6	10	3	-2
税引前利益	277	291	274	1,123	259	301	311	251
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	3.9	3.9	3.9	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の 100% を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
国際金融サービス部門								
営業収益	3,928	3,935	3,909	15,479	4,025	3,946	3,813	3,696
営業費用および減価償却費	-2,330	-2,367	-2,506	-9,544	-2,481	-2,319	-2,303	-2,442
営業総利益	1,598	1,568	1,404	5,935	1,544	1,627	1,510	1,254
リスク費用	-352	-331	-315	-1,496	-425	-376	-355	-339
営業利益	1,246	1,237	1,089	4,439	1,118	1,251	1,155	915
持分法適用会社投資損益	140	153	128	477	116	122	111	127
その他営業外項目	358	14	6	8	1	1	-4	10
税引前利益	1,744	1,405	1,222	4,924	1,236	1,373	1,262	1,052
配賦資本(十億ユーロ、年初末)	26.5	26.6	26.7	26.1	26.1	25.9	25.7	25.8
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
パーソナル・ファイナンス								
営業収益	1,222	1,220	1,201	4,679	1,185	1,177	1,168	1,149
営業費用および減価償却費	-575	-579	-634	-2,298	-598	-544	-547	-609
営業総利益	647	641	568	2,381	587	632	621	540
リスク費用	-273	-225	-240	-979	-269	-240	-248	-221
営業利益	375	415	328	1,401	317	392	373	319
持分法適用会社投資損益	21	30	20	42	18	18	-8	13
その他営業外項目	24	0	5	-1	-2	0	-1	1
税引前利益	420	445	353	1,442	334	411	364	333
配賦資本(十億ユーロ、年初末)	5.5	5.4	5.3	4.9	4.9	4.9	4.8	4.8
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
欧州・地中海沿岸諸国（トルコのプライベート・バンキングの100%を含む）*								
営業収益	573	590	592	2,513	630	659	616	608
営業費用および減価償却費	-403	-420	-424	-1,705	-431	-413	-429	-432
営業総利益	170	170	168	808	200	245	187	176
リスク費用	-60	-70	-67	-437	-127	-127	-87	-96
営業利益	110	100	101	371	73	118	100	80
持分法適用会社投資損益	47	53	48	200	49	48	53	50
その他営業外項目	1	-1	0	-3	-1	0	-4	2
税引前利益	159	152	150	568	121	166	149	132
ウェルス&アセット・マネジメント帰属純利益	0	-1	-1	-2	-1	0	-1	-1
欧州・地中海沿岸諸国税引前利益	158	151	149	566	120	165	149	132
配賦資本(十億ユーロ、年初末)	5.0	5.0	5.0	5.2	5.2	5.2	5.2	5.1
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
欧州・地中海沿岸諸国（トルコのプライベート・バンキングの2/3を含む）								
営業収益	571	588	590	2,505	628	656	614	606
営業費用および減価償却費	-401	-419	-423	-1,699	-429	-411	-428	-431
営業総利益	170	169	167	806	199	245	187	176
リスク費用	-60	-70	-67	-437	-127	-127	-87	-96
営業利益	110	99	100	369	72	118	100	80
持分法適用会社投資損益	47	53	48	200	49	48	53	50
その他営業外項目	1	-1	0	-3	-1	0	-4	2
税引前利益	158	151	149	566	120	165	149	132
配賦資本(十億ユーロ、年初末)	5.0	5.0	5.0	5.2	5.2	5.2	5.2	5.1

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの100%を含む）*								
営業収益	734	762	761	2,984	795	728	688	773
営業費用および減価償却費	-482	-513	-556	-2,038	-521	-501	-482	-534
営業総利益	251	249	205	947	274	227	207	239
リスク費用	-32	-38	-22	-85	-23	-14	-23	-25
営業利益	219	211	183	862	251	213	184	214
持分法適用会社投資損益	0	0	0	0	0	0	0	0
その他営業外項目	3	1	-1	16	4	1	1	10
税引前利益	222	212	182	878	255	214	184	225
ウェルス&アセット・マネジメント帰属純利益	-5	-5	-5	-15	-5	-4	-3	-3
バンクウェスト税引前利益	217	206	177	862	251	210	181	221
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	6.4	6.6	6.7	6.3	6.3	6.2	6.3	6.4
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
バンクウェスト（米国プライベート・バンキングの2/3を含む）								
営業収益	720	748	748	2,937	782	716	677	762
営業費用および減価償却費	-474	-505	-548	-2,006	-513	-493	-474	-526
営業総利益	246	243	200	931	269	223	203	236
リスク費用	-32	-38	-22	-85	-23	-14	-23	-25
営業利益	214	206	178	846	246	209	180	211
営業外項目	3	1	-1	16	4	1	1	10
税引前利益	217	206	177	862	251	210	181	221
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	6.4	6.6	6.7	6.3	6.3	6.2	6.3	6.4
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
保険								
営業収益	662	619	597	2,382	636	679	611	456
営業費用および減価償却費	-311	-297	-326	-1,201	-315	-299	-278	-309
営業総利益	351	322	271	1,181	321	380	333	147
リスク費用	1	-1	-1	2	-1	3	1	-1
営業利益	352	321	271	1,183	320	383	334	146
持分法適用会社投資損益	63	55	54	189	36	44	54	55
その他営業外項目	325	0	1	-3	0	0	0	-3
税引前利益	740	376	326	1,369	356	427	387	199
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	7.7	7.7	7.8	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
ウェルス&アセット・マネジメント								
営業収益	753	760	773	2,977	794	718	743	723
営業費用および減価償却費	-569	-567	-576	-2,341	-626	-572	-577	-567
営業総利益	183	193	198	636	168	146	166	156
リスク費用	12	4	14	3	-5	3	3	3
営業利益	195	197	212	639	163	149	169	159
持分法適用会社投資損益	8	15	5	46	13	12	13	8
その他営業外項目	5	14	0	0	0	0	0	0
税引前利益	208	226	217	685	176	161	181	167
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	1.9	1.9	1.9	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1

* プライベート・バンキングの営業収益から税引前利益に至る表示項目の100%を含む

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
ホールセールバンキング事業 (CIB)								
営業収益	2,658	3,197	3,223	11,469	2,821	2,905	3,056	2,686
営業費用および減価償却費	-1,897	-1,988	-2,506	-8,309	-1,914	-2,022	-2,115	-2,258
営業総利益	761	1,209	717	3,160	907	883	942	428
リスク費用	10	118	54	-217	-70	-74	-46	-28
営業利益	772	1,328	770	2,943	837	809	896	400
持分法適用会社投資損益	-2	5	8	20	9	2	13	-3
その他営業外項目	8	15	0	-1	-5	1	-2	6
税引前利益	778	1,349	778	2,962	841	812	907	403
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	21.4	21.9	22.1	22.2	22.2	22.2	22.0	21.9
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
コーポレートバンキング								
営業収益	948	1,176	991	3,994	1,071	958	1,037	929
営業費用および減価償却費	-546	-590	-691	-2,451	-567	-591	-601	-693
営業総利益	402	586	299	1,544	504	368	436	236
リスク費用	4	78	57	-292	-115	-79	-42	-55
営業利益	407	664	356	1,251	388	289	394	181
営業外項目	6	19	7	13	14	-3	2	0
税引前利益	413	683	364	1,265	402	285	396	181
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	12.5	12.7	12.6	12.4	12.4	12.3	12.3	12.2
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
グローバルマーケット								
営業収益	1,234	1,523	1,754	5,650	1,284	1,490	1,558	1,318
うちFICC	801	883	1,174	3,860	838	1,082	1,050	890
うち株式およびプライムサービス	433	640	580	1,791	446	408	509	428
営業費用および減価償却費	-958	-997	-1,424	-4,355	-967	-1,065	-1,139	-1,184
営業総利益	276	526	330	1,295	317	425	419	134
リスク費用	6	39	-3	72	44	5	-4	27
営業利益	281	565	327	1,367	361	430	415	160
持分法適用会社投資損益	-6	-1	0	8	-3	5	11	-4
その他営業外項目	6	3	0	-3	-8	0	-2	6
税引前利益	281	567	326	1,372	350	435	424	163
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	8.0	8.4	8.7	9.0	9.0	9.1	9.0	9.1
(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
証券管理								
営業収益	476	498	478	1,824	466	457	461	440
営業費用および減価償却費	-392	-400	-390	-1,503	-380	-367	-374	-382
営業総利益	84	97	87	321	86	90	87	59
リスク費用	0	1	0	3	2	0	1	0
営業利益	84	99	87	324	87	90	88	59
営業外項目	0	0	0	1	1	1	0	0
税引前利益	84	99	88	325	88	91	87	59
配賦資本(十億ユーロ、年初来)	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7	0.7

(単位：百万ユーロ)	3Q17	2Q17	1Q17	2016	4Q16	3Q16	2Q16	1Q16
コーポレート・センター								
営業収益	22	3	358	1,294	70	-45	650	618
営業費用および減価償却費	-382	-300	-308	-1,189	-330	-381	-295	-182
うち事業再編、変革および適応費用	-222	-168	-110	-561	-154	-253	-108	-46
営業総利益	-361	-297	49	105	-260	-426	356	435
リスク費用	-16	-94	-11	-39	-56	13	-5	9
営業利益	-377	-391	38	66	-316	-413	350	444
持分法適用会社投資損益	-10	44	19	83	13	22	28	21
その他営業外項目	-139	2	-8	-204	-136	0	-77	10
税引前利益	-525	-346	49	-55	-440	-391	301	475

連結貸借対照表 — 2017 年 9 月 30 日現在

(単位：百万ユーロ)	2017 年 9 月 30 日	2016 年 12 月 31 日
資産		
現金および中央銀行預け金	224,917	160,400
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
トレーディング目的有価証券	178,034	123,679
貸出金および売戻契約	211,885	152,242
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品	96,515	87,644
デリバティブ金融商品	241,399	328,162
ヘッジ目的デリバティブ	15,245	18,133
売却可能金融資産	241,972	267,559
金融機関貸出金および債権	46,741	47,411
顧客貸出金および債権	711,589	712,233
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整	3,194	4,664
満期保有目的金融資産	4,803	6,100
当期および繰延税金資産	7,727	7,966
未収収益およびその他の資産	129,279	115,967
持分法投資	6,727	6,910
投資不動産	1,924	1,911
有形固定資産	23,776	22,523
無形固定資産	3,120	3,239
のれん	9,653	10,216
資産合計	2,158,500	2,076,959
負債		
中央銀行預金	6,141	233
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品		
トレーディング目的有価証券	91,873	70,326
借入金および買戻契約	260,001	183,206
純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定した金融商品	54,660	54,076
デリバティブ金融商品	239,238	318,740
ヘッジ目的デリバティブ	16,624	19,626
金融機関預金	101,164	75,660
顧客預金	793,163	765,953
負債証券	152,910	153,422
金利リスクヘッジポートフォリオの再測定による調整	2,738	4,202
当期および繰延税金負債	2,922	3,087
未払費用およびその他の負債	103,500	99,407
保険会社の責任準備金	201,438	193,626
偶発債務等引当金	10,464	11,801
劣後債	16,458	18,374
負債合計	2,053,294	1,971,739
連結資本		
資本金、払込剰余金、および利益剰余金	90,580	86,794
親会社株主帰属当期純利益	6,333	7,702
資本金、利益剰余金、および親会社株主帰属当期純利益合計	96,913	94,496
資本に直接認識される資産および負債の変動	3,631	6,169
親会社株主資本	100,544	100,665
少数株主帰属利益剰余金および当期純利益	4,741	4,460
資本に直接認識される資産および負債の変動	-79	95
少数株主持分合計	4,662	4,555
連結資本合計	105,206	105,220
負債および資本合計	2,158,500	2,076,959

代替的な業績指標（ALTERNATIVE PERFORMANCE MEASURES: APM）
フランス金融市場庁（AMF）の一般規則第 223-1 条にもとづく開示

代替的な業績指標	定義	使用理由
事業部門営業収益	国内市場部門、国際金融サービス部門、ホールセールバンキング事業の営業収益の合計（なお、国内市場部門の営業収益には、フランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルクのプライベート・バンキングの 2/3 を含む） BNP パリバ・グループ営業収益＝事業部門営業収益＋コーポレート・センター営業収益	BNP パリバ・グループの業績を表す指標
PEL/CEL の影響を除く 営業収益	PEL/CEL による影響を除く 営業収益	PEL/CEL 口座から発生するリスクに対して、口座の存続期間全体にわたり引当金が設定されるが、これらの変動が及ぼす影響を排除した上で、当期の営業収益を表す指標
プライベート・バンキングの 100%を含む リテールバンキング事業の損益計算書	リテールバンキング事業の損益計算書であり、プライベート・バンキング業務の損益計算書の全部を含む	リテールバンキング事業の業績を表す指標であり、プライベート・バンキングの業績の全部を含む（プライベート・バンキングは、リテールバンキング（2/3）とウェルス・マネジメント（1/3）の共同責任のもとに置かれるが、その損益計算書を責任割合に基づき分割する前の 100%を含む）
リスク費用÷期首融資残高（単位：bp）	リスク費用（単位：百万ユーロ）を期首の顧客向け融資残高で除したもの 詳細な算定方法については、決算プレゼンテーション資料に添付された「融資残高に関わるリスク費用」にて開示	事業体が負うリスクレベルの指標であり、融資残高を分母として算定し、%で表示
一時項目を除く株主帰属純利益	一時項目を除いて算定された株主帰属純利益 一時項目の詳細については、決算プレゼンテーション資料のスライド「主な一時項目」にて開示	多額の非経常的項目あるいは本業の業績を反映しない項目を排除した、BNP パリバ・グループの純利益に関する指標。排除される項目の主なものに、当グループ自身の債務に伴う信用リスクを反映するための調整額（OCA）、デリバティブに関わる債務評価調整額（DVA）に加え、事業改編・再編費用などがある
自己資本利益率（ROE）	ROE の詳細な算定方法については、決算プレゼンテーション資料に添付された「自己資本および永久株主資本利益率」にて開示	BNP パリバ・グループの自己資本利益率を表す指標
有形自己資本利益率（ROTE）	ROTE の詳細な算定方法については、決算プレゼンテーション資料に添付された「自己資本および永久株主資本利益率」にて開示	BNP パリバ・グループの有形自己資本利益率を表す指標

比較分析－連結範囲の変更および為替レート変動による影響の排除

連結範囲の変更による影響を排除するための方法は、買収、売却など、取引の形態に依る。その計算の根本的な目的は、期間比較可能性を確保することにある。

- － 企業を買収または新設した場合、当該企業の業績は、同企業が過年度に未だ買収あるいは設立されていなかった期間に対応する分について、連結範囲の変更による影響を除く当会計年度の期間から排除する。
- － 事業売却の場合、当該事業体の業績は、売却以降の期間に対応する過年度の四半期について対称的に排除する。
- － 連結の会計処理方法を変更した場合、同一条件の下に調整した四半期業績に対して、2 会計年度（当期および前期）の間で存在した最も低い持分比率を適用する。

為替レート変動による影響を除いた比較分析においては、前年度の四半期（比較対象となる四半期）業績を、当四半期（分析対象となる四半期）の為替レートで修正再表示する。これらの計算は全て、会社の報告通貨を基準に行う。

注：

営業費用： 従業員給与および従業員給付制度に関わる費用、その他経費、有形固定資産の減価償却費、無形固定資産の償却費、および不動産・機械設備を含む固定資産の減損などの総額を指す。本資料全体にわたり、「営業費用」および「費用」は特に区別することなく使われている

事業部門： 以下の 3 部門から成る：

- － 国内市場部門：フランス国内リテールバンキング（FRB）、BNL バンカ・コメルシアレ（BNL bc）、ベルギー国内リテールバンキング（BRB）、その他国内市場部門（アルバル、リーシング・ソリューションズ、個人投資家部門、Compte Nickel、ルクセンブルク国内リテールバンキング（LRB））を含む
- － 国際金融サービス部門（IFS）：欧州・地中海沿岸諸国、バンクウェスト、パーソナル・ファイナンス、保険、ウェルス&アセット・マネジメント（WAM）を含む。WAM には、アセット・マネジメント、ウェルス・マネジメント、および不動産管理部門が含まれる
- － ホールセールバンキング事業（CIB）：コーポレートバンキング部門、グローバルマーケット部門、証券管理部門を含む

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

ビー・エヌ・ピー・パリバは、フランス通貨金融法典第5款第1章（Code Monétaire et Financier, Livre V, Titre 1er）により金融業務を行うことを許可されているフランスの株式会社である。

ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループの業務の概要は以下の通りである。

リテール・バンキング事業およびサービス事業

リテール・バンキング事業およびサービス事業は、フランス国内外におけるリテール・バンキング・ネットワークおよび専門的な金融サービスを含んでいる。リテール・バンキング事業およびサービス事業は、国内市場部門および国際金融サービス部門に分類される。

国内市場部門

国内市場部門は、フランス（フランス国内リテール・バンキング）、イタリア（BNL バンカ・コメルシアレ）、ベルギー（ビー・エヌ・ピー・パリバ・フォルティスのブランドで運営しているベルギー国内リテール・バンキング）およびルクセンブルク（BGL ビー・エヌ・ピー・パリバのブランドで運営しているルクセンブルク国内リテール・バンキング）からなるビー・エヌ・ピー・パリバのリテール・バンキング・ネットワークならびに3つの専門事業部門（アルバル（業務用車両のリースおよびサービス）、ビー・エヌ・ピー・パリバ・リーシング・ソリューション（リーシング・ソリューションおよび資金調達ソリューション）およびビー・エヌ・ピー・パリバ・パーソナル・インベスターズ（オンライン貯蓄および仲介業））を含んでいる。

キャッシュ・マネジメントおよびファクタリング部門は、ホールセールバンキング部門のコーポレート・バンキングと協働して、「欧州内外の企業にとって唯一の銀行」というコンセプトの下で法人顧客に提供されるサービスの最終段階を担っている。また、ウェルス・マネジメントは、国内市場におけるプライベート・バンキングのビジネス・モデルを展開している。

リテール・ディベロップメント・イノベーション（RD&I）（ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ全体に及ぶリテール・バンキング業務のためのチーム）は、とりわけデジタル化を通じて、リテール・バンキング業務が顧客にとってより魅力ある事業となることを目指している。

ハロー・バンク！は、フランス、イタリア、ベルギー、ドイツおよびオーストリアにおけるビー・エヌ・ピー・パリバ・グループのネット銀行であり、スマートフォンおよびタブレットで利用できるよう設計されている。

国際金融サービス事業

国際金融サービス事業は、以下の事業により構成され、個人、民間投資家、小規模企業および機関投資家といった幅広い顧客にサービスを提供している。

- ・海外リテール・バンキング事業：ユーロ圏外のリテール・バンキング業務を取り扱い、当該国において、個人、中小企業、小規模企業および法人にサービスを提供するため、ビー・エヌ・ピー・パリバの総合的なリテール・バンキングのビジネス・モデルを展開している。
- ・パーソナル・ファイナンス：セテレム、コフィノガまたはフィンドメスティック等の有名ブランドを通じ、個人を対象とした融資のソリューションを提供している。
- ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・カーディフ：人、プロジェクトおよび資産に保険をかけるための貯蓄および保障のソリューションを提供している。
- ・ウェルス&アセット・マネジメントにおける以下の3つの主要な専門事業
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・ウェルス・マネジメント
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・インベストメント・パートナーズ
 - ・ビー・エヌ・ピー・パリバ・リアル・エステート

国際金融サービス事業は、ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループにとって重要な発展地域であるアジア太平洋地域および南北アメリカにおいて確固たる地位を築いており、当該地域においてビー・エヌ・ピー・パリバの商品およびサービスを顧客に提供している。

ホールセールバンキング事業

ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、資本市場業務、証券管理業務、資金調達業務、資金管理業務および財務アドバイザリー業務において、法人および機関投資家からなる2種類の顧客フランチャイズに対し、オーダーメイドのソリューションを提供している。ビー・エヌ・ピー・パリバのホールセールバンキング事業は、法人顧客および機関投資家の間の架け橋として、法人顧客の資金調達ニーズを、投資機会を求める機関投資家へとつなぐことを目指している。

ホールセールバンキング事業の合理化されかつ効率的な体制は、ビー・エヌ・ピー・パリバの法人顧客および機関投資家のニーズに応えるために設計されたものである。そのため、ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要事業を中心に構成されている。

- ・コーポレート・バンキング（各地域毎に独自の組織を有する。）
- ・グローバル・マーケット（すべての資本市場業務を統括する。）
- ・証券管理事業

ホールセールバンキング事業は、以下の3つの主要地域に区分されている。

- ・欧州・中東・アフリカ
- ・南北アメリカ
- ・アジア太平洋

2. 主要な経営指標等の推移

(1) ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年	2012年
営業収益	43,411	42,938	39,168	38,409	39,072

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年	2012年
営業総利益	14,033	13,684	12,644	12,441	12,529

(単位：百万ユーロ)

	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年	2012年
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	7,702	6,694	157	4,818	6,564

(単位：%)

	2016年	2015年	2014年(注1)	2013年	2012年
株主資本利益率(注2)	9.3	8.3	7.7(注3)	6.1	8.9

(単位：十億ユーロ)

	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
時価総額 (12月31日現在)	75.5	65.1	61.4	70.5	53.4

出典：ブルームバーグ

(注1) IFRIC解釈指針第21号の適用により修正再表示された数値。

(注2) 株主資本利益率は、純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)(ビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位であり、会計上、配当として扱われる永久最劣後債の利息に関する調整が行われる。)を、関連期間の1月1日および12月31日の平均株主資本(配当後の数値であり、かつビー・エヌ・ピー・パリバにより発行された優先株式と同順位である永久最劣後債を除く。)で除して算出される。

(注3) 米国の関係機関との包括的和解に関連する費用を除く。この調整をしない場合の1株当たり当期純利益は-0.07ユーロ、株主資本利益率は-0.1%であった。

(単位：ユーロ)

	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
1株当たり純利益 (注1)	6.00	5.14	(0.07) (注7)	3.68 (注6)	5.16
1株当たり純資産 (注2)	73.90	70.95	66.61	65.00 (注6)	63.06 (注5)
1株当たり配当金純額	2.70	2.31	1.50	1.50	1.50
配当率(%) (注3)	45.0	45.0	n. s.	40.9 (注6)	29.7
株価					
最高値(注4)	62.00	61.00	61.82	56.72	44.83
最低値(注4)	35.27	43.14	43.28	37.47	24.54
年度末	60.55	52.23	49.26	56.65	42.61
CAC 40インデックス (12月31日現在)	4,862.31	4,637.06	4,272.75	4,295.95	3,641.07

(注1) 事業年度中発行済平均株式数に基づく。

(注2) 配当前。年度末における発行済株式数に基づく再評価を行った純資産。

(注3) 株主帰属当期純利益に対する割合で表示され、定時株主総会において提案された配当金の分配。

(注4) 取引中に記録された数値を示している。

(注5) 改訂されたIAS第19号の適用により修正再表示されたデータ。

(注6) IFRS第10号およびIFRS第11号の適用により修正再表示されたデータ。

(注7) 米国の関係機関との包括的和解に関連する費用につき調整した純利益に基づく場合、4.70ユーロ。

最近中間連結会計期間の業績等

(単位：百万ユーロ)

活動	2017年 6月30日
資産合計	2,142,961
顧客預金	793,384
顧客貸出金および債権	715,466
株主資本合計(注1)	99,318
ティア1およびティア2資本比率段階的 導入ベース値	14.7%
ティア1資本比率段階的導入ベース値	13.1%

(注1) 利益処分前。

(単位：百万ユーロ)

利益	2017年度 上半期
営業収益	22,235
営業総利益	7,045
営業利益	5,791
税引前当期純利益	6,215
純利益(ビー・エヌ・ピー・パリバ・グループ)	4,290

(2) ビー・エヌ・ピー・パリバ

	2016年	2015年	2014年	2013年	2012年
<u>年度末資本金</u>					
a) 資本金 (ユーロ)	2,494,005,306	2,492,770,306	2,491,915,350	2,490,325,618	2,484,523,922
b) 発行済株式数	1,247,002,653	1,246,385,153	1,245,957,675	1,245,162,809	1,242,261,961
c) 発行済転換社債の数	なし	なし	なし	なし	なし
<u>年度業績 (百万ユーロ)</u>					
a) 収益合計 (付加価値税を除く。)	32,458	28,160	24,598	26,704	30,015
b) 税金、減価償却費および減損控除前利益	10,153	7,323	1,766	6,183	6,349
c) 法人税費用	(278)	(74)	(218)	(466)	(1,273)
d) 税金、減価償却費および減損控除後利益	9,266	6,232	(3,089)	4,996	5,812
e) 総配当支払額	3,367	2,879	1,869	1,868	1,863
<u>1株当たり利益 (ユーロ)</u>					
a) 税引後利益 (減価償却費および減損控除前)	7.92	5.82	1.24	4.59	4.09
b) 税金、減価償却費および減損控除後利益	7.43	5.00	(2.48)	4.01	4.68
c) 1株当たり配当金	2.70	2.31	1.50	1.50	1.50
<u>人件費</u>					
a) 年度末被雇用者数	51,498	49,751	49,132	47,562	48,896
b) 給与合計 (百万ユーロ)	4,263	4,288	3,713	3,772	3,915
c) 社会保障および従業員給付金合計 (百万ユーロ)	1,599	1,404	1,328	1,359	1,488

無登録格付に関する説明書

(S&P グローバル・レーティング)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : S&P グローバル・レーティング

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

S & P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（<http://www.standardandpoors.co.jp>）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>）に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

この情報は、平成 29 年 4 月 1 日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

この情報は、平成29年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

以 上

無登録格付に関する説明書

(フィッチ・レーティングス)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称 : フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号 : フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）

○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.co.jp/web/>）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

この情報は、平成29年4月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

以 上

店頭デリバティブに類する複雑な仕組債への 投資に際しての確認書

本債券は、通常の債券に比べ非常に複雑な商品性を有しております。

本債券への投資に際しましては、『契約締結前交付書面』、『目論見書』及び『最悪シナリオを想定した想定損失額』等の内容を十分にご確認頂き、以下の事項についてご理解いただいておりますことをご確認ください。

1. 本取引に関して対象となる金融指標等を含む基本的な仕組みについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。
(『契約締結前交付書面』『目論見書』『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁ご参照)
2. 本商品に影響を与える主要な金融指標等の水準の推移等から想定される損失額について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
3. 想定した前提と異なる状況になった場合、更に損失が拡大する可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
4. 本商品を中途売却する場合の売却額(試算額)の内容について、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
5. 実際に本商品を中途売却する場合には、試算した売却額を下回る可能性があることについて、ご確認の上、ご理解いただいていること。(『最悪シナリオを想定した想定損失額』の頁参照)
6. 本取引により想定される損失額(中途売却した場合の売却額(試算額)を含む。)を踏まえ、お客様が許容できる損失額であること、並びに、お客様の資産の状況への影響に照らして、お客様が取引できる契約内容であることを、ご確認いただいていること。
7. 本債券は、通常の債券に比べ複雑な商品性を有しているため、**本債券の商品性を理解する投資経験をお持ちでないお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
8. 本債券は、元本リスクのある商品であり、**元本の安全性を重視するお客様には必ずしも適合するものではないこと**を、ご確認の上、ご理解いただいていること。
9. 本取引に関しては、お客様の投資目的・意向をお客様自らにおいて確認し、本債券の商品内容及びリスクを勘案のうえ、自らの投資目的・意向に適合するか否かについて十分検討したうえで、本債券の購入判断をいただいていること。